

香川県教育基本計画

令和3年度～7年度



香川県教育委員会



香川県教育委員会では、平成17年3月に策定した「香川県教育基本計画」から、平成28年3月に策定した第3期「香川県教育基本計画」まで、「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念として、子どもたちが、豊かな知性とすこやかな心身を兼ね備えた、たくましい人に育つよう、教育やスポーツに関する取組みを進めてまいりました。

この間、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、Society5.0時代の到来など、子どもを取り巻く社会状況が急激に変化しています。また、令和2年2月には、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、全国の学校等において一斉臨時休業が実施され、学校の役割が再認識されるとともに、義務教育段階において「GIGAスクール構想」の前倒しによる「1人1台端末」が実現されるなど、教育におけるICTの活用も加速化しています。

このような中、確かな学力の育成、問題行動等の防止、体力づくり、家庭の教育力の向上などの従来からの課題に加え、緊急時における学びの保障や児童生徒の心のケアなど新たな課題も生じており、教育における課題は多様化・複雑化しています。こうした多岐にわたる課題に取り組むとともに、教職員の資質・能力の向上や学校における働き方改革などを推進し、将来にわたって質の高い教育環境を整えることはもとより、流動的で予測困難な社会において、変化を前向きに受け止め、それぞれの夢と志に向かって、生涯にわたって可能性に挑戦する意欲と能力を持ったたくましい人づくりを進めることが必要です。

こうしたことから、このたび、基本理念を新たに「郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり ～自立・協働・創造を支える香川の教育～」とし、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第4期「香川県教育基本計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき、学校をはじめ家庭や地域と連携・協力しながら、子どもたちの自立・協働・創造を支える教育を推進し、香川で育ったことを人生のゆるぎない礎として、自分の良さや可能性を見出し、夢と志を持って、生涯にわたって学び、歩み続ける人づくりに取り組んでまいりますので、県民の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、香川県議会、香川県教育施策推進協議会をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

令和3年10月

香川県教育委員会

目次



はじめに

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の構成	2
5	計画の推進・管理	3
6	計画と方向性を同じくするSDGsのゴール	3



第1章 教育をめぐる現状と課題

1	社会情勢の変化	6
2	子どもたちを取り巻く現状	13
3	スポーツについて	26
4	生涯学習について	28



第2章 基本理念、重点項目、施策体系

1	基本理念	30
2	重点項目	31
3	施策体系	41



第3章 施策の推進

重点項目1 学力の育成

- ① 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進…………… 45

重点項目2 心の育成

- ① 豊かな心、多様性を尊重する心の育成…………… 62
② 共感的理解に基づく生徒指導の充実…………… 72

重点項目3 体の育成

- ① 未来を支える健やかな体づくりの推進…………… 78

重点項目4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

- ① 郷土を支える教育の推進…………… 85
② 地域を担うグローバル人材の育成…………… 92

重点項目5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

- ① 安全で安心できる学校づくり…………… 96
② 教職員の資質・能力の向上…………… 104
③ 信頼され魅力ある学校づくり…………… 110

重点項目6 家庭や地域での学びの環境づくり

- ① 家庭・地域の教育力の向上…………… 114
② いつでも学べる環境づくり…………… 119

重点項目7 スポーツの振興

- ① 多様なスポーツ環境づくり…………… 124
② スポーツ競技力の向上…………… 126



資料

- 1 数値目標一覧…………… 130
2 計画策定の経過…………… 132
3 香川県教育施策推進協議会…………… 134



はじめに

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の構成	2
5	計画の推進・管理	3
6	計画と方向性を同じくするSDGsのゴール	3

1 計画策定の趣旨

本県では、第1期の「香川県教育基本計画（平成17年度～22年度）」および第2期の「香川県教育基本計画（平成23年度～27年度）」の後継計画として、平成28年3月に「香川県教育基本計画（平成28年度～32年度）」を策定し、「夢に向かってチャレンジする人づくり」を基本理念に、香川型指導体制の推進や教員の指導力の向上などに取り組んでまいりました。

少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展、Society5.0時代の到来など子どもを取り巻く社会状況が急激に変化しており、これからの時代を生き抜くために必要とされる資質・能力を育成する施策を着実に実施することが必要です。また、教育におけるICTの活用など新たな教育課題への対応や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で再認識された学校の役割や課題を踏まえた施策も盛り込み、本県教育行政の総合的な計画である第4期の香川県教育基本計画を策定するものです。

2 計画の性格

- (1) この計画は、長期的な展望に立って、本県教育の進むべき方向とめざす目標、そして、それらを実現するための総合的な教育施策を明示するものであり、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定める本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、県政運営の基本指針である「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画の教育、スポーツに関する分野別計画として位置づけるとともに、知事が定める県の教育、学術及び文化の振興に関する大綱との整合を図り策定するものです。
- (3) スポーツに関する部分については、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づき定めるスポーツの推進に関する計画です。
- (4) 子どもの読書活動に関する部分については、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき定める子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画です。

3 計画の期間

令和3（2021）年度から、令和7（2025）年度までの5年間とします。

4 計画の構成

この計画は、「教育をめぐる現状と課題」、「基本理念、重点項目、施策体系」および「施策の推進」で構成し、「教育をめぐる現状と課題」では、社会の動向や子どもたちを取り巻く現状などを分析します。

「基本理念、重点項目、施策体系」では、本県教育の基本理念、それを実現するための7つの重点項目とその基本的方向、総合的・計画的に展開すべき具体的な取組みの内容からなる施策体系を示します。

「施策の推進」では、具体的な取組みにかかる現状と課題、それらを踏まえた主な施策などを示します。

5 計画の推進・管理

(1) 県民との協働による教育の推進

この計画はもとより、教育施策全体に関する広報を行うとともに、多様化する県民の要望や期待を的確に把握し施策に反映させるため、保護者や教育関係者をはじめ、広く県民の教育行政への参画が図られるよう努めます。

(2) 他部局との連携の推進

総合教育会議における知事と教育委員会との協議・調整はもとより、他部局との連携を十分に図りつつ、総合的な教育施策の推進に努めます。

(3) 市町、関係機関などとの連携の推進

住民に最も身近な基礎自治体であり、公立学校の設置者でもある市町と常に連携・協力しながら、教育施策の推進に努めます。

また、大学、産業界など教育にかかわるさまざまな機関や団体などとの密接な連携・協力を推進します。

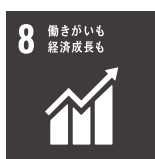
(4) 適切な進行管理の実施

この計画を効果的かつ着実に実施するため、計画の進捗状況について、毎年度、学識経験者等の意見を踏まえ、点検・評価を実施し、その結果を議会に報告するとともに、広く県民に公表します。

また、点検・評価の結果や教育を取り巻く環境、社会経済情勢の変化等も踏まえながら、PDCAサイクルの考え方にに基づき、迅速かつ柔軟に施策の見直しを行います。

6 計画と方向性を同じくするSDGsのゴール

本計画に掲げる教育施策は、「ゴール4 質の高い教育をみんなに」をはじめ、次のSDGsのゴールと方向性を同じくしています。



用語解説

● Society5.0

超スマート社会。①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。

● SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている2030年を期限とする開発目標のこと。



第1章 教育をめぐる現状と課題

1 社会情勢の変化	6
(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来	6
(2) グローバル化の進展	7
(3) Society5.0の到来と持続可能な社会づくり	8
(4) 社会経済環境と雇用形態の変化	9
(5) 価値観やライフスタイルの多様化	10
(6) 教育をめぐる国の動き	10
2 子どもたちを取り巻く現状	13
(1) 子どもたちの現状	13
■ 学力について	13
■ 授業の理解度、学習習慣について	13
■ 学校生活について	14
■ 自己有用感や規範意識について	15
■ いじめ、暴力行為等問題行動と不登校、ネット・ゲーム依存について	15
■ 体力、運動能力について	16
■ 発育、健康状態について	17
■ 勤労観、職業観について	18
■ 子どもの読書活動の現状について	19
(2) 学校の現状	20
■ 幼稚園	20
■ 小学校、中学校	20
■ 高校	21
■ 特別支援教育	23
■ 教員の現状	24
(3) 家庭や地域	24
■ 家庭や地域の教育力	24
■ 学校、家庭、地域の連携	25
3 スポーツについて	26
(1) 生涯スポーツの現状	26
(2) 競技スポーツの現状	27
4 生涯学習について	28

1 社会情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

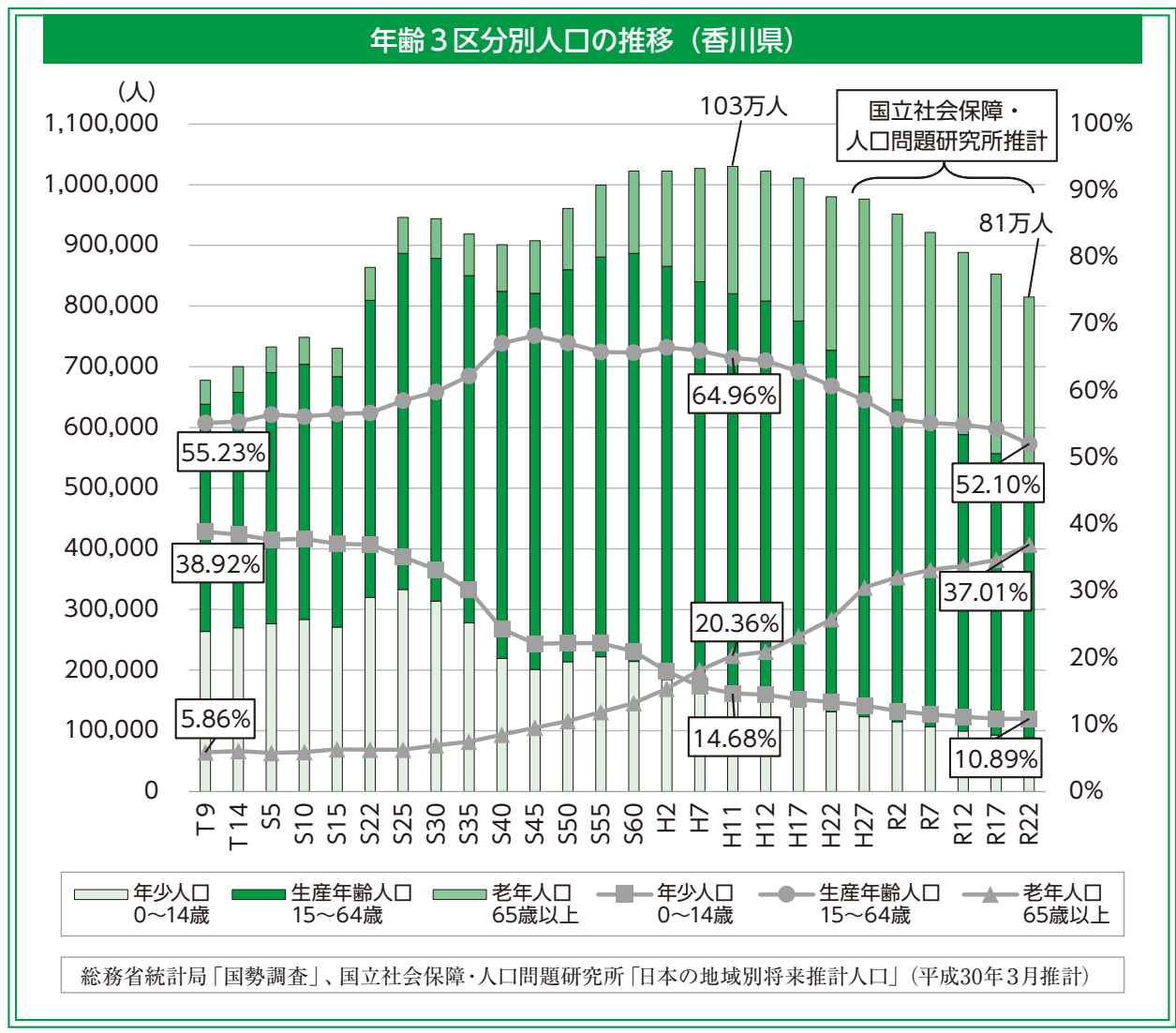
我が国では、依然として出生率の低下により少子化が進むとともに、総人口の中で高齢者の占める割合が高まる傾向が続くことが予想されます。これにより、総人口は長期的に減少が続くとされています。

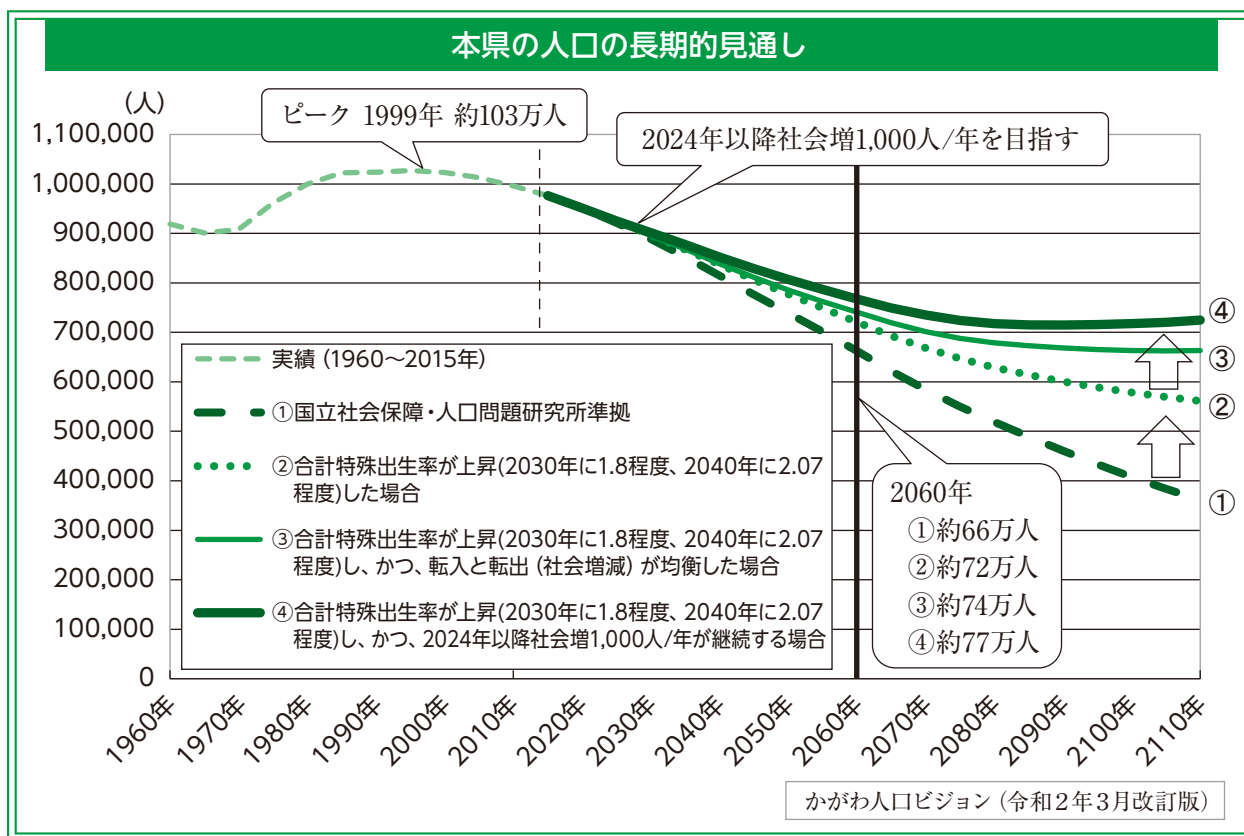
本県の人口は、平成11年の約103万人をピークとして減少に転じ、令和2年の人口は約95万人と、平成12年以来21年連続の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、現状のままで何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、令和22年の本県の総人口は81万人程度にまで減少すると見込まれています。

年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は、今後も減少し、令和22年に年少人口は、9万人を割り込み、生産年齢人口は、42万人程度にまで減少すると予測されています。一方、老年人口（65歳以上）は、平成27年から令和22年までの間は、30万人前後で推移すると予測されています。

本県では、「かがわ人口ビジョン」（令和2年3月改訂版）において令和42（2060）年に人口約77万人を維持する目標を掲げており、この目標の実現の観点からも、これからの社会を担い、生涯にわたって活躍できる人材の育成が求められています。

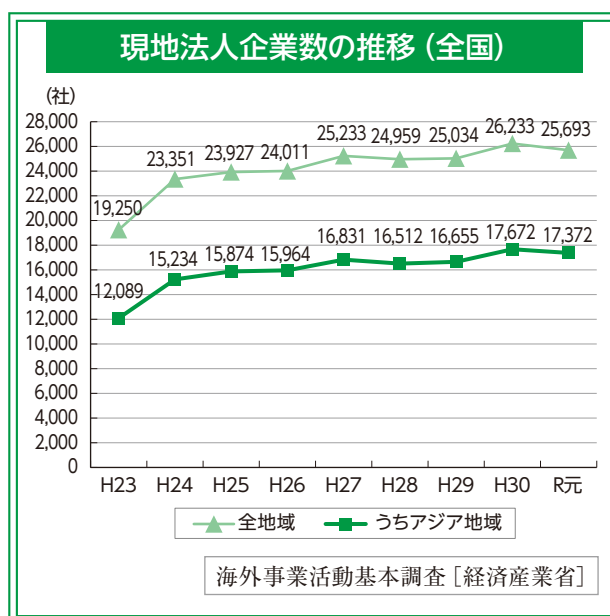
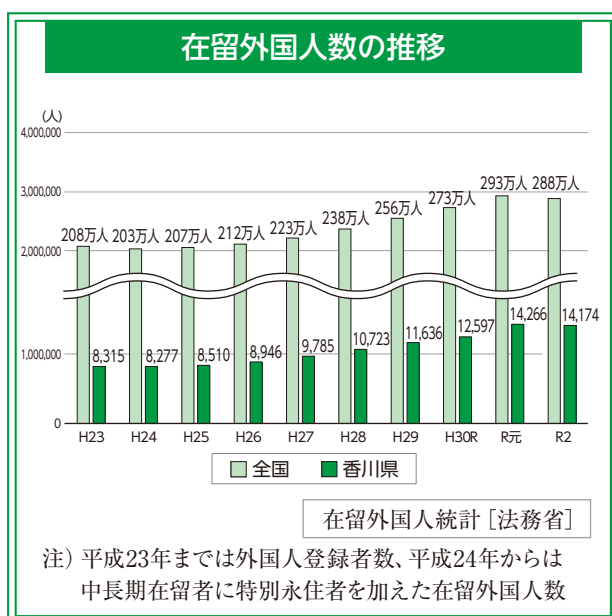




(2) グローバル化の進展

我が国における令和2年の在留外国人数は、約288万人で、総人口の約2.3%を占めています。県内の在留外国人数は14,174人で、県の人口比では約1.5%を占め、近年上昇しています。令和元年には、新たな在留資格「特定技能」が創設され、今後も外国人労働者の増加が見込まれるなど、身近なところで、外国人と接する機会が増えていくと考えられます。

また、企業のグローバルな活動が進展する中、国境を越えた人、モノ、情報等の流れが加速し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しています。このような中、豊かな語学力、コミュニケーション能力、主体性や積極性、課題を発見し解決する能力等を身に付け、グローバルな視点を持って豊かな地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする志を持つ人材の育成が求められています。



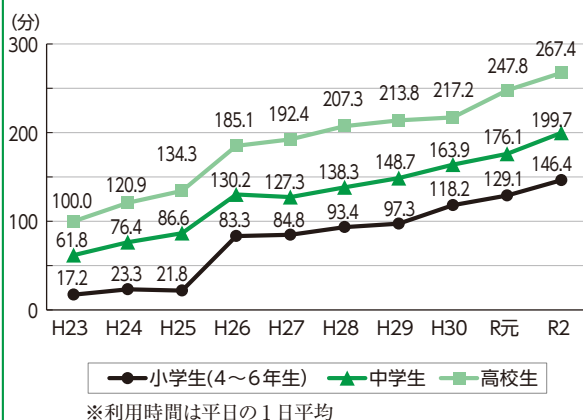
(3) Society5.0 の到来と持続可能な社会づくり

IoTやビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新の一層の進展により、社会や生活を大きく変えていくSociety5.0が到来しつつあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会や生活におけるICT活用の重要性の認識も高まりました。加えて、AI等の発展によって、近い将来、多くの職種がコンピュータに代替される可能性が指摘される一方で、これまでになかった仕事が生まれることが考えられ、ICTを主体的に使いこなすだけでなく、多様な人々と協働しながら、新しい価値を創造できる人材育成が重要となっています。

一方で、スマートフォンやSNSなどの急速な普及により、ネット・ゲーム依存や、「ネット上のいじめ」をはじめとするSNSなどの利用によるトラブルや犯罪が深刻な問題となっており、情報化社会の危険性とその対処法などを児童生徒と保護者が正しく認識し、適切に行動するための情報モラルを身に付けることが求められています。

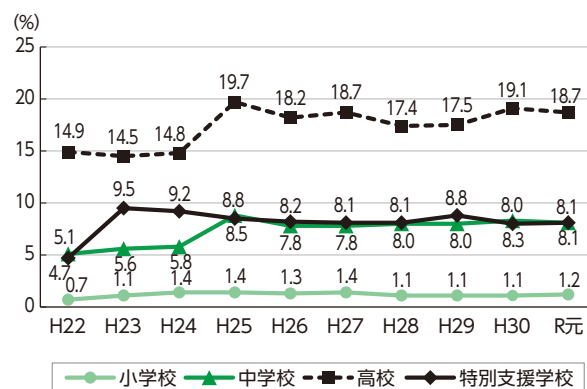
また、自然環境や資源の有限性、貧困問題、イノベーションなど、地域や地球規模の諸課題について、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、子どもたち一人ひとりが自らの課題として考え、持続可能な社会づくりにつなげていく力を育むことが求められています。

スマートフォンや携帯電話等を通じたインターネット利用時間の推移(全国)



青少年のインターネット利用環境実態調査[内閣府]

パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる割合の推移(全国)



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査[文部科学省]

用語解説

●IoT

「Internet of Things (モノのインターネット)」の略で、様々な「モノ」にセンサーと通信機能をもたせ、インターネットに接続して相互に情報をやりとりし、自動制御や遠隔操作などを行う機能。

●ICT

「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。

●イノベーション

技術革新だけでなく、これまでとは異なる新たな考え方や仕組みによって、新たな価値を生み出すこと。

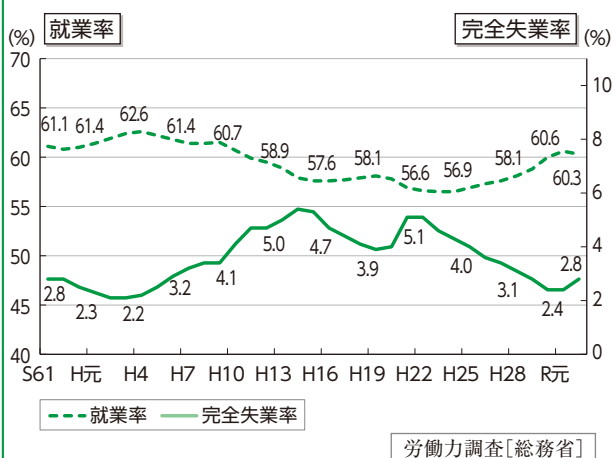
(4) 社会経済環境と雇用形態の変化

少子高齢化や経済のグローバル化の進展、急速な経済成長を遂げる新興国を交えた国際競争の激化等に加え、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済・産業の情勢は厳しい状況にあります。

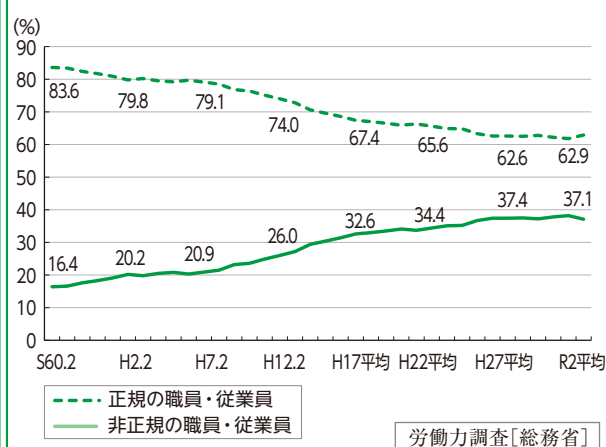
雇用形態の多様化やパートタイマー、派遣社員などの非正規雇用の割合も増える中、令和元年国民生活基礎調査では、平成30年の日本の子どもの貧困率は13.5%で、およそ7人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしており、子どもの貧困に関する現状は依然として厳しい状況にあります。経済的な格差が教育の格差につながり、子どもの進学や学力にも影響を与え、より一層格差を生み出すといった格差の固定化が懸念されており、その対策が必要です。

なお、本県の生活保護世帯数は8,000世帯を超えており、生活保護世帯の子どもの数は令和元年度が1,028人で、香川県全体の子どもの数に占める生活保護世帯における子どもの割合は0.72%となっています。

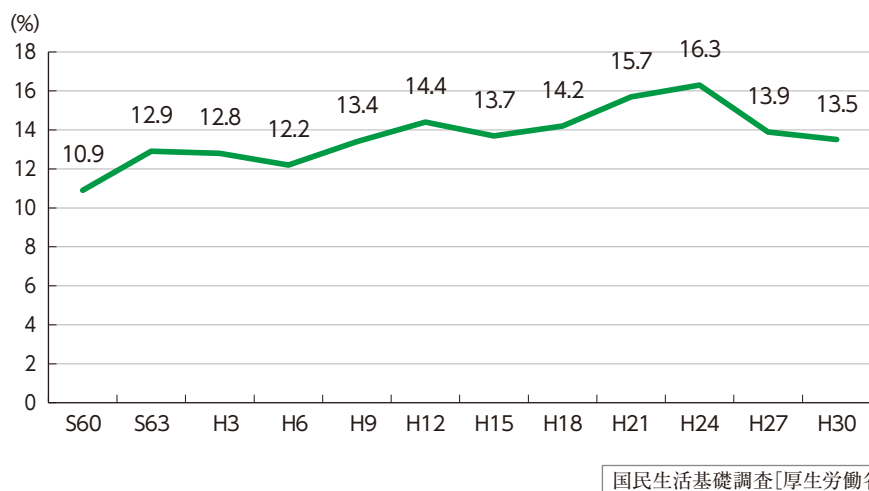
就業率・完全失業率の推移(全国)



雇用形態別雇用者割合の推移(全国)



子どもの貧困率の推移(全国)



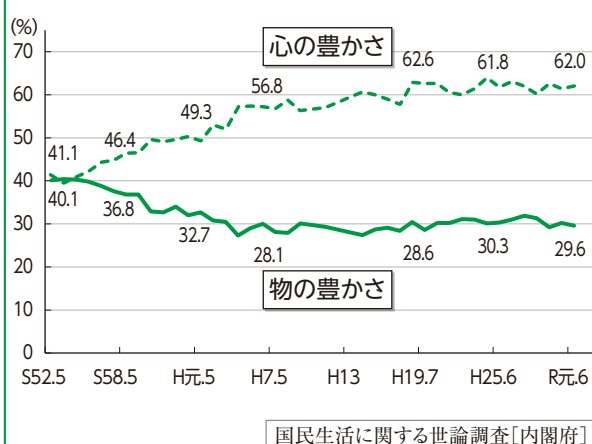
(5) 価値観やライフスタイルの多様化

科学技術の発展や情報化社会の進展、少子高齢化の急速な進行などを背景として、物質的な面での豊かさに加え、精神的な面での豊かさを重視し、健康で生きがいのある人生を過ごし、その中でそれぞれの自己実現を図ることを求める傾向がみられます。

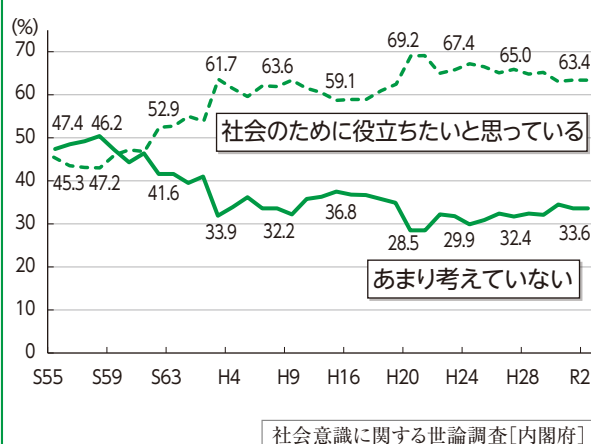
このような価値観やライフスタイルの多様化に伴い、子どもの教育への期待や、自己実現のための学習機会へのニーズも多岐にわたっています。

また、医療体制の充実等により平均寿命が著しく伸長し、「人生100年時代」の到来が予測される中、生涯に複数の仕事を持つことや、ボランティア等により、多様な形で地域や社会の課題解決のために活動することが一般的になると考えられ、より豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、こうした活動につなげていくことが一層重要となっています。

これからは心の豊かさか、物の豊かさか(全国)



社会への貢献意識(全国)



(6) 教育をめぐる国の動き

国においては、平成28年度以降、幼稚園、小・中学校、高校および特別支援学校の学習指導要領等が改訂され、順次実施されているほか、平成29年度からは、大学入学共通テスト実施方針策定をはじめとした大学入学者選抜の改善が進められるとともに、平成30年に第3期教育振興基本計画が策定され、令和12年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方が示されています。

また、学校における働き方改革の総合的な方策が、平成31年1月に中央教育審議会の答申で示され、文部科学省においても答申の具体化に向けた制度改正が行われるなど、教員の業務負担の軽減を図り、授業改善のための時間や児童生徒に接する時間を十分確保し、児童生徒に対して効果的な教育活動を継続的に行うための各種取り組みが進められています。

さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立を図るため、義務教育段階において「GIGAスクール構想」の前倒しにより「1人1台端末」が整備されました。また、公立小学校の学級編成基準の35人への引き下げや、児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員への厳正な対応など、教育をめぐる環境は大きく変化しています。

その他にも教育に関するさまざまな施策が検討、実施されているところであり、引き続き、国の動向を注視しながら、的確に対応していく必要があります。

【主な動き】

H27年度	☐ 改正公職選挙法が成立し、選挙権年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げ（H 27.6 公布、H 28.6 施行） ☐ スポーツ庁創設（H 27.10） ☐ 文部科学省が高校生の政治的活動を限定的に認める通知を発出（H 27.10） ☐ これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（H27.12 中教審から答申） ⇒ 教員養成・採用・研修の一体改革 ☐ チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（H27.12 中教審から答申） ⇒ 専門スタッフの配置の充実 ☐ 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（H27.12 中教審から答申） ⇒ コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進
H28年度	☐ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定（H28.12 公布） ⇒ 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等を総合的に推進 ☐ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（H28.12 中教審から答申） ☐ 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の改訂（H29.3）
H29年度	☐ 特別支援学校学習指導要領等（幼稚園及び小学部・中学部）の改訂（H29.4） ☐ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行（H29.4） ⇒ 部活動指導員を制度化 ☐ 大学入学共通テスト実施方針の策定（H29.7） ☐ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（H29.12 中教審とりまとめ） ☐ 学校における働き方改革に関する緊急対策を公表（H29.12） ☐ 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定（H30.3） ☐ 高等学校学習指導要領の改訂（H30.3）
H30年度	☐ 第3期教育振興基本計画の策定（H30.6） ☐ 新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて～柴山・学びの革新プラン～の公表（H30.11） ☐ 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定（H30.12） ☐ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（H31.1 中教審から答申） ☐ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定（H31.1） ☐ 特別支援学校学習指導要領（高等部）の改訂（H31.2） ☐ 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（中間まとめ）の公表（H31.3）

R元年度	☐ 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）の公表（R元.6） ⇨ 先端技術や教育ビッグデータの活用、I C T環境の整備 ☐ 令和2年度の大学入試における民間試験活用のための「大学入試英語成績提供システム」の導入見送り決定（R元.11） ☐ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正（R元.12） ☐ 令和3年1月実施の大学入学共通テストにおける記述式問題の導入見送り決定（R元.12） ☐ G I G Aスクール実現推進本部設置（R元.12） ☐ 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針の策定（R2.1） ☐ 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（R2.2 文部科学省から通知）
R2年度	☐ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（R2.5 文部科学省から通知） ☐ 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（R3.1 中教審から答申） ☐ デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議（中間まとめ）の公表（R3.3） ☐ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正（R3.3）
R3年度	☐ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布（R3.6）

2 子どもたちを取り巻く現状

(1) 子どもたちの現状

■ 学力について

全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の児童生徒の平均正答率は、前計画策定時（平成27年度）は、小・中学生とも全国平均を下回る教科がみられましたが、令和元年度の調査では、小学校において、国語、算数とも全国平均を上回り、中学校では、国語、数学においてほぼ同等で、英語は、全国平均を下回る結果となりました。

全国と香川県の平均正答率の差の推移

(ポイント)

調査区分	小学校					中学校				
	H27	H28	H29	H30	R元	H27	H28	H29	H30	R元
国語 A	2.3	2.1	0	▲2	1	0.2	1.6	1	0	0
国語 B	4.1	1.7	1	3		▲0.9	1.0	▲1	▲1	
算数・数学 A	▲0.9	0.6	0	0	1	0.0	1.6	1	1	0
算数・数学 B	2.0	▲0.5	2	1		▲0.3	0.5	1	▲1	
理科	1.5			0		0.2			0	
英語										▲1

※教科ごとの平均正答率は、平成29年度以降文部科学省が整数値で提供

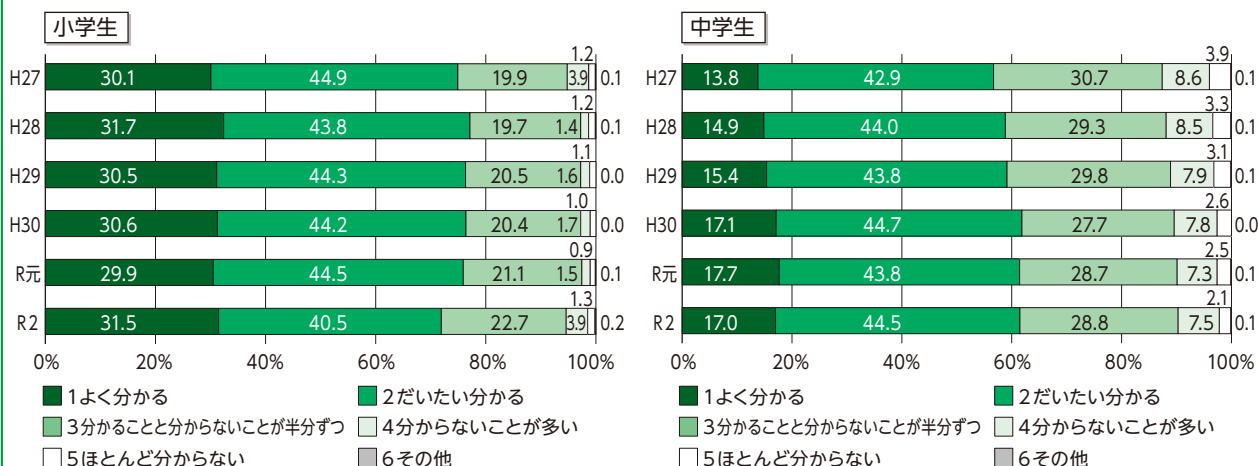
※令和元年度から国語A、国語Bが国語に、算数・数学A、算数・数学Bが算数・数学に変更

全国学力・学習状況調査 [文部科学省]

■ 授業の理解度、学習習慣について

香川県学習状況調査の結果によると、「授業の内容がよく分かる・だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合は、令和2年度は小学校6年生で74.5%、中学校2年生で59.5%であり、教員は児童生徒一人ひとりが分かることの楽しさやできることの喜びを実感できる授業づくりに努める必要があります。

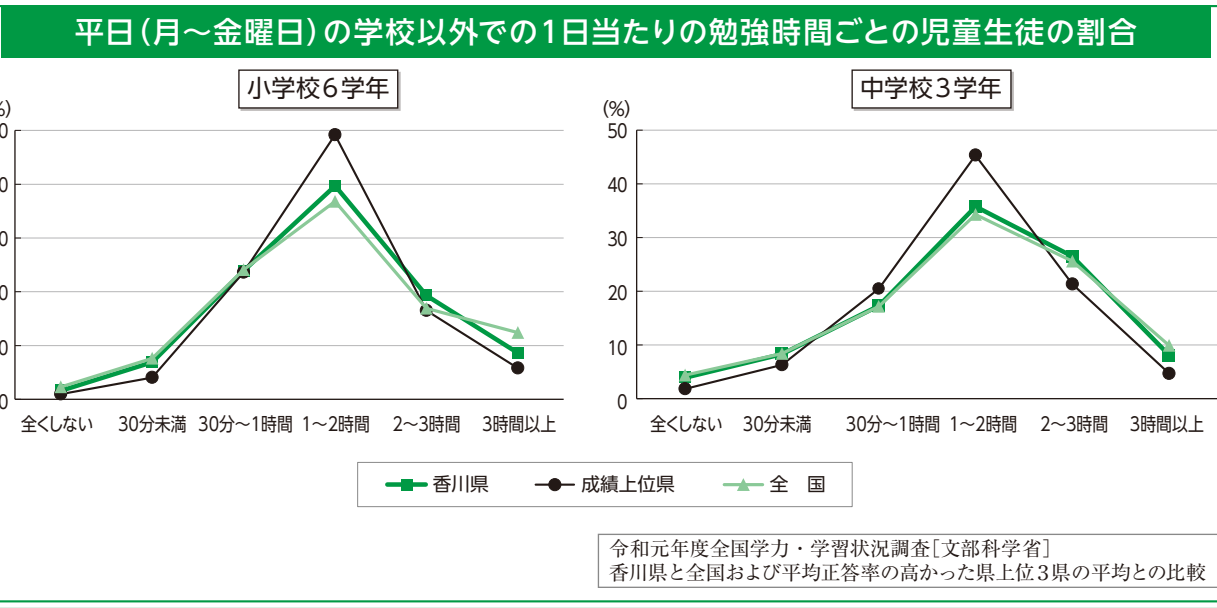
授業の理解度についての児童生徒の回答別割合



※合計値については、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

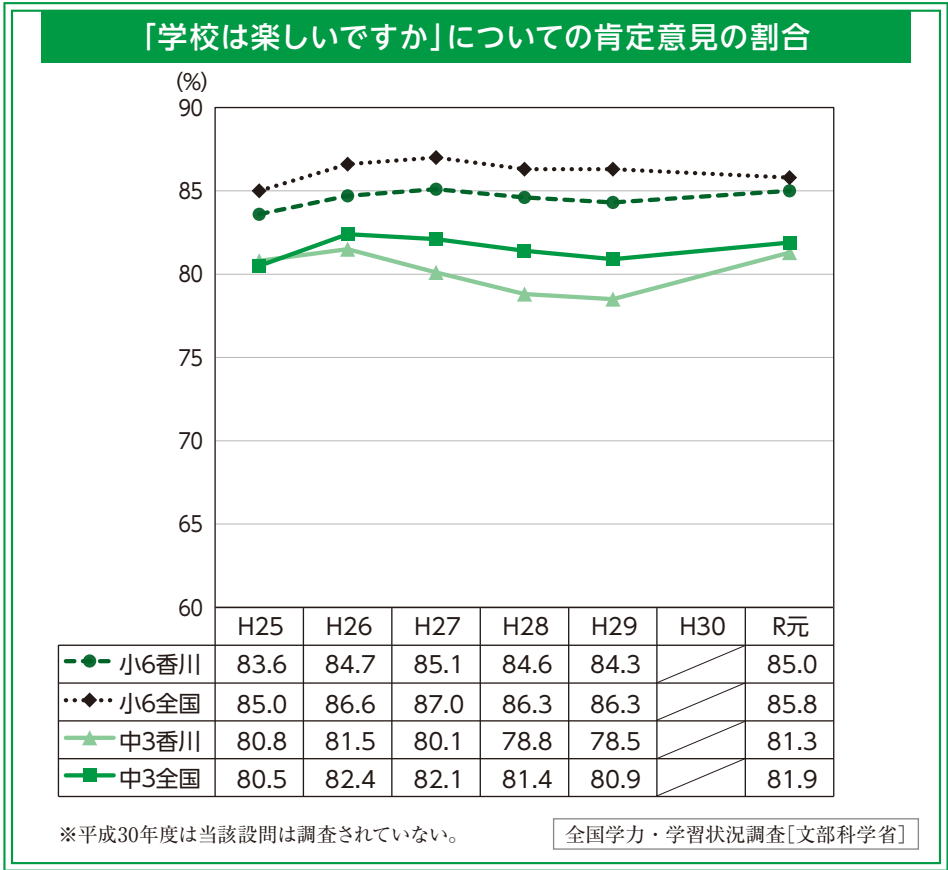
香川県学習状況調査

学習習慣については、平日1日当たりの学校以外での勉強時間ごとの児童生徒の割合をみると、全国平均とほぼ同じです。しかし、平均正答率の高かった県と比較すると、平日で1～2時間勉強をしている児童生徒の割合が低く、30分未満や全くしないという児童生徒の割合が高いことから、家庭学習の習慣化について、学校と家庭が連携して積極的に取り組む必要があることがうかがわれます。



■ 学校生活について

全国学力・学習状況調査の結果によると、「学校は楽しいですか」の質問に対して、本県の児童生徒の肯定的な回答の割合は、小・中学生とも全国を下回る結果が続いており、ほぼ横ばい状態です。



■ 自己有用感や規範意識について

令和元年度の全国学力・学習状況調査の結果によると、本県の児童生徒は、「自分にはよいところがあると思いますか」、「将来の夢や目標を持っていますか」といった質問について、やや消極的な回答となっており、自己有用感が全国平均と比べると低い状況がみられます。

また、規範意識については、「学校のきまり（規則）を守っている」と答えた児童生徒の割合は、全国平均を下回っているものの、「いじめは、どんな理由があってもいけないと思う」と答えた児童生徒については、全国平均を上回っています。

自己有用感や規範意識に関する質問への回答結果（当てはまると回答した児童生徒の割合）

(%)

質問項目	小学校			中学校		
	県	全国	全国との差	県	全国	全国との差
ものごとを最後までやり遂げて、うれしかったことがありますか	79.4	79.5	▲ 0.1	74.0	75.6	▲ 1.6
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか	40.5	43.1	▲ 2.6	31.1	31.3	▲ 0.2
自分には、よいところがあると思いますか	35.7	38.8	▲ 3.1	23.9	29.0	▲ 5.1
将来の夢や目標を持っていますか	61.5	65.9	▲ 4.4	39.7	44.9	▲ 5.2
学校のきまり（規則）を守っていますか	39.5	46.7	▲ 7.2	62.5	66.8	▲ 4.3
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか	86.8	85.0	1.8	79.2	78.3	0.9

令和元年度 全国学力・学習状況調査〔文部科学省〕

■ いじめ、暴力行為等問題行動と不登校、ネット・ゲーム依存について

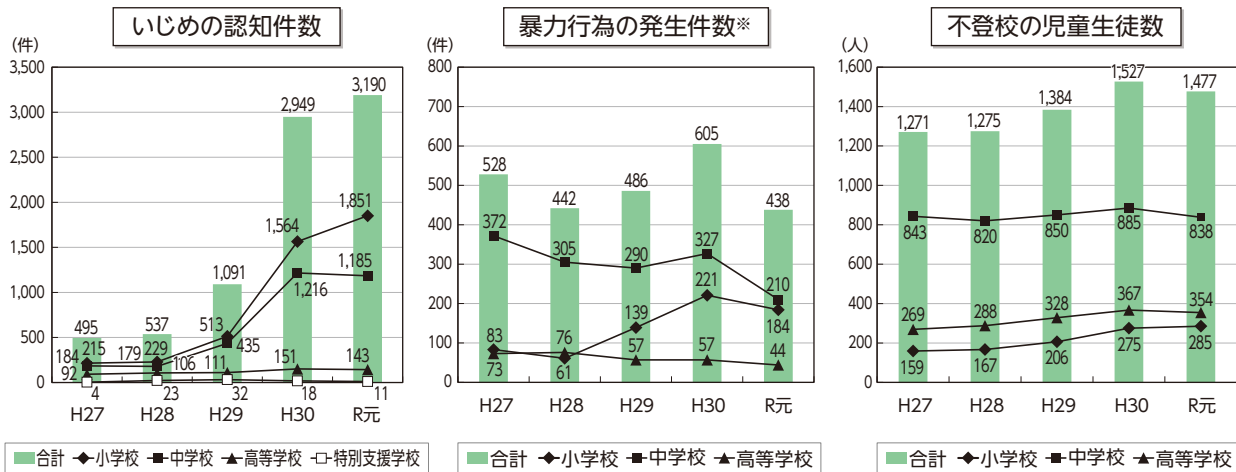
令和元年度のいじめの認知件数は3,190件と前年度と比較すると大幅に増加し過去最多を更新しています。これは、「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という共通認識のもと、ささいな兆候も含め初期段階のものも認知するなど、積極的ないじめ認知と早期対応による取組みの成果であると捉えられます。今後も継続して、幅広く認知し深刻なものを減らすために、いじめの未然防止等の取組みを一層強力に進める必要があります。

また、暴力行為の発生件数は、小・中学校において減少傾向にあり、小学校と中学校の件数が同じくらいになっています。主な暴力行為の内容として、「感情のコントロールがうまくできず、ささいなことで暴力に至ってしまうケース」や「同じ児童生徒が複数回暴力行為に及んだりするケース」が多くみられます。

不登校児童生徒は、1,477人で、6年ぶりに減少に転じました。不登校は、登校していない状態を問題行動と捉えるのではなく、学校復帰という結果のみを目標にせず、社会的な自立をめざすことを各学校の全教職員が理解した上で、不登校児童生徒とその保護者を支援することが必要です。

令和2年度の「スマートフォン等の利用に関する調査」によると、自分のスマートフォン等を持っている、または家族所有のスマートフォン等を利用している児童生徒の割合は、小学生（4～6年）、中学生、高校生ともに9割を超えるとともに、学習アプリや学習のための動画サイトの利用等も含めて、小（4～6年）・中学校、高校ともに1日の利用時間が1時間以上3時間未満の児童生徒が増加していました。また、ネット・ゲーム依存傾向として注意が必要な児童生徒は、平成29年度調査と比較できる中・高校生において増加しているほか、初めて調査を行った小学生でも、中・高校生より少ないものの一定数いたことから、引き続き、状況を注視するとともに、家庭におけるルールづくりの推進をはじめとする依存予防対策が必要です。

いじめ、暴力行為等問題行動と不登校の状況の推移(香川県)



児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査[文部科学省]

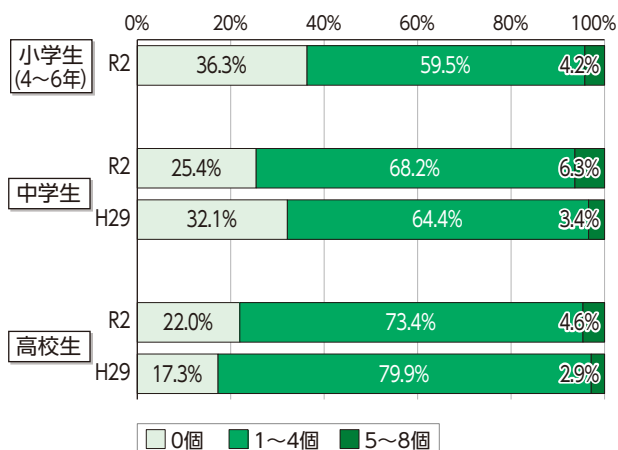
※暴力行為については、平成26年度以前は、都道府県別に校種別の発生件数が公表されていない。
※平成27年度に、対象となる行為等の程度が広がり、「激高して教師の足を蹴った」などの文部科学省が示す例と「同等」のものも含むといった変更があった。

ネット・ゲームへの依存傾向(香川県)

あなたはスマートフォンやゲーム機などを利用して、
次のようなことがありますか。

- ① ネットに夢中になっていると感じる
- ② 満足を得るために、ネットの利用時間をだんだん長くしたいと感じる
- ③ ネット利用を制限したり、時間を減らしたり、完全にやめようとしたが、うまくいかなかったことがよくある
- ④ ネットの時間を減らしたり、完全にやめようとしたとき、落ち着かなかったり、不機嫌や落ち込み、またはイライラなどを感じる
- ⑤ 使い始めに思っていたよりも長い時間ネットを利用している
- ⑥ ネットのために大切な人間関係や学校のことを台無しにしたり、あやうくすることがある
- ⑦ ネットに熱中しすぎていることを隠すために、家族、学校の先生にウソをついたことがある
- ⑧ 問題から逃げるために、または、絶望、罪悪感、不安、落ち込みといったいやな気持ちから逃げるためにネットを利用する

※全8項目のうち、5項目以上に当てはまれば、ネット・ゲーム依存傾向として注意が必要
(厚生労働省研究班による生活習慣についての全国調査(平成29年度)を基に香川県教育委員会で作成)



※合計値については、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

令和2年度 スマートフォン等の利用に関する調査[香川県教育委員会]

用語解説

● ネット・ゲーム依存

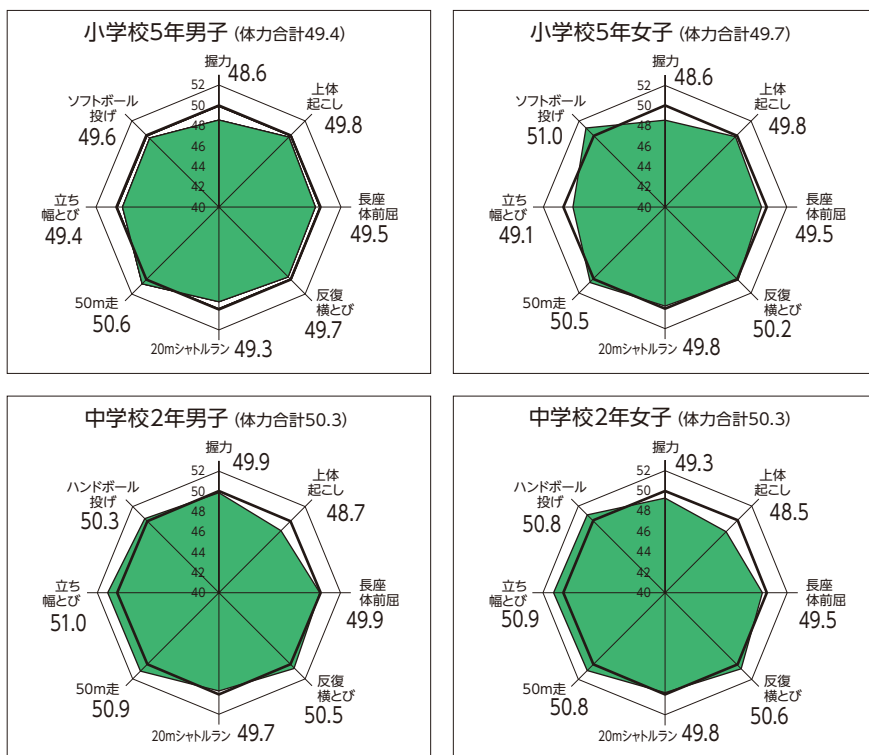
インターネットやコンピュータゲームの利用が生活の中心となり、日常生活や社会生活にさまざまな支障を生じてもお、過剰使用をやめられない状態。

■ 体力・運動能力について

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点は、小学校5年生男子は全国平均をやや下回っており、女子は全国平均並みでした。中学校2年生は、男女ともに全国平均並みでした。小学生、中学生ともに、特に「握力」や「上体起こし」といった「筋力」や「20mシャトルラン」などの「全身持久力」に課題があることが明らかになりました。

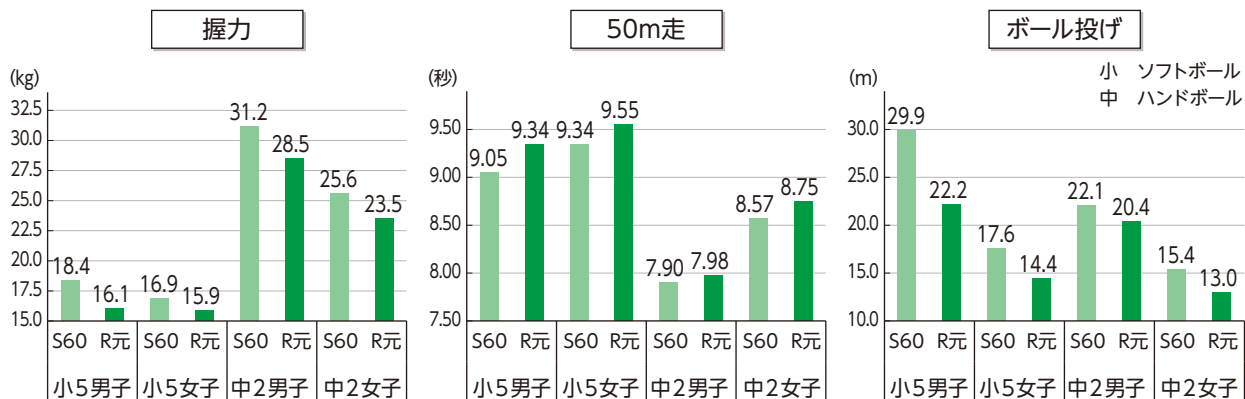
また、体力水準が高かった昭和60年頃の児童生徒と比較すると、依然として低い水準となっています。

各種目の全国平均との比較（T得点）



令和元年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査[スポーツ庁]

昭和60年度の児童生徒の体力水準との比較（香川県）

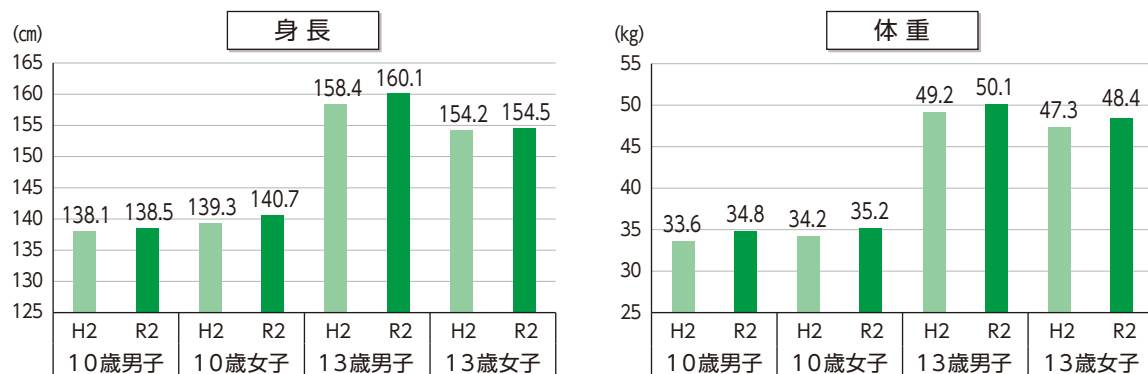


全国体力・運動能力、運動習慣等調査[スポーツ庁]

■ 発育、健康状態について

令和2年度の学校保健統計調査の結果によると、30年前と比較すると、身長、体重とも親の世代をほぼ上回っており、体格はよくなっています。しかし、全国平均と比較すると、本県の児童生徒は、年齢別の身長、体重とも、多くの年齢区分でやや下回っています。肥満傾向児の出現率については、すべての校種で、全国平均を上回る傾向にあります。

児童生徒の平成2年度の身長・体重との比較(香川県)



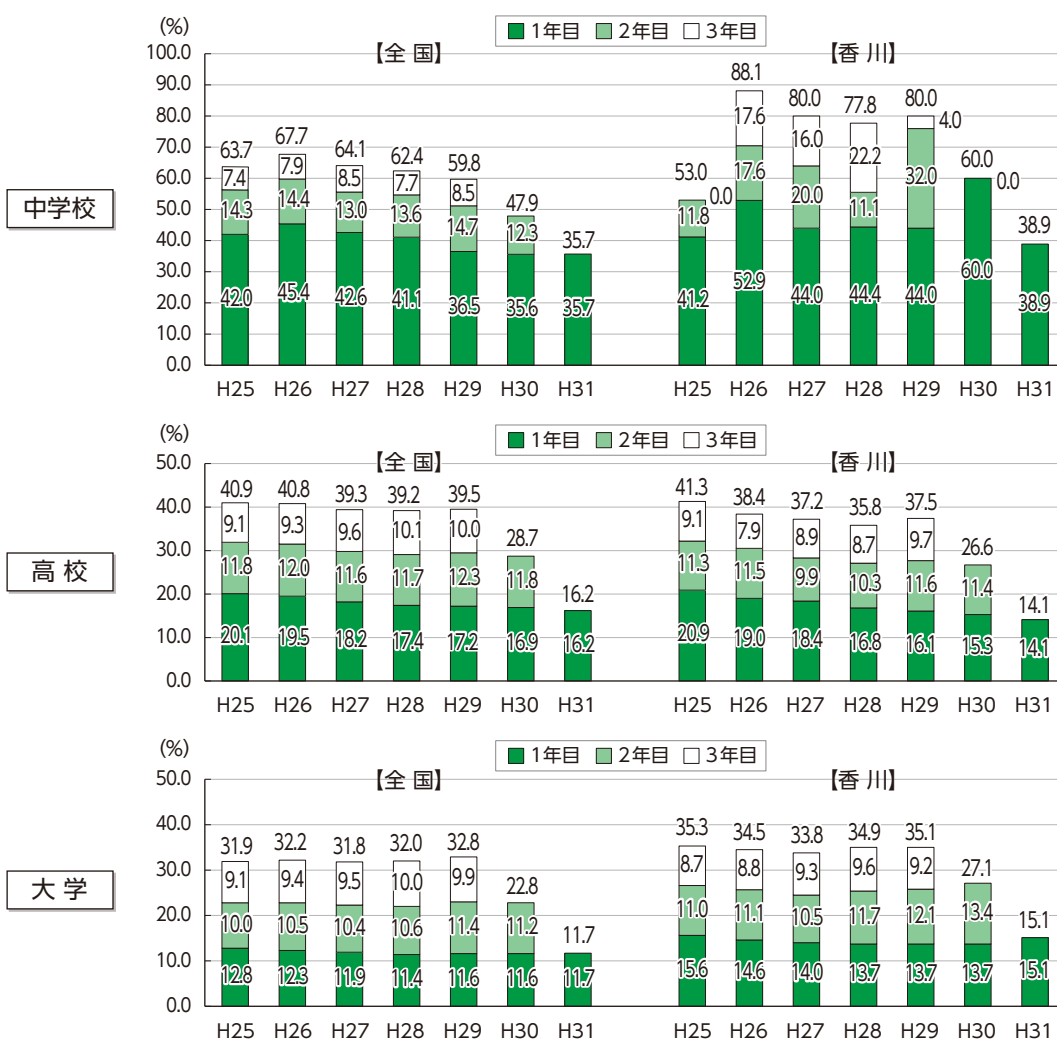
学校保健統計調査[文部科学省]

■ 勤労観、職業観について

経済・産業の構造的変化や就業形態の多様化などに伴って、社会全体が大きく変動し、このような変化の激しい時代を反映して、望ましい勤労観、職業観を形成することが難しくなっています。

また、新卒者が就職後3年以内に離職する割合は、全国的に七五三現象（中学卒7割、高校卒5割、大学卒3割の者が3年以内に離職する）と言われており、本県においても同様に依然若年層の離職率が高くなっています。

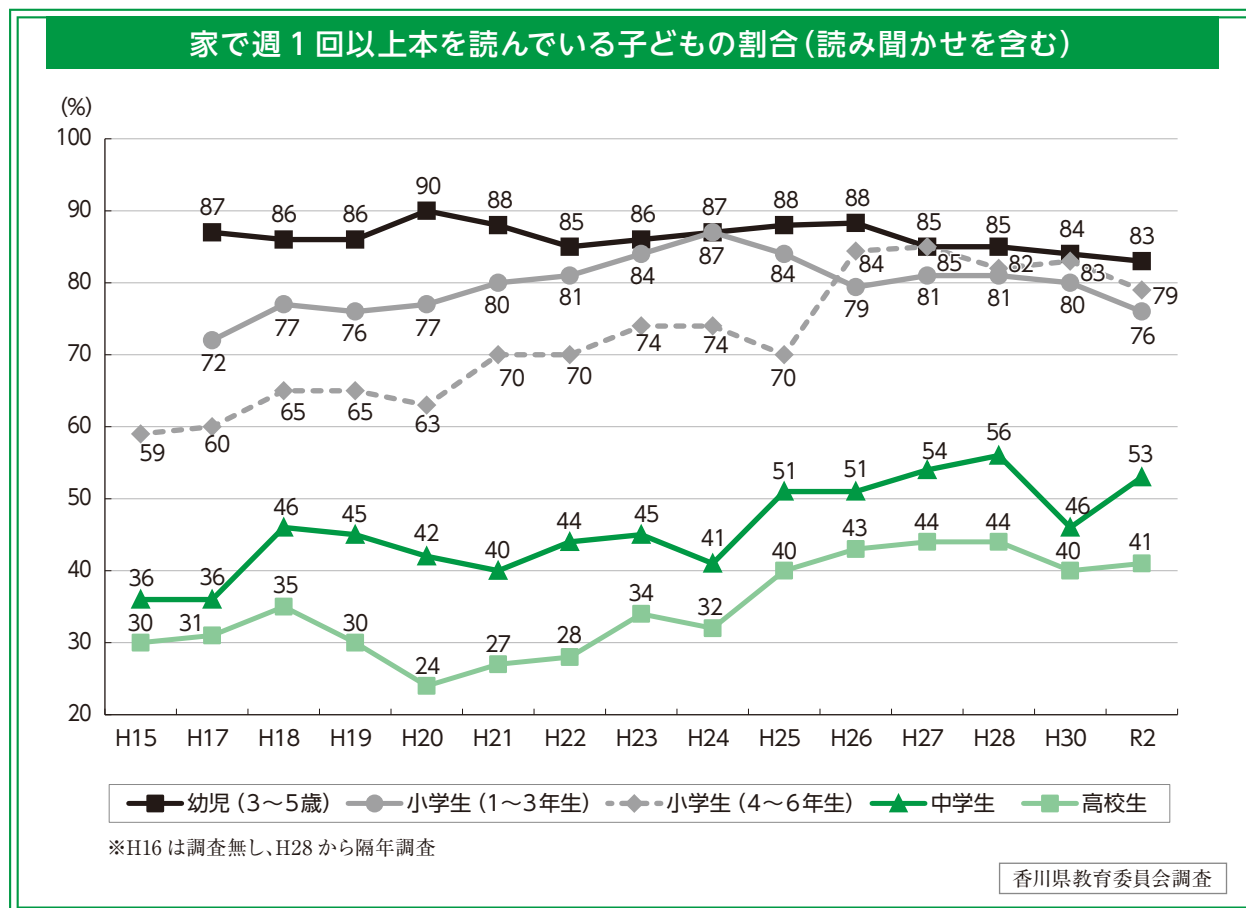
新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移(全国・香川県)



香川労働局
調査

■ 子どもの読書活動の現状について

県教育委員会が実施した子どもの読書活動に関するアンケート調査（令和2年度）では、本を読むことが「好き」「どちらかと言えば好き」な子どもの割合は、小・中・高校生いずれも8割前後と高い割合を示しています。しかし、実際に家で週1回以上本を読んでいる子どもの割合は、小学生が約8割、中学生が約5割、高校生が約4割にとどまっており、学校段階が上がるにつれて、本を読まない割合が高くなる状況が続いています。



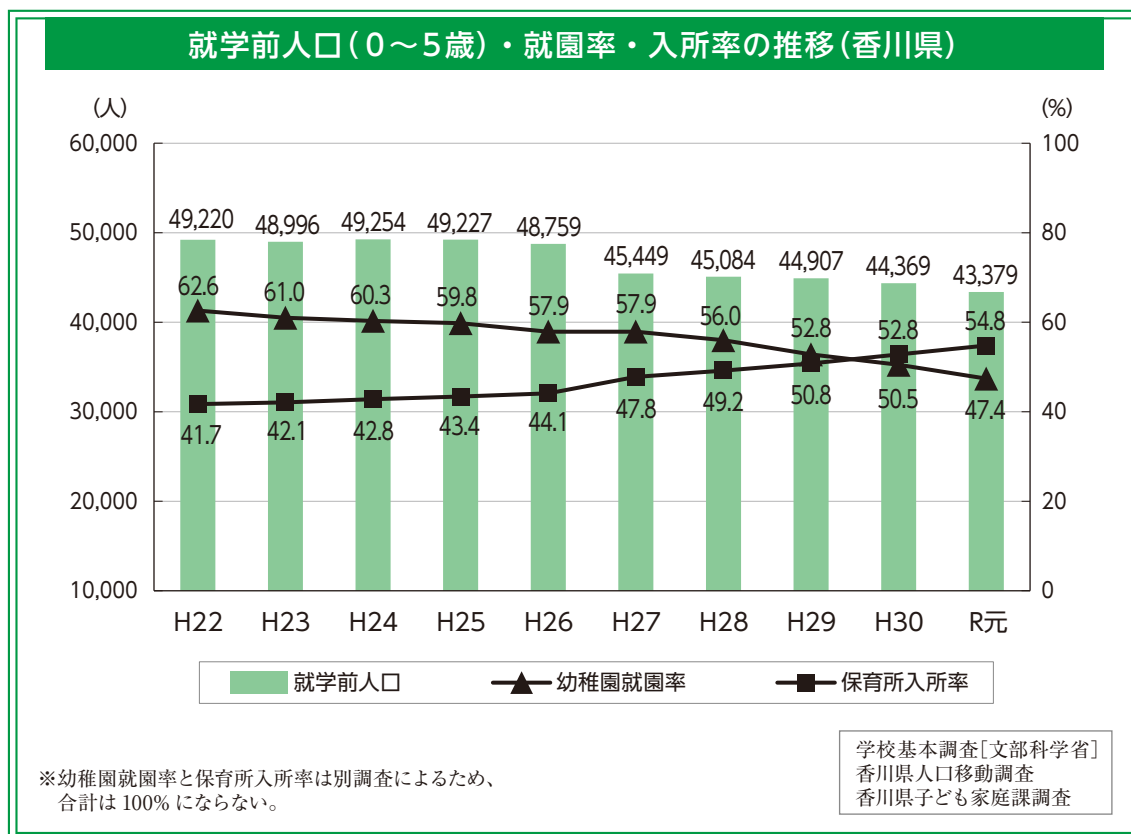
(2) 学校の現状

■ 幼稚園

就学前の子どもの人口は、近年減少が続いていますが、女性の就業率やライフスタイルの変化等により、幼稚園の就園率が低下する一方で、保育所の入所率は上昇傾向にあります。

令和元年10月から、「幼児教育・保育の無償化」が始まり、幼児期の教育が義務教育に準ずる重要な教育であることが広く認識されることとなり、これまで以上に教育・保育の質の向上が求められています。

令和2年2月には、本県の幼児期の教育の指針となる「香川県就学前教育振興指針」を策定し、教育・保育内容の充実はもとより、幼稚園・保育所・認定こども園等の連携や小学校との接続、子育て支援の充実等を図っています。



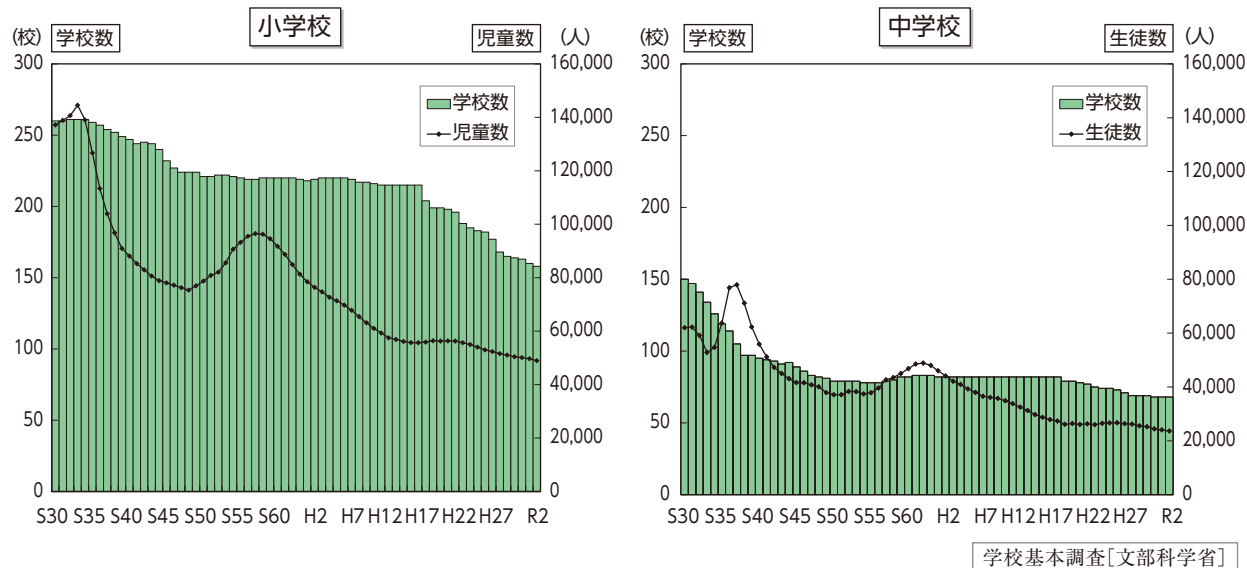
■ 小学校、中学校

令和2年度まで、児童生徒の確かな学力を育成し、学校が直面する諸課題に積極的に対応するため、少人数指導、少人数学級、学力向上基盤形成を柱とした「香川型指導体制」による、きめ細かな指導を行ってきました。

令和2年度の香川県学習状況調査によると、「授業の内容がよく分かる・だいたい分かる」と回答した児童生徒は、小学校5年生73.1%、6年生74.5%に対し、中学校1年生63.5%、2年生59.5%となっており、中学校での学習内容の高度化に伴って、その定着が小学校と比べて困難であることがうかがわれます。

また、少子化の進行等に伴い、小・中学校において、小規模化が進んでおり、多くの市町で再編整備が進められ、公立小・中学校の数は減少しています。

小・中学校の児童生徒数・学校数の推移(香川県)



■ 高校

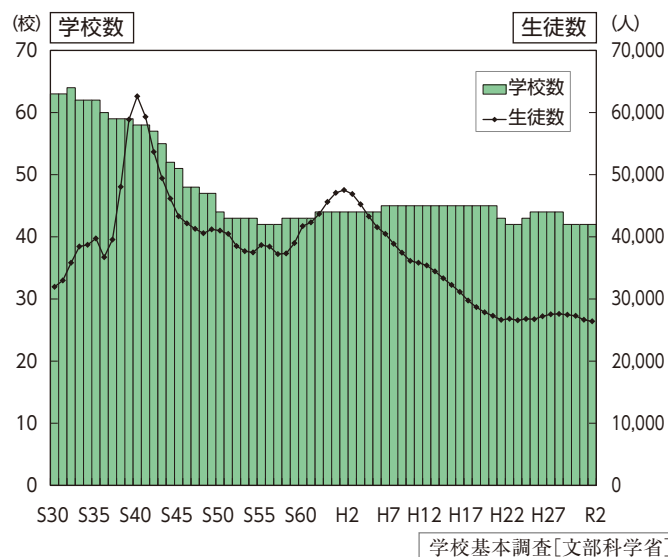
県立高校では、学力の向上、専門教育の充実、地域連携の推進など、学科や地域の特色を生かして、学校の特色や魅力づくりに取り組むとともに、受験機会の複数化、学校選択の幅の拡大、特色ある学校づくりの推進などの観点から、自己推薦選抜を導入しています。また、令和3年度入学者選抜からは、一部の高校で、全国からの生徒募集を実施しています。さらに、令和4年度入学者選抜からは、すべての公立高校における全国からの生徒募集の実施をめざしています。

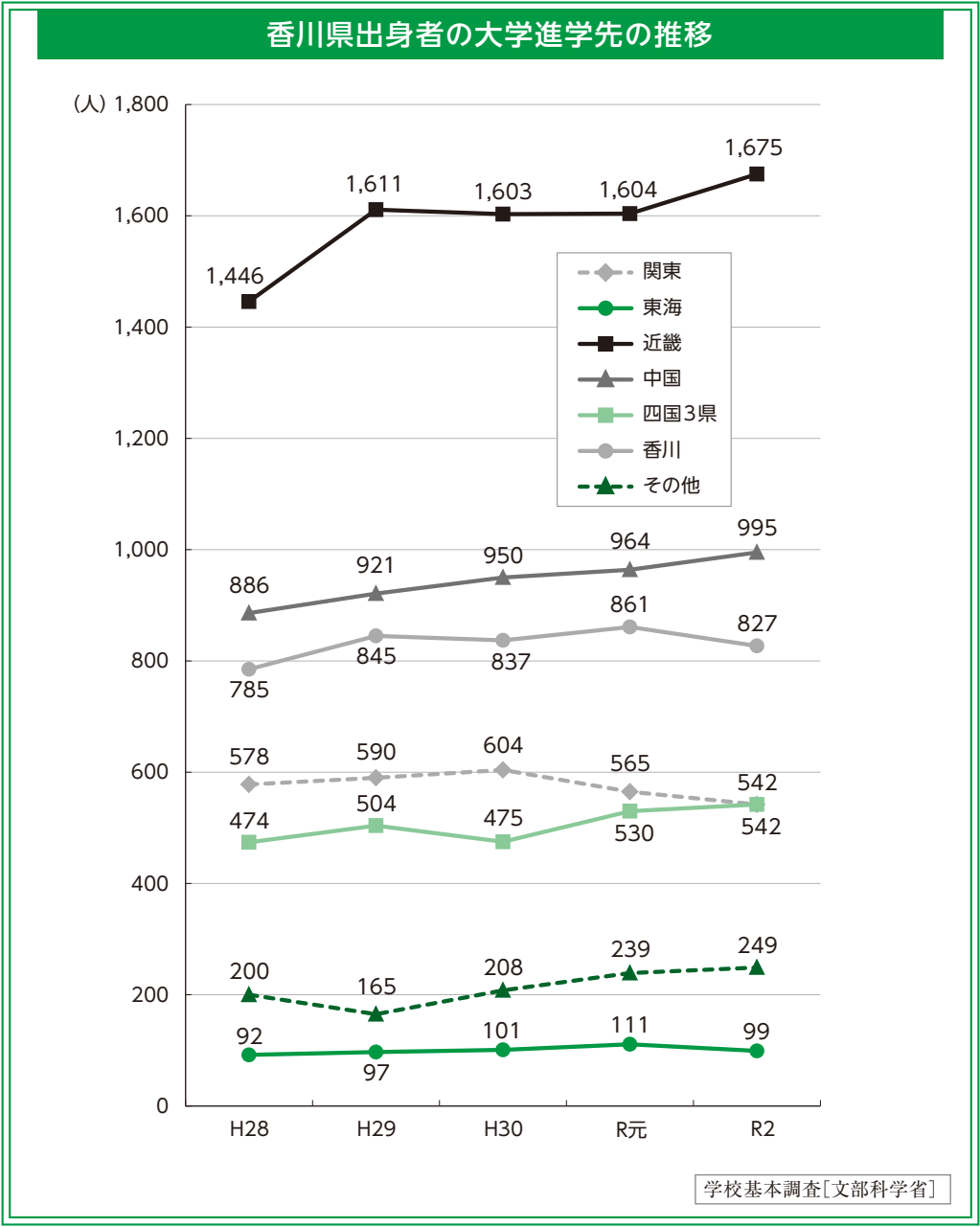
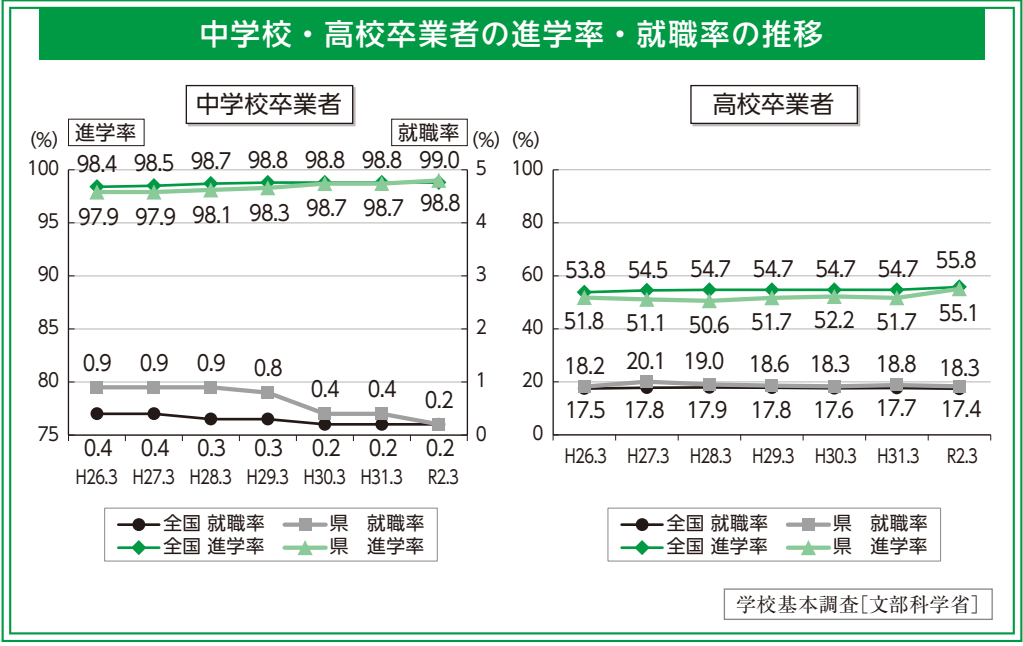
また、生徒数の継続的な減少や社会情勢の変化に対応するため、「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」に基づき、学校の再編や学科の改編などの教育環境の整備を進めています。

高校中退率は、過去15年間に於いて、平成18年度の2.2%をピークに減少傾向にあり、令和元年度の公立・私立高校合わせた中退率は1.0%となっています。

高校卒業後の進路については、大学等への進学率は51%前後で推移し、就職率は19%前後で推移しています。令和2年度に大学へ進学した4,929人のうち県内の大学へ進学した人は827人(16.8%)でした。

高校の生徒数・学校数の推移(香川県)



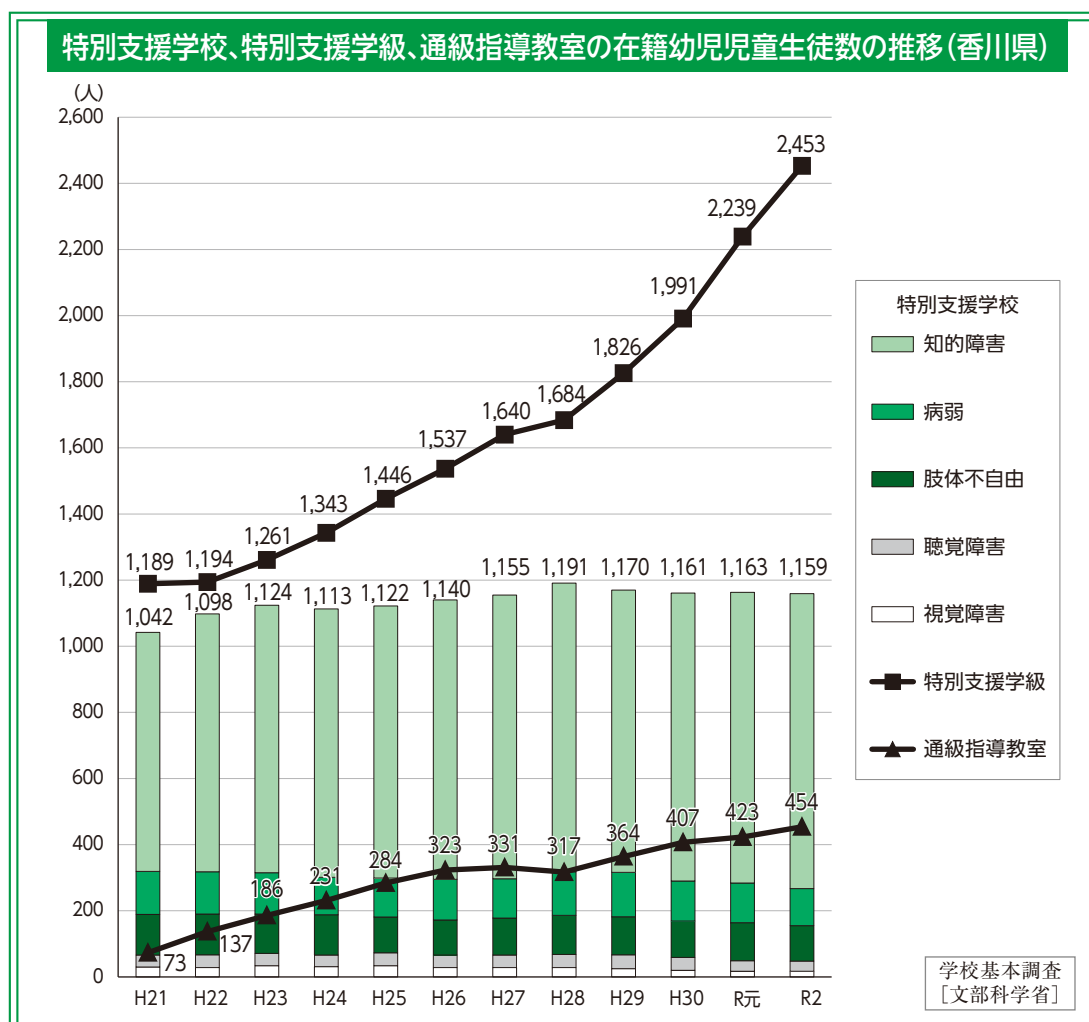


■ 特別支援教育

特別支援教育は、障害により教育上特別の支援を必要とするすべての幼児児童生徒を対象とし、すべての学校、すべての学級で行われています。小・中学校の通常の学級には、6.5%の割合で学習面または行動面において困難のある児童生徒が在籍し、この中には、発達障害のある児童生徒が含まれているという推計結果（通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査[平成24年:文部科学省]）があります。

小・中学校には、知的障害、肢体不自由、病弱・虚弱、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害をそれぞれ対象とする特別支援学級があります。在籍する児童生徒数は平成21年度の1,189人から令和2年度の2,453人と約2倍に増加しており、特に、自閉症・情緒障害の学級の在籍者数が増えています。また、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等、難聴、言語障害の児童生徒を対象に、小・中学校、高校および特別支援学校において実施されている通級による指導の対象児童生徒数も増加しています。

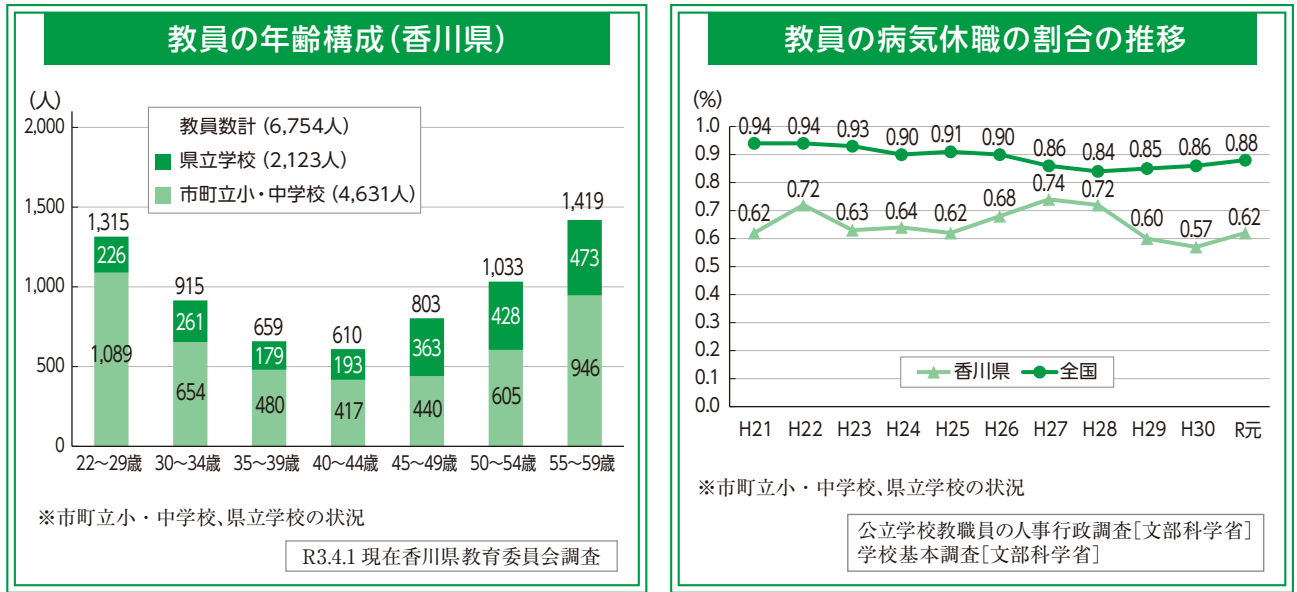
県内の特別支援学校は9校あり、知的障害を対象とする県立4校と国立1校、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱を対象とする県立が各1校あります。知的障害以外を対象とする学校の在籍者数はほぼ横ばいですが、知的障害を対象とする学校の在籍者数は、平成21年度から令和2年度までに169人増加しています。



■ 教員の現状

令和3年4月1日現在の年齢構成をみると、50～59歳の教員の占める割合が、市町立小・中学校では33.5%、県立学校では42.4%となるなど、年齢構成が偏っており、今後10年間に多数の熟練教員の退職が見込まれています。

また、本県の教員の在職者に占める病気休職者数の比率は全国平均を下回っており、平成27年度（0.74%）をピークに減少傾向後、現在は横ばいで推移していますが、一定の病気休職者がみられることなどから、より一層、学校における働き方改革を推進し、教職員が心身両面の健康を維持しながら、教育活動に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。



（3）家庭や地域

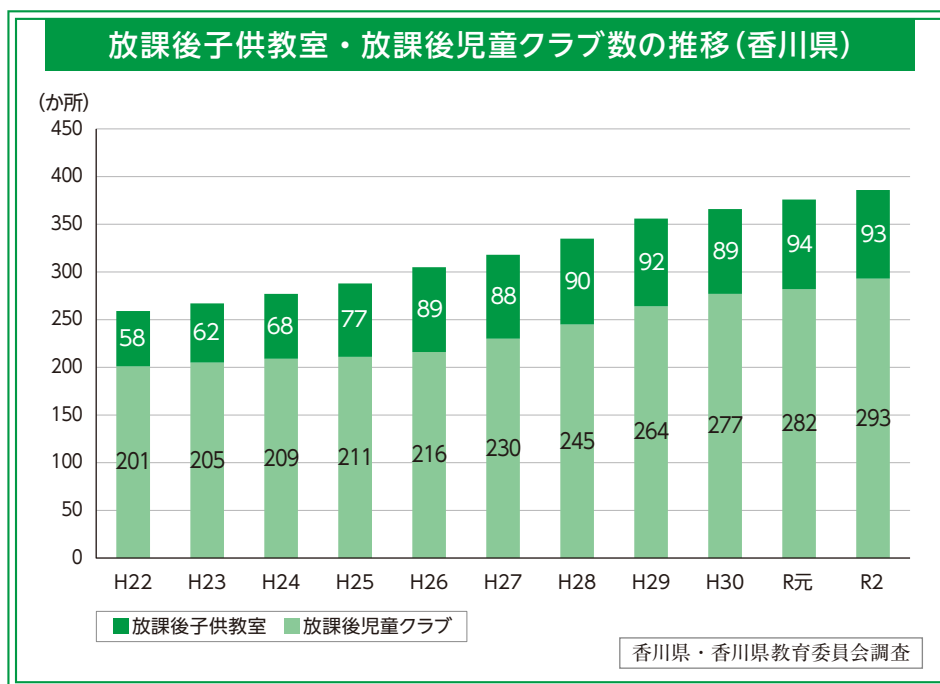
■ 家庭や地域の教育力

県教育委員会が実施した平成30年度家庭教育状況調査によると、約7割の保護者が家庭の教育力が低下していると考えています。また、家庭での教育（しつけ等）についての悩みや不安の有無を聞いたところ、約7割の保護者が「ある」と答えています。中でも特に、「子どものテレビ・ゲーム・ネット等、メディアの利用」や「子どもの将来の進路、勉強や進学」、「子どもの性格や行動、考え方等」、「社会のルールやマナー等」などに対する悩みの度合いが高くなっており、保護者への支援が課題となっています。

さらに、地域では、子どもの数の減少などにより、年齢を超えた子ども社会の形成がみられなくなるなど、子ども同士の人間関係づくりが難しくなっています。

令和元年度の全国学力・学習状況調査によると、「どちらかといえば、地域の行事に参加していない」、「参加していない」と回答した小学生は33.0%、中学生では49.7%になっており、地域活動の魅力向上など、地域の教育力に課題がみられます。

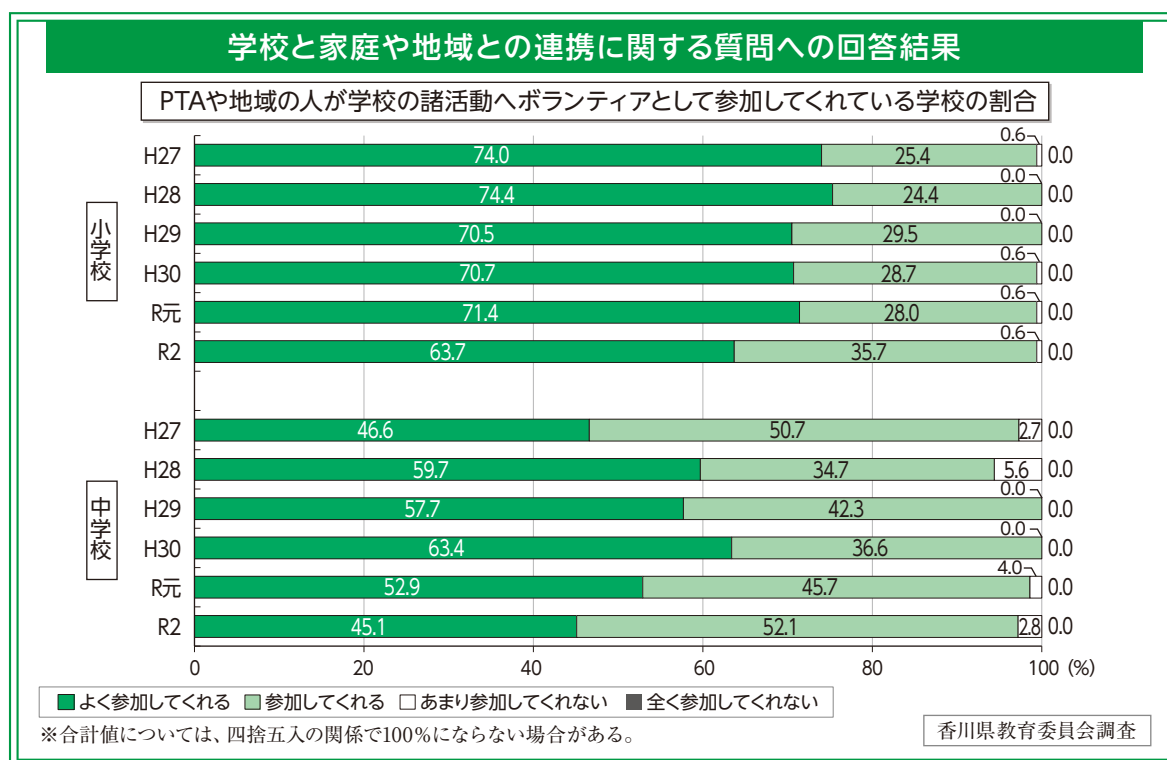
このような中、地域の中で子どもたちが、放課後や週末等に安全に安心して過ごすことができ、健やかに育まれるよう、新・放課後子ども総合プランを推進しており、令和2年度の放課後子供教室は93か所、放課後児童クラブは293か所となっています。



■ 学校、家庭、地域の連携

令和2年度の香川県学習状況調査の結果によると、開かれた学校づくりの一環として、ホームページの更新による情報提供について、肯定的な回答（よく行っている・どちらかといえば行っている）をしている学校は、小学校で84.1%、中学校で88.7%となっています。地域の人々が自由に授業参観できる学校公開日を設定している学校は、小学校で35.7%、中学校で46.5%となっており、引き続き各学校における取組みを推進する必要があります。

また、学校の諸活動（美化など）へのPTAや地域の人々のボランティアによる参加について、肯定的な回答（よく参加してくれる・参加してくれる）をした学校は、小・中学校ともに9割を超えていますが、そのうち「よく参加してくれる」と回答した学校は、小学校で63.7%、中学校で45.1%となっており、今後とも学校、家庭、地域の連携・協力を推進する必要があります。



3 スポーツについて

(1) 生涯スポーツの現状

令和2年度のスポーツの実施状況等に関する世論調査（スポーツ庁）によると、週1回以上運動・スポーツをしている人の割合は59.9%となっています。

地域住民が主体となって運営する総合型地域スポーツクラブについては、令和2年度末で県内に30クラブが設置されている状況ですが、中には活動が停滞しているクラブもあり、今後も育成・活動支援が必要となっています。

県では、総合型地域スポーツクラブの育成を図るためクラブを設立・運営できる人材や、住民の多様なニーズに応じた魅力あるプログラムを提供できる生涯スポーツ指導者の育成を行っています。また、スポーツ指導者の資質向上のため、関係団体と連携して公認資格取得を推進し、公認スポーツ指導者の数などは増加しています。さらに、スポーツに関するさまざまな情報を提供するため、スポーツ情報誌の発行やスポーツ情報をまとめたホームページを開設しています。

県内には多くの公共スポーツ施設や民間スポーツ施設があり、県民のスポーツ活動に利用されていますが、老朽化等への対応が必要な施設もあります。

成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合

(%)								
年度	H21	H24	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
全 国 (※1)	45.3	47.5	40.4	42.5	51.5	55.1	53.6	59.9
香川県 (※2)	26.4 (H22 年)	—	26.6	—	—	—	—	54.9

(※1) 「体力・スポーツに関する世論調査 (H24 年度まで)」 および「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査 (H27 年度)」、「スポーツの実施状況等に関する世論調査 (H28 年度から)」 (出典：スポーツ庁)

(※2) 「県政世論調査」に基づく香川県教育委員会推計

県内の公認スポーツ指導者等の推移

(人)								
項目		H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
日本スポーツ協会公認資格 登録者数	公認スポーツ指導者資格 (コーチングアシスタント・スタートコーチ・コーチ・教師)	1,590	1,650	1,731	1,819	1,866	1,958	1,998
	公認スポーツ指導者資格 (フィットネス・メディカルコンディショニング)	200	190	200	202	197	205	205
	公認マネジメント資格 (クラブマネジャー・アシスタントマネジャー)	75	70	72	65	71	66	66
香川県生涯スポーツ指導者養成講座修了者数		803	829	841	855	866	880	895

香川県教育委員会調査

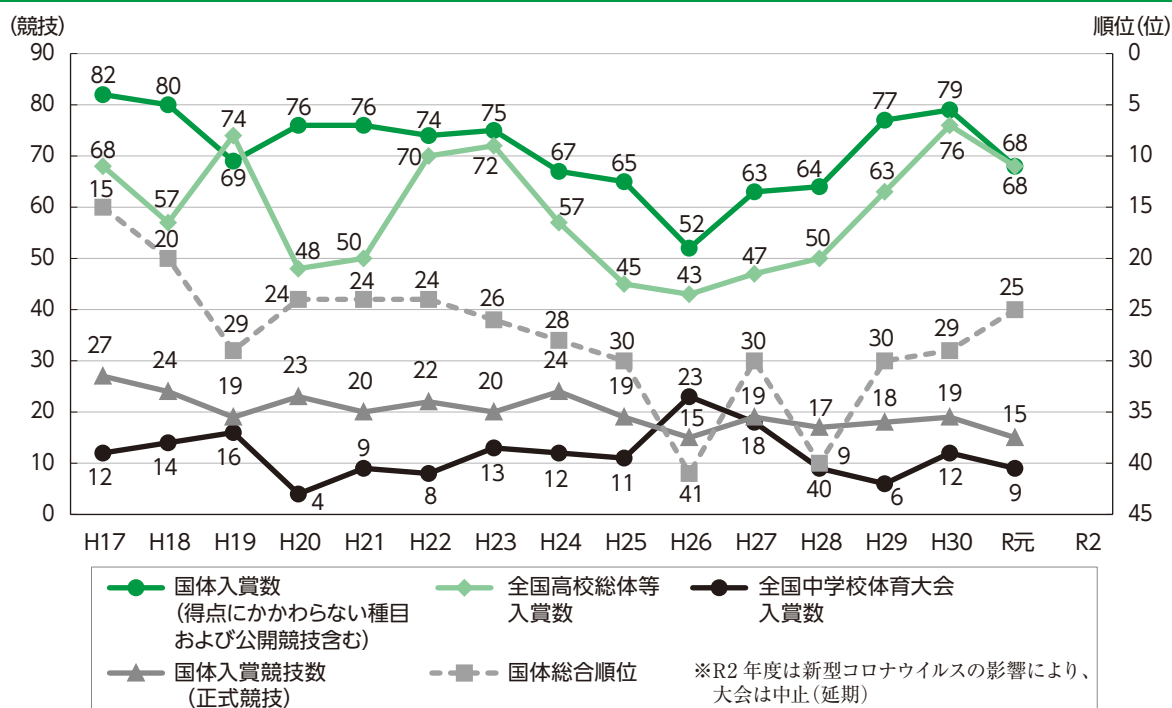
(2) 競技スポーツの現状

県の競技力の指標の一つである国民体育大会の総合順位は、人口規模が小さい中で、平成5年の地元東四国国体優勝以降も上位を維持し、平成13年度からは12年連続で20位台となりました。平成26年度には東四国国体以降、最低の41位、平成28年度は40位となりましたが、平成30年度からは20位台を維持しています。

本県出身選手のアジア競技大会、オリンピック大会の出場状況については、アジア競技大会では、平成18年ドーハ大会、平成22年広州大会、平成26年仁川大会、平成30年ジャカルタ大会ともに6～9人が日本代表として出場しています。オリンピック大会については、平成16年アテネ大会は1人、平成20年北京大会、平成24年ロンドン大会は、2大会連続で出場していませんが、平成28年リオデジャネイロ大会には1人が出場し、令和3年に延期された東京大会には過去最多の7人が出場しています。

一方、ジュニア選手については、全国大会での優勝や、年代別の日本代表選手に選ばれ、国際大会でも活躍するなど、将来性豊かな選手が育っています。また、平成15年度から実施しているジュニア育成事業を通して育った選手の中から、大学選手権や全日本選手権で優勝したり、日本代表として活躍したりする選手も出ています。

国民体育大会総合順位・入賞競技数等の推移(香川県)



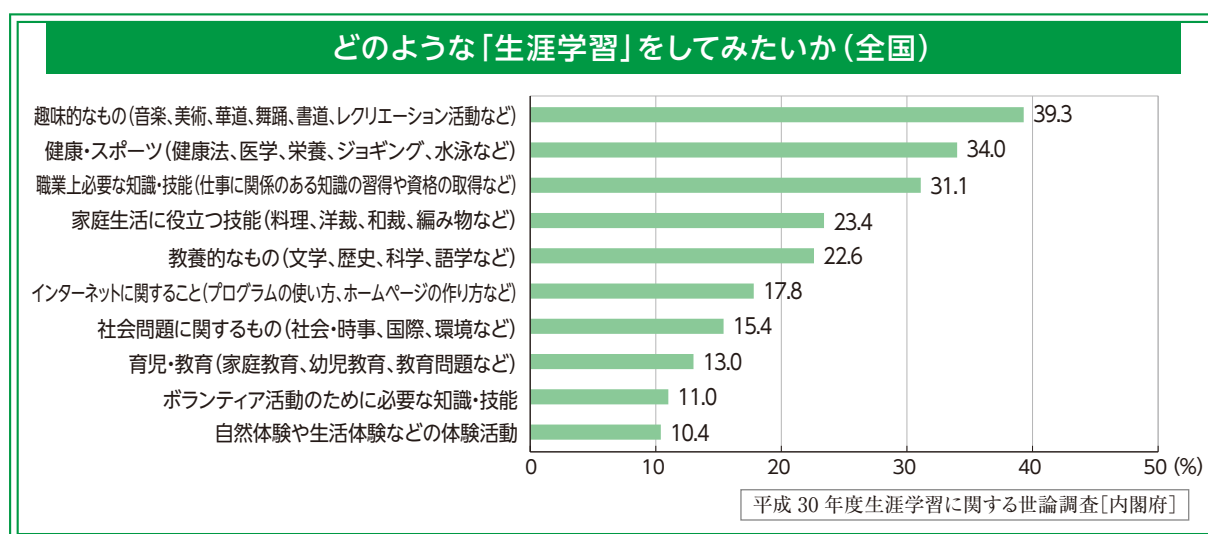
アジア競技大会・オリンピック大会での県出身選手出場数の推移

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
アジア競技大会	-	ドーハ 6	-	-	-	広州 6	-	-	-	仁川 9	-	-	-	ジャカルタ 8	-	-	-
オリンピック大会	-	-	-	北京 0	-	-	-	ロンドン 0	-	-	-	リオデ ジャネイロ 1	-	-	-	-	東京 7

4 生涯学習について

平成30年度の生涯学習に関する世論調査（内閣府）によると、約8割が「今後生涯学習をしてみたいと思う」と回答しており、このうち「趣味的なもの」や「健康・スポーツ」「職業上必要な知識・技能」を望む回答が3割から4割近くに上っています。このほか、「家庭生活に役立つ技能」「教養的なもの」など幅広いニーズがあります。

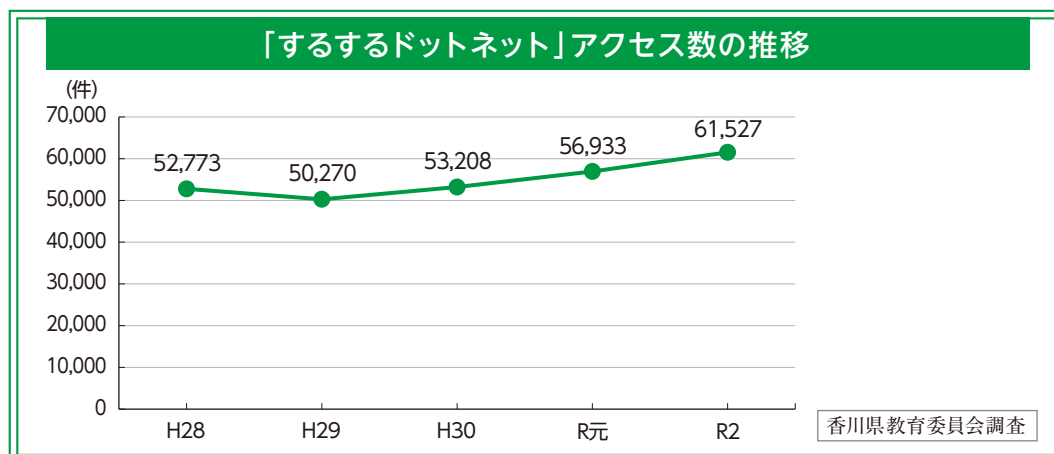
また、どこから生涯学習の情報収集を行うかという問いには、「新聞、雑誌」を挙げた者の割合が39.7%と最も高く、以下、「テレビやラジオ」（32.0%）、「学校などのウェブサイトや講座情報の検索サイト」（28.1%）、「友人・知人や過去の受講者の評判・口コミ」（25.4%）の順となっています。



本県では、県や各市町等の公的機関、民間団体などさまざまな主体による生涯学習に関する取組みが広がっており、その内容也多岐にわたっています。県内の生涯学習情報を総合的に提供するため県教育委員会が運用している「かがわ学びプラザ するするドットネット」へのアクセス数も増加傾向にあります。

また、各地域で生涯学習を実践する場として、各市町では243の公民館等を設置しており、各種団体や学校等との連携を図りながら地域のニーズに応じた活動が展開されています。

さらに、公立図書館については、県立図書館のほか、県内には市町立の公立図書館が30館設置され、県民の自主的な学習の場として広く活用されています。





第2章 基本理念、重点項目、施策体系

1 基本理念	30
2 重点項目	31
1 学力の育成	32
2 心の育成	33
3 体の育成	34
4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成	35
5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり	37
6 家庭や地域での学びの環境づくり	39
7 スポーツの振興	40
3 施策体系	41

1 基本理念

郷土を愛し 夢と志を持って自ら学び 歩み続ける人づくり

～自立・協働・創造を支える香川の教育～

急激な技術革新や社会のグローバル化の進展などにより、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」といえるほど劇的に変わりつつあり、将来を見通すことが難しい時代を迎えています。地球温暖化や新型コロナウイルス感染症の拡大への対応など、地域と世界の共通の課題も山積しています。

このような時代に、子どもたちが夢や志を持って生きていくためには、その心身を支える基盤をしっかりと育成することが重要です。

香川県では、少子化や若者の県外への流出などによる人口減少に伴い、今後の地域活力の低下が懸念される状況にあります。そのため、香川の未来を守り、支え、さらに発展させる人材が求められています。

流動的で予測困難な社会であるからこそ、変化を前向きに受け止め、それぞれの夢と志に向かって、生涯にわたって可能性に挑戦する意欲と能力を持ったたくましい人づくりを進めることが必要です。

このため、郷土香川の自然や歴史、伝統、文化、産業などへの理解を深めることで、子どもたちの郷土への愛着や誇りを育み、香川で育ったことを人生のゆるぎない礎として、どこで生きようとも、郷土の発展に思いをはせるとともに、人生100年時代を見据え、自分の良さや可能性を見出し、夢と志を持って、生涯にわたって学び、歩み続ける人を、学校をはじめ家庭や地域と連携・協力しながら育成していきます。

これからの香川の教育では、子どもたち一人ひとりが多様な個性や能力をのばし、充実した人生を主体的に切り拓いていく「自立」と、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高め合い、社会に積極的に参画する「協働」、そして自立と協働を通じて、社会の新しい価値や自らの未来を「創造」する力を育めるよう、学校、家庭、地域が一体となり、その学びと成長を支えていきます。

近年、社会が急速に変化し、学校や家庭を取り巻く環境が大きく急激に変化する中で、多くの課題が生じています。

そこで、基本理念の実現のため、次の7つの重点項目を定め、これらを出発点として、今後5年間の取り組みを総合的かつ体系的に展開していきます。

1 学力の育成

2 心の育成

3 体の育成

4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

6 家庭や地域での学びの環境づくり

7 スポーツの振興

■課題

- 現代のような急激に変化する時代の中では、児童生徒が自ら解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の人と協働的に議論し、納得できる解を生み出していけるよう、確かな学力の育成が一層重要とされています。
- 本県では、「個に応じたきめ細かな指導」を通して、基礎・基本の定着をはじめ、学力の育成に一定の成果を上げてきました。これからは、知識・技能を活用したり、他者と協働しながら課題を解決することを通して、新たな価値を創造する力を身に付けさせる「個を活かす協働的な学び」に向けた指導体制および指導方法の構築に一層取り組む必要があります。
- 確かな学力の育成のためには、子どもたち一人ひとりの発達段階や特性を考慮しながら、主体的・対話的で深い学びを実現できるように、授業の改善や工夫を継続して行うことが重要です。

■基本的方向

① 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

個に応じたきめ細かな指導と、個を活かした協働的な学びを一体的に進めるとともに、少人数学級や専科指導の拡充による指導体制を生かし、基礎的・基本的な知識・技能と、思考力、判断力、表現力等を総合的に育みます。

特に、すべての教科等の基盤となる読解力の育成を重視します。また、ＩＣＴを活用する力や外国語でコミュニケーションを図る力などの現代社会に求められている力を育成します。

このような力を確実に育てるために、幼児期から小・中学校、高校への円滑な接続や特別支援学校との連携を図り、一人ひとりの特性に応じた教育を推進します。

■主な指標

指 標	現 状	令和7年度の目標
「授業の内容がよく分かる／だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%

重点項目 2

心の育成

■課題

- 子どもを取り巻く環境が急激に変化の中で、自立の遅れや人間関係形成力の未熟さ、社会性の欠如などが指摘されており、豊かな情操や道徳心、多様性を認め合う心など、豊かな心を育成することが極めて重要になっています。本県においては、とりわけ学習やさまざまな活動への意欲のもととなる自己肯定感・自己有用感が全国より低い傾向にあります。
- 本県では、積極的ないじめ認知に基づく対応件数の増加や暴力件数の減少など、問題行動の対応に一定の効果がみられますが、問題行動の多様化・深刻化は全国と同様な傾向にあり、引き続き、専門家や関係機関、家庭や地域と連携しながら、未然防止と早期発見、早期対応に取り組む必要があります。また、不登校児童生徒への支援やネットトラブル対応、ネット・ゲーム依存の予防など、学校だけでは対応が難しい新しい課題も増えています。

■基本的方向

① 豊かな心、多様性を尊重する心の育成

豊かな心を育むため、「特別な教科 道徳」の時間の授業改善を核に、学校の教育活動全体を通じて、人間としてよりよく生きるための基盤となる社会性や道徳性を養うとともに、優れた文化や芸術にふれることで、感性を磨き、豊かな情操を培います。また、体験活動や奉仕活動など他者と交流する機会の充実を通して、自己肯定感・自己有用感を育成します。

教育活動全体を通じて、同和問題をはじめ障害者や外国人、L G B T等の人権課題の学習に取り組むことによって、多様性を尊重する人権教育を推進します。

② 共感的理解に基づく生徒指導の充実

暴力、いじめなど問題行動の未然防止や早期対応等のための体制づくりに努め、共感的に受け止め、チームの力で、毅然と粘り強い生徒指導を徹底するとともに、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援ネットワークの構築を進めます。また、家庭におけるルールづくりの促進など、インターネットの適正利用の推進に取り組めます。

■主な指標

指 標	現 状	令和7年度の目標
「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.2% 中学校2年生 66.4%	小学校5年生 72% 中学校2年生 67%

■課題

- 子どもたちの体力は、全国的に、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると低い水準にあります。その中で、本県の子どもたちの体力は、全国平均並みかやや低い状況が続いており、改善を図っていく必要があります。
- インターネットの過度な利用による視力低下や、性に関する問題、災害・事故発生時における心のケアなど多様化する健康課題に子どもたちは直面しています。これらの健康課題を解決していくためには、生命の尊さを学び、生涯にわたって自分の心や体と向き合いながら、主体的に健康を保持増進していくとする態度を養うことが重要です。
- 全国調査において、朝食を毎日食っている児童生徒の割合は、約 8 割程度で横ばい傾向となっており、本県でも同様の傾向がみられます。児童生徒が発達段階に応じて食に関する理解と望ましい食習慣を身に付けることができるよう学校や家庭、地域社会を巻き込んだ取組みの工夫が必要です。

■基本的方向

① 未来を支える健やかな体づくりの推進

体力づくりの取組みの軸として、さめきっ子チャレンジカードを積極的に活用し、健康でたくましく生きるための基礎となる体力を育み、積極的に運動に親しむ態度や能力を育成します。

また、アレルギー疾患や新型コロナウイルス感染症、インターネットの過度な利用や性に関する問題など、これらの健康課題に関心を持ち、望ましい生活習慣の確立が図られるよう、学校教育全体を通じて、成長していく自分の心や体に向き合い、自己の健康管理ができる能力を育成します。

食育では、食に関する正しい理解と望ましい食習慣が身に付くよう、栄養教諭らと教職員が連携し、学校教育全体を通じて指導を行うとともに、栄養士会など外部の食の専門家を活用して指導内容の充実を図ります。

■主な指標

指 標	現 状	令和 7 年度の目標
全国体力・運動能力調査の体力合計得点の 全国順位の平均	27位 (R 元年度)	20位以内

重点項目 4

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

■課題

- 子どもたちは郷土香川の中で成長していきます。郷土について深く学び、郷土に対する愛着や誇りを育むことは、子どもたち自身の自信や意欲を養うとともに、人生を歩んでいくうえで重要な視座の確立につながります。

将来、郷土香川を支える役割を担っていくためには、地域社会の成り立ちや地域社会へのさまざまな参画の在り方を学び、社会の一員であるという自覚や、地域課題の解決に主体的にかかわる意欲や態度の育成が重要です。

また、社会的・職業的に必要な能力・態度を育成し、子どもたちが、自分らしい生き方や働き方を実現できるよう支えることも学校教育の重要な役割です。

- グローバル化や情報化の進展により、世界とのつながりなくして地域の産業や経済、生活は成り立たなくなっています。換言すれば、地域の課題は世界の課題と密接に関連しているとも言えます。グローバルな感覚と素養を持った地域人材の育成が求められています。

また、郷土香川において少子高齢化や人口減少、それに伴う地域活力の低下が懸念されています。地域の課題に主体的、協働的に取り組み、解決策を生み、新たな価値を創出する人材が強く求められています。郷土の課題を深く考えることは、グローバルな課題解決への大きな端緒ともなります。

■基本的方向

① 郷土を支える教育の推進

小・中学校、高校での発達段階に応じ、郷土を学びの対象とした学習の充実を図り、郷土に対する理解を深め、郷土に対する愛着や誇りを育み、郷土の発展に主体的に参加する意欲や態度を養います。

社会をよくするために自分がすべきことを主体的に考え、政治や選挙に対する理解や参加意識を高めるなど主権者教育の一層の充実をはじめ、消費者教育や金融教育、租税教育など社会に参画する力の育成を図ります。

体系的なキャリア教育を推進し、子どもたちが自らの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択する力や意欲的な態度を育成します。また、地域に根差した職業教育や就職支援の充実、職場定着へのサポートに努めます。

② 地域を担うグローバル人材の育成

地域を深く学ぶことを基礎として、語学力やコミュニケーション能力、情報活用能力の養成とともに国際理解の一層の向上を図り、グローバルな感覚と素養を持った地域人材の育成を図っていきます。

学校における総合的な学習（探究）の時間などの教科等横断的な学習や、県主催の課題解決型ワークショップの充実を図るとともに、地元自治体や大学、企業等と連携・協力し、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえながら、地域課題解決能力を育成します。

■主な指標

指 標	現 状	令和7年度の目標
「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか。」との質問に、「ある」または「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 66.4% 中学校2年生 44.3%	小学校5年生 68.7% 中学校2年生 53.2%

重点項目5

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

■課題

- 学校内の児童生徒の安全・安心の確保は極めて重要であり、登下校時の交通事故や犯罪、自然災害についても対策を講じていく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策といった新たな課題も生じています。加えて、児童生徒などの学習・生活の場である学校施設については、引き続き、安全で快適な教育環境づくりを進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえた緊急時における学びの保障とともに、家庭の経済事情をはじめ病気、日本語の習熟度、義務教育未修了、不登校など、さまざまな理由により十分な教育が受けられていない人への教育機会の提供が求められています。
- 全国的な教員採用倍率の低下や教員の大量退職などから、魅力ある優れた教員の確保や資質・能力の向上が必要です。また、教員の多忙化の解消は喫緊の課題となっており、教員が、教育に関する業務に集中できるよう、学校における働き方改革をより一層推進する必要があります。
- 子どもたちや保護者が魅力を感じ、ここで学びたい、学ばせたいと思えるような学校づくりを進める必要があります。

■基本的方向

① 安全で安心できる学校づくり

子どもたちの事故や犯罪に対する安全意識や防災意識を向上させるために、学校安全計画等に基づき、学校教育全体で安全対策に取り組みます。また、感染症や災害の発生による臨時休業等により、児童生徒が登校できない場合にも学びを保障するため、児童生徒の学習習慣の確立などに取り組むとともに、オンライン学習等を可能とするためのICT環境の整備や活用を積極的に推進します。

さらに学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や防災機能強化、新たな感染症等を予防するための衛生環境の推進を図り、教育環境の安全・安心の確保と向上に努めます。

また、就学支援の着実な実施や、多様なニーズに対応した教育機会の提供に努めます。

② 教職員の資質・能力の向上

優れた人材の確保や熟練教員の指導技術の継承を図り、自らの指導力を高め、さまざまな課題に適切に対応でき、信頼される質の高い教員を養成します。

また、学校における働き方改革をより一層推進するとともに、指導体制の充実などを図り、質の高い教育環境を整備します。

③ 信頼され魅力ある学校づくり

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、住民や保護者等の学校運営への参画を促し、地域と連携・協働する学校づくりを進めます。

また、高校においては、地域や企業等と連携した学校行事や地域課題探究学習、リーディングスクールにおける教育プログラムの研究開発などを行うとともに、県内外への情報発信の充実を図り、それぞれの学校の特色化・魅力化を推進します。

■主な指標

指 標	現 状	令和7年度の目標
学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	41.6% (H30年度)	60%

重点項目 6

家庭や地域での学びの環境づくり

■課題

- 家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭、生活習慣の乱れなどの課題を抱える家庭が増加しており、学校や地域が連携・協力しながら親子の育ちを支援する必要があります。
- 地域の教育力の低下が課題となる中、全国学力・学習状況調査によると、地域の行事に「参加していない」「どちらかといえば参加していない」と回答した小・中学生の割合が増加してきていることから、地域住民と家庭や学校が連携・協働して、子どもに多様な体験活動や交流活動の機会を提供する必要があります。
- 1か月に一冊も本を読まない子どもの割合は、全国的に学校段階が上がるにつれて高くなる状況が続いています。本県においても同様の傾向がみられ、この現状を改善していく必要があります。
- 人生100年時代を見据えて、これまでの文化活動やスポーツ活動等に加え、社会人の学び直しのための教育など、一人ひとりのライフスタイルに応じた学びの機会が求められています。

■基本的方向

① 家庭・地域の教育力の向上

保護者が子育てを通して自らも成長できるよう、保護者に対する就学前からの家庭教育の啓発や、関係機関と連携して保護者が気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、子どもは地域の中で育まれ健やかに成長していくことから、学校、家庭、地域が連携・協働して、子どもの体験活動や交流活動の充実に向けた取り組みを行うなど、それぞれの地域の実情に応じた「学校を核とした地域づくり」を促進します。

② いつでも学べる環境づくり

子どもの読書への関心を高め読書習慣を形成するために、家庭、地域、学校等が連携し、保護者への啓発活動など発達段階に応じた効果的な取り組みを進めるとともに、障害等の有無にかかわらず、だれもが読書活動を楽しめるような環境の整備を進めます。

また、県民一人ひとりが、自らの意思で、いつでも自由に学習することができるよう、学習機会の拡充を図るとともに、積極的な情報提供や環境整備を進めます。

■主な指標

指 標	現 状	令和7年度の目標
保護者学習会への「さめきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数(年度)	25回	75回

■課題

- スポーツ実施状況等に関する世論調査では、成人の週1回以上運動・スポーツをしている人の割合は全国では59.9%ですが、本県では54.9%と全国よりも低い状況となっています。だれもが生涯にわたって心身ともに健康でたくましく生きるため、それぞれの年代や関心、適性等に応じて、日常的にスポーツに親しむ機会を充実する必要があります。
- 令和3年に開催された東京2020オリンピック大会には、本県から過去最多の7人の選手が出場しました。スポーツでの郷土選手の活躍は、選手自身だけでなく、県民の誇りとなり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大にもつながることから、トップアスリートのより一層の発掘・育成に取り組み、スポーツ競技力の向上を図ることが必要です。

■基本的方向

① 多様なスポーツ環境づくり

身近な場所でライフステージに応じた多様なスポーツ活動を実践できるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援や指導者の養成、スポーツに親しむ機会の提供、スポーツ施設の充実など、生涯スポーツの環境整備に取り組みます。

② スポーツ競技力の向上

国民体育大会などの全国大会やオリンピックなどの国際大会で活躍できるトップアスリートの育成・強化を図るとともに、各競技団体等と連携し、発掘したタレントを日本代表へとつなぐ一貫指導体制を充実させ、競技力の向上をめざします。

■主な指標

指 標	現 状	令和7年度の目標
成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.9% (R元年度)	65%

本県教育の基本理念「郷土を愛し 夢と志を持って 自ら学び 歩み続ける人づくり ～自立・協働・創造を支える香川の教育～」を実現するため、各重点項目の基本的方向を踏まえ、計画的・総合的かつ積極的に取組みを展開していきます。

重点項目	基本的方向	取組みの内容
1 学力の育成	① 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進	1 確かな学力の育成 2 読解力の育成 3 ICTを活用した教育の推進 4 小・中・高等学校を通した外国語教育の推進 5 幼児期の教育の推進 6 特別支援教育の推進 7 校種間連携の推進
2 心の育成	① 豊かな心、多様性を尊重する心の育成	1 道徳教育の充実 2 自己肯定感・自己有用感の育成 3 豊かな感性や情操の育成 4 人権・同和教育の推進
	② 共感的理解に基づく生徒指導の充実	1 いじめや暴力の未然防止 2 不登校児童生徒への支援 3 インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進
3 体の育成	① 未来を支える健やかな体づくりの推進	1 体力づくりの推進 2 健康教育の推進 3 食育の推進
4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成	① 郷土を支える教育の推進	1 郷土に誇りを持つ教育の推進 2 社会に参画する力の育成 3 キャリア教育の推進
	② 地域を担うグローバル人材の育成	1 グローバル人材の育成 2 課題解決能力の育成
5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり	① 安全で安心できる学校づくり	1 学校の安全・安心の強化 2 学校施設等の整備、充実 3 学びのセーフティネットの構築
	② 教職員の資質・能力の向上	1 優れた教職員の確保と資質・能力の向上 2 学校における働き方改革の推進
	③ 信頼され魅力ある学校づくり	1 地域と協働する学校づくりの推進 2 学校の特色化・魅力化の推進
6 家庭や地域での学びの環境づくり	① 家庭・地域の教育力の向上	1 家庭の教育力の向上 2 地域の教育力の向上
	② いつでも学べる環境づくり	1 子どもが読書に親しめる環境づくり 2 生涯学べる環境づくり
7 スポーツの振興	① 多様なスポーツ環境づくり	1 生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり
	② スポーツ競技力の向上	1 トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり



第3章 施策の推進

重点項目1 学力の育成

① 確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

1 確かな学力の育成	45
2 読解力の育成	48
3 ICTを活用した教育の推進	50
4 小・中・高等学校を通した外国語教育の推進	52
5 幼児期の教育の推進	54
6 特別支援教育の推進	56
7 校種間連携の推進	59

重点項目2 心の育成

① 豊かな心、多様性を尊重する心の育成

1 道徳教育の充実	62
2 自己肯定感・自己有用感の育成	64
3 豊かな感性や情操の育成	67
4 人権・同和教育の推進	70

② 共感的理解に基づく生徒指導の充実

1 いじめや暴力の未然防止	72
2 不登校児童生徒への支援	74
3 インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進	76

重点項目3 体の育成

① 未来を支える健やかな体づくりの推進

1 体力づくりの推進	78
2 健康教育の推進	80
3 食育の推進	83

重点項目4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

① 郷土を支える教育の推進

- 1 郷土に誇りを持つ教育の推進……………85
- 2 社会に参画する力の育成……………87
- 3 キャリア教育の推進……………89

② 地域を担うグローバル人材の育成

- 1 グローバル人材の育成……………92
- 2 課題解決能力の育成……………94

重点項目5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

① 安全で安心できる学校づくり

- 1 学校の安全・安心の強化……………96
- 2 学校施設等の整備、充実……………99
- 3 学びのセーフティネットの構築……………101

② 教職員の資質・能力の向上

- 1 優れた教職員の確保と資質・能力の向上……………104
- 2 学校における働き方改革の推進……………107

③ 信頼され魅力ある学校づくり

- 1 地域と協働する学校づくりの推進……………110
- 2 学校の特色化・魅力化の推進……………112

重点項目6 家庭や地域での学びの環境づくり

① 家庭・地域の教育力の向上

- 1 家庭の教育力の向上……………114
- 2 地域の教育力の向上……………116

② いつでも学べる環境づくり

- 1 子どもが読書に親しめる環境づくり……………119
- 2 生涯学べる環境づくり……………122

重点項目7 スポーツの振興

① 多様なスポーツ環境づくり

- 1 生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり……………124

② スポーツ競技力の向上

- 1 トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり……………126

重点項目1

学力の育成

基本的方向①

確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

取組みの内容1

確かな学力の育成

社会が急速に変化し、複雑で予測困難なこれからの時代においては、子どもたち一人ひとりが予測できないさまざまな変化に受け身に対応するのではなく、主体的に向き合っただけでなく、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、社会の創り手として必要な資質・能力を身に付けられるようにすることが重要です。

このため、児童生徒に基礎的、基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力その他の能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、確かな学力を育成します。

現状と課題

- 学習指導要領において、育成すべき資質・能力の3つの柱として示されている「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性」を子どもたちが身に付けることができるよう、各学校がカリキュラム・マネジメントの充実を図っています。
- 小・中学校では、児童生徒の確かな学力を育むとともに、学校のさまざまな課題や児童生徒の多様な実態に対応するため、「香川型指導体制」によって、一人ひとりを大切にしたいきめ細かな指導を実施しています。
- 全国学力・学習状況調査結果等から明らかになった本県の児童生徒の学力等の現状を踏まえ、これまで行われてきた「個に応じたきめ細かな指導」の充実を推進するとともに、今後、「個を活かす協働的な学び」の実現に向けて、指導体制と指導方法を構築していく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「〇〇の勉強が好きですか」等の学習意欲に関する質問に対して、肯定的に回答した児童生徒の割合が全国平均を下回っており、課題がみられます。
- 科学技術が大きく進展する社会において、理数教育の重要性が高まっています。日常生活や社会の中で理科や算数・数学がどのように生かされているかに興味をもち、筋道立てて考えたり、観察や実験の結果を分析・考察したりしながら課題を解決する力を育てることが求められます。
- 児童生徒の理数離れを防止するため、理科や算数・数学に関する興味・関心を高められるよう、教科等横断的に理数教育の充実を図ります。
- 高校では、生徒が、社会の形成者として必要な教養と行動規範を身に付け、夢や目標を持って主体的に学ぶ姿勢を育てることが求められます。一般的な教養や専門的な知識・技術・技能の着実な習得に加え、課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習の充実を一層図っていく必要があります。

主な施策

(1) 学習指導要領の着実な実施

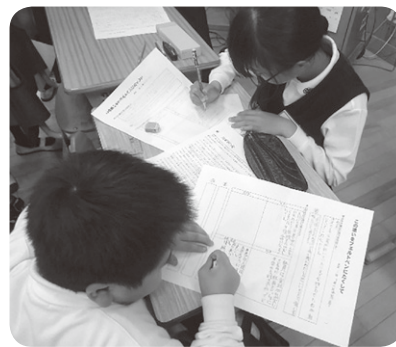
- これからの社会に求められる資質・能力を育むためには、学習指導要領の着実な実施が必要であり、教育課程運営改善連絡協議会を通して教員にその趣旨の浸透を図るとともに、モデル校の先進的な実践を研修会等で紹介することで、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
- 高校では、令和4年度から年次進行で実施される学習指導要領のもとで、言語活動の充実や指導と評価の一体化をめざし、知識・技能の習得はもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、主体的に学習に取り組む姿勢の育成に努めます。

(2) 児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導の充実

- すべての児童生徒が、学習内容を確実に身に付けることができるよう、より効果的な指導体制を構築し、必要な整備を進めることにより、各学校が児童生徒の実態に応じて指導方法を工夫、改善して、個に応じた指導の充実を図ることができるようにします。
- ◆ 確かな学力の育成に向けた指導体制および指導方法の構築
- ◆ 県学習状況調査の実施による学力定着の状況の把握とその分析に基づく指導方法の改善
- ◆ 教育課題解決に向けた教員の資質や能力の向上

(3) 児童生徒の学ぶ意欲や学習に向かう態度の育成

- 児童生徒にとって分かる喜びが学ぶ意欲につながることから、児童生徒の興味・関心を生かし、自主的・自発的な学習が促されるような指導方法の工夫、改善に努め、分かる授業をめざします。
- 学習の意義を見出し、自ら学習できるような学習方法を身に付けるための指導を行うとともに、粘り強く課題に取り組み、やり遂げた喜びを味わえる機会を増やします。
- 高校では、生徒の主体的・協働的学習をよりよく評価できる仕組みづくりに取り組みます。
- ◆ 児童生徒の学ぶ意欲を育成するための工夫
- ◆ 個を活かす協働的な学びの推進
- ◆ 自ら問題を発見し解決する学習の推進



▲友達と交流しながらの学習活動

(4) 理数教育の充実

- 児童生徒が、理科や算数・数学の楽しさや有用性を体験し、興味・関心を高められるよう、教員の指導力の向上や指導方法の工夫、改善を図ります。
- 各教科や総合的な学習（探究）の時間において、身の回りの自然を観察し、体験する活動を積極的に取り入れるなど、教科等横断的なSTEAM教育の充実を図ります。
- 次代を担う科学技術人材育成のため、科学技術や理科、数学に関する興味・関心や知的探究心を一層高めるための取組みを推進します。
- ◆ 小学校での観察・実験教材に関する効果的な指導方法等の研修の実施
- ◆ 小学校における教員の専門性を生かした専科指導の充実
- ◆ 科学に関する行事への参加の促進
- ◆ 国際科学オリンピック大会等への参加など理数教育に関する特色のある取組みの推進



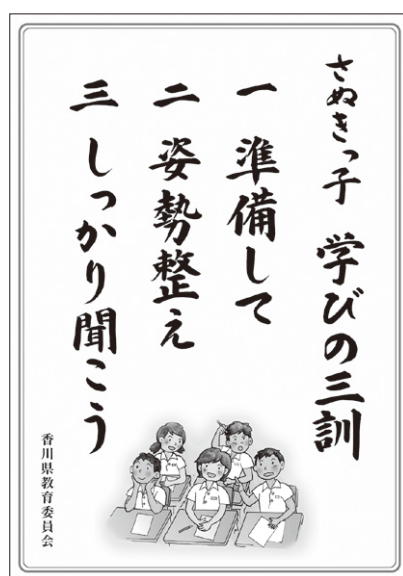
▲香川県高校生科学研究発表会

(5) 高校における指導、評価の工夫、改善

- 各高校においてシラバス（授業説明書）を作成し、学習目標や学習内容、評価方法や評価規準を明示することによって、計画的、体系的な指導と適切な評価を行います。また、生徒からの授業評価等を活用し、指導方法の工夫、改善に努めます。

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
1	「授業の内容がよく分かる／だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%
2	全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合の全国平均との差	小学校6年生 -1.8pt 中学校3年生 0.0pt (R元年度)	小学校6年生 -2.4pt 中学校3年生 -0.6pt



▲さめきっ子 学びの三訓



用 語 解 説

●STEAM教育

Science、Technology、Engineering、Art、Mathematics の略称。各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科等横断的な教育のこと。

取組みの内容 2

読解力の育成

情報のあふれる社会においては、多様な情報の中から必要な情報を選び、その内容を正しく理解し、自分の考えをつくり出す読解力の育成が重要になります。読解力の育成は、あらゆる学習の基盤となるものであり、さらに生涯における学びの基盤ともなります。

このため、学校においてはすべての教育活動で言語活動の充実を図るとともに、家庭や関係機関と連携し、子どもたちの発達段階に応じた読みの構えと読書習慣づくりを通じて、読解力を育成します。

現 状 と 課 題

- 近年、読書量や新聞を読む機会は減少傾向にある一方、スマートフォンなどを活用したＩＣＴ機器の利用時間は増加傾向にあります。本や新聞等を通じて、一定量の文章と接する機会を確保することも重要となっています。
- 世界 79 の国や地域で約 60 万人の 15 歳児を対象に実施しているＯＥＣＤ生徒の学習到達度調査によると、日本の読解力の順位は、2015 年の 8 位から 2018 年には 15 位に低下しており、学校現場でも、「文の要旨が捉えられず、読み違える子どもが増えている」という実感が広がっています。
- 平成 29 年に告示された学習指導要領においては、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。例えば、児童生徒が協働して、自分の考えを広げたり、深めたりする対話的な学習では、初めにもとになる自分の考えが必要ですが、文章等の資料を読み解くことが苦手な児童生徒は自分の考えを持つことができないまま授業に臨んでいるという課題もみられます。
- 活字離れ、読書離れが進む中、読書習慣が身に付くような読書活動の工夫、改善を図る必要があります。

主 な 施 策

(1) 言語能力の育成

- 幼児期には、周りの人とのかわりの中で、「話したい」「聞きたい」という意欲を醸成し、小学校以降のコミュニケーション活動を含む言語活動の基礎の育成に努めます。
- コミュニケーションや感性・情緒の基盤となる言語能力の育成を重視し、国語科を要として、各教科の教育活動の中で、言語に対する関心と理解を深め、自分の考え等を言葉で表現し、相手に理解してもらえるように伝えるなどのコミュニケーションに関する能力等を育成する活動の充実に努めます。
- 学校図書館の機能を充実させ、計画的に活用を図り、すべての教育活動で読書活動を推進します。
 - ◆ たくさんの本や文章から必要な情報を的確に見つけ出す力と、情報を正しく読む力の育成
 - ◆ 教科書をはじめとする重要な文章や優れた文章を精読・味読する学習の充実
 - ◆ コミュニケーション能力等の育成をめざした指導方法の工夫
 - ◆ 読書活動の充実
 - ◆ N I E 教育の推進

(2) 学校における読書活動の推進

- 子どもたちが学校生活の中で読書に親しむことができるよう、幼稚園や保育所等では、絵本や物語の読み聞かせを行うとともに、小・中・高校生が交流活動において幼児に読み聞かせを行うなど、幼児が絵本等にふれる機会の充実に努めます。
- 各教科、総合的な学習（探究）の時間等を通じて、新聞や科学雑誌などを含め、多様な種類の読み物に親しめるように促します。
- 小・中学校では、一斉読書や読み聞かせの実施、推薦図書「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」の改定とその活用などによる読書指導の充実と、授業に役立つ資料や情報の提供による学習支援を図り、読書の楽しさとの出会いの工夫や、読書を多様で日常的なものにする工夫を行います。
- 高校では、各学校の実態に応じて、推薦図書目録の作成、特定の時期や学年単位での一斉読書活動などを推進するとともに、研究指定校による読書活動のための実践研究を行います。
- 特に、中学校や高校では、図書委員を中心とした生徒の自主的な取り組みや、生徒が主体的に読書活動に取り組めるような活動を促進します。
- 一人ひとりのニーズに応じて、文字拡大や音声読み上げ、自動ページ送り等ＩＣＴの機能を活用し、だれもが読書活動を楽しめるように取り組んでいきます。
- 小学校から高校まで、学校図書館にかかわる人材の資質・能力の向上を図るための研修等を実施するとともに、小・中学校では、蔵書整備、新聞整備、学校司書の配置や効果的な活用を通じて、学校図書館の充実を図ります。
- 保護者やボランティアによる学校図書館の支援活動を促します。
 - ◆ 一斉読書活動の推進
 - ◆ 研究指定校における実践研究の推進
 - ◆ 推薦図書「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」の改定とその活用
 - ◆ 特別支援学校における電子書籍の活用の推進



▲上級生による読み聞かせ

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
3	「読書は好きですか」との質問に、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 79.7% 中学校2年生 74.0%	小学校5年生 82% 中学校2年生 75%



用 語 解 説

●NIE教育

「Newspaper in Education（教育に新聞を）」の略で、学校などで新聞を教材として活用する活動のこと。

●香川の子どもたちに読んでほしい100冊

子どもたちの豊かでたくましい心を育み、確かな学力を育成するために選定した小・中学生対象の推薦図書。児童生徒が選書に参加したり、授業で活用したりすることにより、読書活動を推進する。

取組みの内容 3

ICTを活用した教育の推進

A I や I o T の普及により社会や生活が急変し、将来の予測が難しい社会においては、情報および情報技術を適正かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくための能力を養うことが求められています。

このため、「情報活用能力」を「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、教科横断的に育成していくとともに、個別最適な学びや協働的な学び、オンライン学習やプログラミング教育など、ICTを効果的に活用した学習活動の充実を図りながら、各教科等における「主体的・対話的で深い学び」へとつなげます。

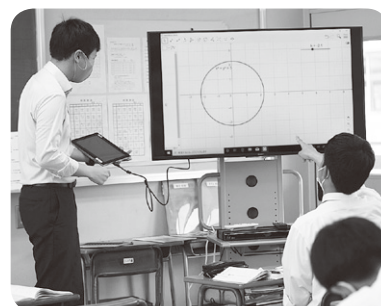
現 状 と 課 題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、国の「G I G A スクール構想」が前倒しされ、小・中学校等の義務教育段階において、児童生徒の1人1台端末が整備されており、1人1台端末を活用した効果的な指導が行えるよう、教員のICT指導能力の向上が求められています。
- 高校等においても、1人1台端末の環境で学んだ中学生が、進学した後も同様の条件で学べるICT環境が求められます。
- 特別支援学校等では、端末を活用しやすいように、一人ひとりに応じた入出力支援装置の整備が進み、学びを深めるために、ICTの有効な活用が期待されています。
- 災害や感染症の発生等の緊急事態発生時であっても、子どもたちの学びを保障するとともに、ICTを効果的に活用した新しい時代の学びを実現することが求められています。
- 社会の情報化が急速に進展し、スマートフォン等の情報機器が広く個人にも普及し、だれもが情報の受け手だけでなく送り手としての役割も担うようになり、私たちの日常生活にも大きな変化を与えています。そうした中で、大量の情報の中から必要な情報を取捨選択したり、表現やコミュニケーションの手段として、情報機器や情報通信ネットワークなどを効果的に活用したりする能力が求められています。

主 な 施 策

(1) 学校におけるICT環境の整備

- ICTを効果的に活用し、児童生徒一人ひとりに応じた指導や協働的な学びを実現するため、ICT環境整備の一層の充実を促進します。
 - 国のデジタル教科書使用の拡充の動きを注視しながら、児童生徒の学習状況等に応じた指導の充実が図られるよう、デジタル教材の活用の促進に努めます。
- ◆ ICT環境の整備の推進



▲ICTを活用した数学の授業

(2) 情報活用能力の育成

- 世の中のさまざまな事象に関して、情報および情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりできるよう、児童生徒の発達段階を考慮するとともに、各教科等の特質を生かしながら、必要な資質・能力の育成に努めます。
- これまでの教育実践に加え、ＩＣＴを活用した個に応じたきめ細かな指導や、協働的な授業を実施するために教員のＩＣＴ活用指導力を高め、児童生徒の学びの質的な向上を図ります。
 - ◆ 教員のＩＣＴ活用指導力の向上に関する研修の実施
 - ◆ ＩＣＴを効果的に活用した学習活動の普及・啓発



▲タブレット端末を活用した授業

(3) プログラミング教育の推進

- 児童生徒が、プログラミングが実社会においてどのように活用されているか等、体験的な活動を通して、その働きやよさ等に気づくとともに、情報技術に関する興味・関心を高め、学習意欲の向上に努めます。
 - ◆ 教員のプログラミング教育に関する指導力の向上を図るための研修の実施
 - ◆ プログラミングに関する知識・技能を有する専門人材による出前授業の実施

(4) 臨時休業時や特別な支援を必要とする児童生徒の教育機会の保障

- 災害や感染症の発生等、緊急時における児童生徒の学びの保障のため、また、不登校や長期療養中の児童生徒の学習支援が図られるよう、ＩＣＴを活用したオンライン学習の環境整備と支援体制の構築に努めます。

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
4	授業中にＩＣＴを活用して指導することができる教員の割合	小 学 校 68.8% 中 学 校 59.2% 高 校 85.4% 特別支援学校 70.5% (R元年度)	小 学 校 100% 中 学 校 100% 高 校 100% 特別支援学校 100%



用 語 解 説

●GIGAスクール構想

文部科学省が打ち出した構想で、学校における高速大容量のネットワーク環境の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、全学年の児童生徒一人ひとりがそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現をめざすもの。

グローバル化が急速に進展する中で、外国語によるコミュニケーション能力は、これまでのように一部の業種や職種だけではなく、生涯にわたるさまざまな場面で必要とされることが想定され、その能力の向上が課題となっています。国際共通語として最も中心的な役割を果たしている英語を使い、目的や場面、状況に応じて、自分の意見や考えなどを伝え合うことができる実践的な英語力の育成を図ります。

現 状 と 課 題

- 小学校中学年では、年間 35 単位時間（週 1 コマ相当）の外国語活動を、高学年では年間 70 単位時間（週 2 コマ相当）、教科としての外国語を実施しています。子どもたちの英語でのコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成するために、中学校と連携して指導方法の改善を図るとともに、外国語指導助手（ALT）や外国語に堪能な地域人材を効果的に活用する授業を展開する必要があります。
- 平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間、中学校の英語科教員が校区内の小学校の外国語の授業をサポートする小中連携事業を実施しました。小・中学校の教員の互いの指導技術の向上が図られるとともに、小学校 5・6 年生の英語を聞いて理解する力や、中学校 1 年生のコミュニケーション活動に対する意欲が高まりました。
- 中学校では、英語による日常会話や簡単な情報交換ができる基礎的なコミュニケーション能力を育てる学習指導を行っていますが、小学校外国語で育まれた資質・能力の上に、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の 4 技能をバランスよく育成する指導方法の改善を進める必要があります。
- 中学校と高校の英語科教員が相互の授業を参観した後、研究協議を通して相互理解を深める研修を実施しています。高校においても、中学校との連携・接続を意識し、外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 令和 2 年度から導入された大学入学共通テストにおける英語においては、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の 4 技能を総合的に育成することが求められており、現状において課題のある「話すこと」「書くこと」の技能の育成に特に力を入れる必要があります。

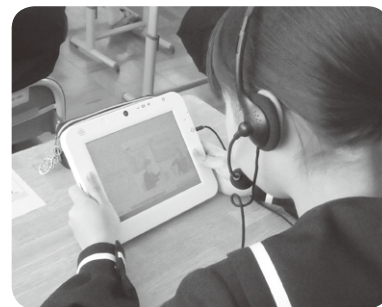
主 な 施 策

（1）小学校における外国語教育の充実

- 初めて外国語に触れる中学年の外国語活動で音声や基本的な表現に慣れ親しみ、高学年からはそれらを活用し、「読むこと」「書くこと」を含めた言葉の仕組みなどの体系的な学習を推進します。
 - ◆ 英語指導力向上研修の実施
 - ◆ 外国語指導助手指導力向上研修の実施

(2) コミュニケーション能力を育成する英語教育の推進

- 中学校における英語の授業では、小学校で育まれたコミュニケーション能力や国語科で培われる言語に関する能力などの基礎を踏まえ、学習到達目標を「CAN-DOリスト」の形で具体的に設定し、生徒と共有することにより、英語による日常会話や簡単な情報交換ができる基礎的なコミュニケーション能力を育てる学習指導を一層推進します。
- 英語で発信する力の向上を図るために、中学校2年生を対象に外部検定試験を実施し実態を把握するとともに、英語で自分の考えを表現する力を育成する授業への改善を推進します。
- 中学校、高校では、基本的に英語の授業は英語で行うことにより、コミュニケーション能力を育成し、生徒が英語で発言したり、話し合ったりしながら、ともに学習できる環境づくりをめざします。
- ◆ 小・中学校、高校の各段階の接続を意識した英語教育の推進
- ◆ 中学校2年生を対象にした「話す」技能に関する英語スピーキングテストの実施
- ◆ 高校における英語での言語活動を中心とした授業の推進



▲英語スピーキングテスト



▲英語による観光ガイド

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
5	「英語の授業では、生徒同士で英語で問答したり意見を述べ合ったりする活動が行われていたと思いますか」との質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒の割合	中学校 75.8% (R元年度)	中学校 80%

用 語 解 説

●CAN-DOリスト

学習指導要領に基づき、各中学校、高校が生徒に求められる英語力を達成するための目標（学習到達目標）を「言語を用いて何ができるか」という観点から具体的に設定したリスト。

取組みの内容 5

幼児期の教育の推進

幼児期は、義務教育やその後の教育の基礎、さらには生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に育まれた自立心や協同性などの非認知スキルが子どもたちの将来を支える大切な基盤となります。

幼児期の教育においては、幼児期の発達の特性に照らして自発的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎や社会性、道徳性などの豊かな人間性と思考力を育むとともに、家庭との連携を十分に図りながら、小学校以降の生活や学習に円滑につながるよう、幼児一人ひとりの望ましい発達を促します。

現 状 と 課 題

- 平成 27 年 4 月からの子ども・子育て支援新制度により、認定こども園への移行が急速に進んでいます。各幼稚園と認定こども園、保育所の特色を生かしながらも、幼児期の教育という部分では同じ考え方をもち、同じ地域の子どもを育てる場として連携していくことが求められています。

- ほとんどの幼稚園において子育て支援を行っています。核家族化や少子化に伴い子育てに対する不安感やストレスを感じている保護者が増加する中で、生活習慣の定着が困難であったり、



▲自発的な遊びの中での学び

保護者による幼児虐待などの問題が起こったりしています。幼稚園が「親と子が共に育つ」場となることができるよう、子育て支援をさらに進めていく必要があります。

- こうした状況の中、各幼稚園、認定こども園や保育所、設置者、県教育委員会における取組みの指針となる「香川県就学前教育振興指針」を策定し、その具体的な方針に沿った施策を展開しています。

主 な 施 策

(1) 教員研修の充実

- 「香川県就学前教育振興指針」に掲げる「めざす子どもの姿」である『心いっぱい、体いっぱい 遊びこむ子ども』を育てるために、発達の道筋を見通して、教育的に価値ある環境づくりを進める必要があり、教育課程や教員の教職経験に対応した研修会を開催するとともに、それぞれの地域や幼稚園の実情に応じた研修が推進されるよう支援します。
- 幼児期の教育はさまざまな人材に支えられており、全職員が連携して進めていく必要があります。また、保育者のキャリアステージに対応した資質向上を図るためにも、研修対象を拡大し、その充実を図ります。
 - ◆ 教育内容、遊びの充実を推進し、教員の資質向上を図るための研修の充実
 - ◆ 幼児期の教育・保育にかかわる教員等の研修対象の拡大と一元化
 - ◆ 幼稚園、認定こども園、保育所等を巡回指導する幼児教育スーパーバイザーの配置

(2) 幼稚園、認定こども園、保育所の連携の推進

- 幼児期の教育の充実が図られるよう、幼稚園、認定こども園、保育所の連携を推進するとともに、各設置者において、地域の実情に応じた適切な幼稚園、認定こども園、保育所の在り方について検討できるよう情報提供します。
- ◆ 幼稚園教諭、保育教諭、保育士を対象とした合同研修会の実施

(3) 保護者と幼児がともに育ち合えるような子育て支援の取組みの推進

- 保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるような取組みを推進するとともに、幼稚園の子育てにおける相談機関としての機能を充実させ、保護者と幼児が向き合い、ともに育ち合えるような子育て支援の取組みを促進します。
- ◆ 幼稚園における子育て支援活動の啓発
- ◆ 家庭教育啓発の推進

(4) 地域、関係機関との連携の推進

- 地域の自然にふれたり、地域住民と交流したり、地域の施設を活用したりするなど、地域との連携を図る取組みを促進するとともに、幼稚園や設置者が、関係機関や専門機関との連携が図られるよう支援します。
- ◆ 関係機関や専門機関に関する情報収集・情報提供

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
6	幼小の円滑な接続に向け、接続期のカリキュラムを検討する研修会に参加した幼稚園の割合	20.5%	80%

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、インクルーシブ教育システムの理念のもと、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行います。

このため、障害により教育上特別の支援を必要とする子どもが在籍する通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において、一人ひとりに応じた指導、支援や乳幼児期から社会参加に至るまでの切れ目のない支援体制の一層の充実と教職員の専門性の向上に努めます。

現 状 と 課 題

- 小・中学校や高校の通常の学級にも障害により教育上特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しています。これらの児童生徒の育ちの基盤となるユニバーサルデザインや合理的配慮の提供を前提とする学級経営・授業づくりを進めていくためには、すべての教員が、特別支援教育に関する専門性を有することが求められています。
- 通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級、特別支援学校に在籍している児童生徒数は、年々増加しています。このような状況の中、通常の学級を含め多様な学びの場におけるそれぞれの学習環境の整備や教育内容をさらに充実していく必要があります。
- 特別支援学校では、さまざまな障害の特性や状態に応じた専門的な教育を行うとともに、教育相談や職員研修協力など、地域の特別支援教育の拠点としての役割を果たしています。障害の重度・重複化、多様化に対応した専門的な教育をさらに推進するため、幼稚部から高等部までの学びをつなぐ視点を重視したカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に進める必要があります。
- 平成 30 年 8 月の学校教育法施行規則の一部改正により、「個別の教育支援計画」について、保護者や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携して作成することが規定されました。「個別の教育支援計画」を連携や引継ぎのツールとして活用するなど、障害のある子どもが地域で切れ目なく支援を受けられる体制を整備していく必要があります。

主 な 施 策

(1) 切れ目のない支援体制の充実

- 乳幼児期から社会参加に至るまでの一貫した指導、支援を行うために、早期から家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携体制の整備を図ります。
- 指導についての情報や合理的配慮の状況等が学校間や関係機関・関係者間で確実に引き継がれるよう、情報提供や情報共有の体制整備を図ります。
- 各特別支援学校においては、専門性を確保し、教育相談や研修など、地域の特別支援教育の拠点として、センター的機能の一層の充実を図ります。



▲県内の難聴幼児との交流活動（聾学校）

- 医療的ケアを必要とする幼児児童生徒に対応するため、医療機関等との連携を強化するとともに、さまざまなニーズへの対応について検討し、学校での医療的ケアの充実を図ります。
- ◆ 地域特別支援連携協議会を基盤とした関係機関との連携体制の整備
- ◆ 「個別的教育支援計画」の活用と他機関作成の諸計画との連携の推進
- ◆ サポートファイル「かけはし」の作成および活用の推進
- ◆ センターの機能に係るオンライン教育相談・研修の実施、拡充
- ◆ 医療的ケア看護職員の計画的配置および研修の充実

(2) 「多様な学びの場」での教育の充実

- 幼稚園、小・中学校、高校においては、個別的教育的ニーズに応じた連続性のある指導ができるよう、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成と活用を推進します。

特別支援学校においては、幼稚部から高等部までの学びをつなぎ、自立と社会参加に向けた教育を一貫して行うことができるよう、教育課程や指導内容・指導方法の改善、開発に取り組みます。また、在籍者の増加に対応するために、学習環境の整備・充実に努めます。

- 管理職をはじめすべての教職員を対象とした特別支援教育に関する研修を推進し、専門性を高めるとともに校内支援体制の強化に努めます。また、特別支援学校教諭免許状の取得を推進します。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が相互に人格と個性を尊重し、学び合うことができるように学校間交流や居住地校交流などの「交流及び共同学習」を行います。
- 障害のある子どもたちが豊かで充実した生活を送れるよう、生涯を通じて教育や文化・スポーツなどに親しむ機会を設け、生涯にわたる多様な学習活動の充実をめざす取組みを進めます。
- 多様な学びの場の一つである特別支援学校を小豆地域に新たに設置し、特別支援教育の充実を図ります。
 - ◆ 通常の学級における「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成および活用の推進
 - ◆ 特別支援学校における「学びをつなぐ」ためのツール（学習内容表等）の開発とWeb公開の推進
 - ◆ 知的障害を対象とする特別支援学校の教室不足の解消等、教育環境の整備の推進
 - ◆ 教職員育成指標と関連づけた特別支援教育に関する研修の実施および免許法認定講習の充実
 - ◆ 特別支援学級と通常の学級、特別支援学校と居住地校などの「交流及び共同学習」の普及と充実
 - ◆ 在学中及びからの多様なスポーツや文化芸術活動の体験機会の提供
 - ◆ 小豆地域の特別支援学校の開設による、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの充実と、小豆地域における特別支援教育の拠点となる相談支援体制の構築



▲見えにくさを補い、主体的な学びを支えるICTの活用



▲パラスポーツ「ボッチャ」の体験

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
7	通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	小学校 37.3% 中学校 11.0%	小学校 60% 中学校 50%

●インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組み。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要とされている。

●通級による指導

小・中・高等学校の通常の学級に在籍している、言語障害、情緒障害、弱視、難聴などの障害がある児童生徒のうち、大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部、個々の障害に応じた特別の指導（自立活動）を特別な場（通級指導教室）で行う教育形態である。

●ユニバーサルデザイン

調整または特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することができる製品、環境、計画およびサービスの設計。あらゆる人が利用できるようにデザインすること。

●合理的配慮

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。

●個別の教育支援計画

障害のある児童生徒等一人ひとりに必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に、学校が作成する計画。作成にあたっては、当該児童生徒等または保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。

●サポートファイル「かけはし」

障害のある子どもを対象として作成される本県独自の情報共有ファイル。支援内容や支援経過について、教育、医療、福祉、労働等の関係機関、関係者が共通理解し、乳幼児期から成人に至るまで連続的で一貫した支援を行うことを目的としている。作成については、保護者と保護者から依頼を受けた支援者が連携して行う。

●個別の指導計画

児童生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた適切な指導や必要な支援が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、具体的に、個別の指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ計画。

●交流及び共同学習

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する教育活動。相互のふれあいを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面がある。

重点項目1

学力の育成

基本的方向①

確かな学力の育成と個に応じた教育の推進

取組みの内容7

校種間連携の推進

幼児期の教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校へ進学しても、引き続き、自らの力を発揮しながら学びに向かうことが可能となるよう、幼稚園、認定こども園、保育所と小学校間の連携を図ります。

特に、校種間の出口・入口を丁寧かつ適切につなぐことが重要であり、前段階までの生活や学習で子どもたちが培ってきた「できること」を生かしながら、義務教育の目的・目標に向かって系統的な指導を行うことが大切です。

また、高校でも、中学校における教育の基礎の上に、高度な普通教育や専門教育を施せるよう、中学校との連携・接続を図ります。

さらに、障害により教育上特別の支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を一貫して受けられるよう、特別支援学校と各学校との連携や円滑な接続も図ります。

現状と課題

- 多くの幼稚園では、幼児と児童の交流活動を行い、幼児期の教育の成果を小学校教育へつないでいく取組みを実施していますが、事前・事後の話し合いや教師同士の合同研修等の実施は限定的となっています。
また、特別な配慮を必要とする子どもについて、子どもの課題だけではなく、よさや可能性などの引継ぎを進めていくことが求められています。
- 今後、小学校高学年において、ほとんどの教科を学級担任が指導する学級担任制から、学級担任も含め各教員が専門とする教科をそれぞれ担当する教科担任制へと移行するなど、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制を構築する必要があります。
- 全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、小学校教育と中学校教育の連携に関する「小中学校の教育課程に関する共通の取組」、「小中学校の合同研修」、「小中学校間での成果や課題の共有」の項目において肯定的な回答の割合が全国平均を下回っており、校種間連携の在り方に課題がみられます。
- 中学校から高校への系統的な指導を重視し、円滑な接続を図る必要があります。
- 中高一貫教育校では、6年間の教育活動を通じて、生徒一人ひとりの個性の伸長や優れた能力の発見をすることができます。特に高校入試の影響を受けることがないこと等による時間的余裕を活用して、ゆとりある安定した環境の中で安心して自分の好きなこと、意欲的な活動等に取り組んだり、挑戦できたりします。
- 中高一貫教育校においては、中学校入学から高校卒業までの6年間、目的意識を維持し続けることに課題があります。めざす学校像や育てたい生徒像を明確にして目標を共有し、その目標を達成するために教育活動に特色を持たせるとともに、広報活動にも積極的に取り組む必要があります。
- 小学校、中学校、高校の新学習指導要領において、障害により教育上特別な支援が必要な児童生徒について個別の教育支援計画の作成・活用に努めることが規定され、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒には、作成が義務付けられました。

今後、個別の教育支援計画を学校間の連携や引継ぎのツールとしても活用していく必要があります。

主 な 施 策

(1) 幼児期の教育と小学校との連携の推進

- 幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、教育内容や指導方法、幼児・児童間の交流や教師間の連携などについて、研究や実践の取組みを推進します。

また、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校の合同研修会や異校種間体験研修の実施など市町による支援体制づくりを促進します。

- ◆ 幼稚園教諭、保育教諭、保育士、小学校教員を対象とした合同研修会の実施
- ◆ 保育者と小学校の教員による「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有
- ◆ 自己を発揮できるスタートカリキュラムの作成、実施、充実
- ◆ 各学校園での連携の取組みに対する指導・助言



▲幼稚園と小学校の交流活動



▲幼・保・こ・小理解研修会

(2) 小学校、中学校、高等学校の連携の推進

- 小・中学校、高校の接続においては、「義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を確実に育むこと」「高校卒業段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、教育課程の系統性を重視し、各校種間の学びをつなぐ取組みの充実を図ります。

- 小・中学校では、小・中学校間の人事交流を積極的に進め、中学校や高校の免許を持つなど専門性に優れた教員による指導を拡充することにより、小学校高学年を中心に一部の教科において教科担任制を導入するなど、中学校への円滑な接続を図る指導体制の構築を推進していきます。

- 中学校から高校への円滑な接続や連携が図れるよう、校種間における交流活動を推進します。

- ◆ 他校種教員との交流、連携の推進



▲高校生による子ども食堂

(3) 中高一貫教育の充実

- 6年間の計画的、継続的な教育指導が展開できる中高一貫教育において、その利点を生かし、生徒の個性や創造性を伸ばすために、特色ある教育内容の充実を図ります。

- ◆ 英会話能力や国際感覚を身に付けさせる実践的な英語教育の取組み
- ◆ 高校で学習する内容の一部を中学校で先取りして指導する独自カリキュラムの編成、実施
- ◆ 地域との協働による活動を通じて、6年間を見通した探究的な学びの実現

(4) 特別支援学校と各学校との連携や円滑な接続

- 特別支援教育を受けてきた子どもの指導や合理的配慮の状況等を学校間で適切に引き継ぎ、障害に配慮した適切な指導につなげられるよう情報提供や情報共有の体制整備を図ります。

- ◆ 「個別の教育支援計画」やサポートファイル「かけはし」の活用の推進

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
8	異校種の児童生徒を対象とした交流事業を行っている県立高校の割合	24.1%	50%



用 語 解 説

●スタートカリキュラム

小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラム。

取組みの内容1

道徳教育の充実

道徳教育の目標は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことです。

家庭や地域と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて計画的に指導するとともに、道徳科においては、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

現 状 と 課 題

- 家庭や地域の教育力の低下やそれに伴う異年齢交流や自然・社会体験等の減少などを背景に、基本的な生活習慣の乱れや、自他の生命を尊重する心や規範意識、人間関係を築く力や社会性の欠如などが課題として指摘されています。本県では、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果を道徳的価値項目に照らして考察すると、「向上心、個性の伸長」「相互理解、寛容」に関する質問に肯定的に回答する児童生徒の割合が全国の回答状況を下回る傾向がみられ、個の自律や望ましい人間関係づくりについて充実に図る必要があります。
- また、全国的に大きな社会問題となっているいじめ防止の観点から、人間の生き方・在り方に関する根源的な理解を深めながら、社会性や規範意識、善悪を判断する力、思いやりや弱者へのいたわりなどの豊かな心を育むことが求められており、「道徳の時間」を新たに「特別な教科 道徳」として位置づける学習指導要領の一部改正が行われ、小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から検定教科書を導入して「道徳科」の実践が始まっています。
- 生きることの意味や命の大切さを児童生徒が実感できる道徳教育を充実させるため、平成17年度から、常に「生」や「死」に直面している助産師や消防署職員、介護福祉士、獣医師等を「いのちのせんせい」として小・中学校に派遣しています。
- 自分の命とともに、私たちの命を支える動植物の命を大切に作る心について、食育を通して育んでいます。
- 小・中学校では、校長の学校経営方針をもとに指導体制を整え、学校教育全体を通じて行う道徳教育の全体計画と、道徳の時間の年間指導計画を作成しています。児童生徒の実態や教育上の課題などを把握、分析し、道徳教育の重点目標や指導の方針等を示しています。
- 小・中学校の「特別な教科 道徳」の時間については、児童生徒が広い視野から物事を多角的に見つめ「考え、議論する」道徳科の学習へと改善を図る必要があります。
- 高校の学習指導要領には、すべての教員が協力して道徳教育を展開するために、基本方針や重点を明確にした全体計画を作成することが明記されており、社会を構成する一員としての自覚を持てるよう、学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方や生き方に関する教育を行っています。

主 な 施 策

(1) 学校教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進

- 教育の中核をなす道徳教育は、道徳科を要とし、児童生徒の発達の段階を考慮し、各教科や総合的な学習(探究)の時間および特別活動等、学校のあらゆる教育活動全体を通じてその推進を図ります。

- ◆ 全体計画、別葉、年間指導計画に基づく道德教育の確実な実施
- ◆ 道德科の授業内容と特別活動等との関連付け



▲道德科の授業



▲教育活動全体で行う道德教育

(2) 全教職員で取り組む道德科の指導の充実

- 小・中学校では、教科書の内容に加え、香川県の地域読み物教材「新ふるさとの心」の活用の促進や教員の指導力向上研修会等を実施するとともに、引き続き「いのちのせんせい」を派遣するなどして、道德の時間の指導の充実を図ります。

- ◆ 主たる教材としての教科書活用と「新ふるさとの心」の活用
- ◆ 道德教育推進教師のリーダーシップによる校内研修の充実
- ◆ 教育センターにおける「道德教育指導力向上研修講座」の開催
- ◆ 助産師や救急救命士など「いのちのせんせい」の派遣
- ◆ 命の大切さを学ぶ食育の推進
- ◆ 目標や計画、指導方法の改善・充実に生かすための評価の研究



▲救急救命士による「いのちのせんせい」出前授業

(3) 家庭や地域と連携した道德教育の推進

- 講演会の開催や道德の授業の公開のほか、授業や地域教材の開発・活用などへの保護者や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得て、家庭や地域との共通理解を深め、相互の連携をめざします。
- ◆ 学校、家庭、地域が一体となって道德性を高める実践活動の実施
- ◆ 地域の人材を生かした道德教育の推進

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
9	「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 77.2% 中学校2年生 76.1%	現状を上回る水準



用 語 解 説

●別葉

各教科や学校行事を含む特別活動等における道德教育に関連する指導内容を整理した年間計画一覧。

●いのちのせんせい

小・中学校に派遣する命をテーマとした出前授業の講師。平成17年度から、自らの体験などを織り交ぜながら生きることの意味や命の大切さなどについて語ることできる者を派遣している。

取組みの内容2

自己肯定感・自己有用感の育成

自己肯定感や自己有用感、自制心ややり抜く力といった非認知スキルは、子どもたちが生涯にわたってたくましく生きていくための力となるものです。

自己肯定感とは、「自分は価値ある存在だと自分自身に自信を持つこと」であり、自己有用感とは、「自分は周りに役立っている。自分は社会に有用な存在だ」と思える感情です。

このような感情は、自分や他者を大切に思う源となり、だれかに必要とされている満足感から心が安定し、学習やさまざまな活動への意欲が高まり、自主的・自立的な生活につながるなど、児童生徒の成長にとって、好循環をもたらせます。

自己肯定感・自己有用感を高めるためには、体験的な交流活動の場を充実させるとともに、児童生徒自身に活動を振り返らせたり、周りが児童生徒一人ひとりをかけがえのない存在と認めたくて、愛情深く接し、行動を価値づけたりすることが必要です。このため、多様な他者との豊かなかかわりを実現する関係機関とのより一層の連携を図っていきます。

現 状 と 課 題

- 本県では、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において、「将来の夢や目標を持っていますか」「自分には、よいところがあると思いますか」といった質問に肯定的に回答する児童生徒の割合が全国の回答状況を下回っており、自己肯定感・自己有用感について課題がみられます。
- 平成27年度から「心の交流事業」を実施し、いじめ・不登校・暴力行為等の未然防止に資するよう、学級や学年、学校等の枠を超えた児童生徒の自発的・自治的な交流活動により自己肯定感・自己有用感を高めるための調査研究と成果普及を総合的に進めています。
- 地域の生活環境や子どもたちの生活習慣の変化に伴い、子どもが地域の人々と交流したり、自然体験をしたりする機会が少なくなっています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、交流や体験活動が制限されました。子どもたちの豊かでたくましい心やコミュニケーション能力を育むためには、体験活動を通してそれらの機会を増やしていくことが大切です。
- 小・中学校の学級活動やクラブ活動において、児童生徒がよりよい学級や学校の生活を築くための問題を発見したり、集団としての意見をまとめたり、決めたことを友達と協力して実践したりする自発的、自治的な活動を行っています。また、学校行事においても、校外学習や修学旅行、集団宿泊学習を通して体験活動を行っています。
- 中学校では、働くことの楽しさや厳しさを知り、勤労や職業についての理解を深めるため、職場体験活動に取り組んでいます。また、自然に親しみ、自然への畏敬の念を深め、人間性を豊かにするとともに、集団生活を通してよりよい人間関係を形成することを目的に、五色台少年自然センターと屋島少年自然の家を利用した集団宿泊学習を実施しています。
- 高校では、勤労を尊ぶ心や社会奉仕の精神を養うため、地域の施設、企業等における体験活動や学校周辺の清掃等のボランティア活動を行っています。
- 子どもたちの自己肯定感などの非認知スキルは、周囲の人とのかかわりによって育まれることから、家庭、学校、地域が連携して伸ばしていく必要があります。

- 自己肯定感・自己有用感が低く、自分を大切にできなかったり、自分を傷つけたりする子どものために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出す「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、スクールカウンセラー等の相談窓口を周知するなど、自殺予防を含むセーフティネットを充実させる必要があります。

主 な 施 策

(1) 体験活動の機会の充実

- 県有の施設等を活用した体験学習のより一層の充実を図るとともに、幼稚園、小・中学校、高校を通して系統立てた体験活動の実施に取り組みます。
 - ◆ 幼稚園、小・中学校、高校を通した系統的な体験活動の実施
 - ◆ 集団宿泊学習の充実
 - ◆ 地域と連携した体験学習の充実



▲集団宿泊活動

(2) 児童生徒によるボランティア活動の推進

- 児童生徒が、発達の段階に応じて地域の実態に即したボランティア活動ができるよう、地域の施設や事業所、各種団体との連携や人材の活用に努めます。
 - ◆ 地域と連携したボランティア活動の積極的な推進



▲町内の河川清掃ボランティア

(3) 家庭や関係機関との連携

- 学級や学年、学校等の枠を超え、関係機関と連携しながら児童生徒の自発的・自治的な交流活動を支援する「心の交流事業」を推進します。
- 地域のNPO法人や社会教育団体などと連携しながら、地域の施設や人材の活用を図り、さまざまな体験活動の実施を推進します。
- 総合的な学習の時間や社会科、道徳、特別活動などにおいて、地域で活躍する幅広い分野の方々をゲストティーチャーとして招き、地域の人々から学ぶ機会の充実を図ります。
 - ◆ 「心の交流事業」の推進
 - ◆ 家庭教育啓発月間における規則正しい生活習慣の重要性の啓発
 - ◆ 自分でできるよ！チャレンジシートと保護者のためのサポートブックによる家庭教育支援
- 自己肯定感・自己有用感などの非認知スキルは、幼児期からの保護者のかかわり方によって大きく変わることから、家庭と連携して子どもが生活習慣の改善やお手伝いに自主的に取り組むよう働きかけるとともに、子どもの自立を助言するための手引書等を通じて保護者を支援します。
- 「SOSの出し方に関する教育」を推進するため、教職員や児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの活用を促すとともに、「24時間いじめ電話相談」をはじめ教育相談窓口の周知、啓発を図ります。



▲ゲストティーチャーによる授業

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
10	「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.2% 中学校2年生 66.4%	小学校5年生 72% 中学校2年生 67%



用 語 解 説

●自己肯定感

自分は価値ある存在だと自分自身に自信を持つこと。実用日本語表現辞典では、「自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情などを意味する語。自己否定の感情と対をなす感情とされる。」と定義されている。「自尊感情」「自己存在感」「自己効力感」などの言葉とはほぼ同じ意味合いである。

●自己有用感

「自分は周りの人の役に立っている。自分は社会に有用な存在だ」と思える感情。他者評価など、相手の存在があってこそ生まれてくる感情という点で、「自尊感情」や「自己肯定感」とは異なる。

●非認知スキル（非認知能力）

学力のように数値で測ることのできる認知能力以外の能力の総称で、やり抜く力や自制心、自己肯定感などさまざまな能力をいう。

●自分でできるよ！チャレンジシートと保護者のためのサポートブック

児童が自分で決めた早寝早起きやお手伝いにチャレンジして、できたらシールを貼るチャレンジシートと、保護者に向けて、子どもとのかかわり方をアドバイスするサポートブック。

重点項目2

心の育成

基本的方向①

豊かな心、多様性を尊重する心の育成

取組みの内容3

豊かな感性や情操の育成

生活水準の向上や自由時間の増大などを背景に、価値観の多様化が進む中、心のゆとりや豊かさが重視されるようになっていきます。人格形成にとって最も重要な時期にある子どもたちが、美しい自然や文学、音楽、美術などの文化芸術、スポーツにふれ親しみ、感動ややすらぎ、自己を表現することの喜びを感じることは、豊かな人間性を育むうえで重要です。

そこで、子どもの発達段階に応じ、学校や地域のさまざまな活動に取り組み、感性を高め、豊かな情操を養うとともに、読書を通して、さまざまな物語、小説、評論等に親しむことで、豊かな感受性や表現力、創造性を育成します。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、感染症対策を講じながら、子どもたちの情操の育成に大切な役割を果たしてきた学校行事や地域活動の充実に努めます。

現状と課題

- 子どもの頃から、日常生活の中で文化芸術にふれ親しみ、自ら芸術活動を行うことは、感性を高め、豊かな情操を養うことにつながります。現在、「香川県文化芸術振興計画」に沿って、子ども向けのさまざまな施策を展開しています。
- 県内においても、瀬戸内海の12の島々などを舞台とし、島の歴史や文化を生かした現代アートの祭典「瀬戸内国際芸術祭」が開催されるなど、優れた芸術作品の鑑賞の機会が増えてきています。
- 学校においては、音楽や演劇、美術作品等を発表したり、鑑賞したりする活動を行うほか、芸術に関する教科・科目の学習や、文化部活動を通して、生涯にわたり文化芸術に親しむ心を育て、このような取組みをさらに充実させていくことが重要です。
- 民俗芸能や地域に伝わる祭りなどの伝統文化にふれる機会が減少しているため、地域行事への参加などを通し、伝統文化を学ぶとともに、それらを継承していく気持ちを育成することが求められています。
- 令和7年度には第49回全国高等学校総合文化祭香川大会が開催されることから、開催部門の強化や生徒の資質向上を図り、大会への機運を高めていく必要があります。
- 持続可能な循環型社会の構築が求められており、環境教育や環境学習の充実およびそのための人材が求められています。
- 学校図書館については、司書教諭を配置する必要がある12学級以上の小・中学校と、すべての県立学校に司書教諭を配置しており、蔵書の整備を図るとともに、子どもと本とをつなぎ、読書活動の推進に向けた環境づくりに取り組んでいます。

主な施策

(1) 学校や地域における文化芸術活動の充実

- 児童生徒の文化芸術活動を奨励し、学校における特別活動などの時間を使って、優れた舞台芸術や美術に携わる方を招へいするなどして、文化芸術を鑑賞したり体験したりする機会の充実に努めます。



▲香川県高等学校総合文化祭（総文祭）の総開会式

- 小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間を活用して、伝統文化を調べたり体験したりするなど、地域や関係機関との連携を図る取組を促進します。また、芸術分野の専門知識・技術を有する指導者を活用し、子どもの感性や創造力を育む機会を提供します。
- 小・中学校総合文化祭の開催への支援など、児童生徒が文化活動の成果を発表する機会の充実に努めるとともに、中学校の文化部活動の活性化を図ります。
- 全国高等学校総合文化祭の成功に向け、人材育成や、県民への広報・啓発活動などによる大会への機運の醸成に取り組めます。
 - ◆ 学校における優れた舞台芸術体験や映画鑑賞の機会の提供
 - ◆ 地域における伝統文化を子どもたちに体験、習得させる取組の実施
 - ◆ 全国高等学校総合文化祭のための部門強化や情報発信
 - ◆ 瀬戸内国際芸術祭をはじめとする地域における文化芸術活動への参加、参画の促進
 - ◆ 関係機関や専門機関に関する情報収集・情報提供



▲高校生のための瀬戸内アートサマープログラム (SASP)

(2) 県立文化施設などにおける子ども向け事業の充実

- 各種展覧会において子ども向け解説を実施するとともに、芸術体験事業や芸術家育成事業を開催することにより、子どもたちが芸術にふれる機会の充実に努めます。
- 県立ミュージアムや漆芸研究所などの県立文化施設が実施する参加型体験学習などを通して、郷土文化にふれる活動を推進します。

また、スポーツ施設では、子どもたちがトップレベルの競技をみたり、トップアスリートから指導を受けたりできる機会の充実に努めます。

さらに、五色台少年自然センターや屋島少年自然の家において、自然体験の機会の充実に努めます。

 - ◆ 県立ミュージアムなどにおける子ども向けワークショップの開催
 - ◆ 県民ホールなどにおけるジュニア・オーケストラの育成や東京藝術大学と連携した公開レッスン等の実施

(3) 環境教育、環境保全活動の推進

- 児童生徒が環境を大切にし、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれるよう、環境関係部局や関係機関等との連携や人材の活用に努めます。
- 資源の有効活用やエネルギーの効率的な利用など、環境への負荷が少なく持続可能な社会の構築をめざした教育活動の推進を通して、環境教育、環境学習の充実に図り、自主的・積極的に環境保全活動に取り組み、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動をとることができる児童生徒の育成に取り組めます。
 - ◆ 環境に関する学習の工夫と教員の指導力向上
 - ◆ 児童生徒が主体的に環境保全活動向上に取り組む「チャレンジ！グリーン活動」の実施

(4) 学校における読書活動の推進【再掲】

- 子どもたちが学校生活の中で読書に親しむことができるよう、幼稚園や保育所等では、絵本や物語の読み聞かせを行うとともに、小・中・高校生が交流活動において幼児に読み聞かせを行うなど、幼児が絵本等にふれる機会の確保に努めます。
- 各教科、総合的な学習（探究）の時間等を通じて、新聞や科学雑誌などを含め、多様な種類の読み物に親しめるように促します。

- 小・中学校では、一斉読書や読み聞かせの実施、推薦図書「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」の改定とその活用などによる読書指導の充実と、授業に役立つ資料や情報の提供による学習支援を図り、読書の楽しさとの出会いの工夫や、読書を多様で日常的なものにする工夫を行います。
- 高校では、各学校の実態に応じて、推薦図書目録の作成、特定の時期や学年単位での一斉読書活動などを推進するとともに、研究指定校による読書活動のための実践研究を行います。
- 特に、中学校や高校では、図書委員を中心とした生徒の自主的な取り組みや、生徒が主体的に読書活動に取り組めるような活動を促進します。
- 一人ひとりのニーズに応じて、文字拡大や音声読み上げ、自動ページ送り等ＩＣＴの機能を活用し、だれもが読書活動を楽しめるように取り組んでいきます。
- 小学校から高校まで、学校図書館にかかわる人材の資質・能力の向上を図るための研修等を実施するとともに、小・中学校では、蔵書整備、新聞整備、学校司書の配置や効果的な活用を通じて、学校図書館の充実を図ります。
- 保護者やボランティアによる学校図書館の支援活動を促します。
 - ◆ 一斉読書活動の推進
 - ◆ 研究指定校における実践研究の推進
 - ◆ 推薦図書「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」の改定とその活用
 - ◆ 特別支援学校における電子書籍の活用の推進

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
11	「本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に、月に1～3回以上と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.9% 中学校2年生 33.1%	小学校5年生 76% 中学校2年生 38%

取組みの内容4

人権・同和教育の推進

すべての人々の人権が尊重され、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが、人権の意義や重要性を理解し、人権問題を自らのこととして考え、課題解決に向け積極的に行動することが求められています。また、子どもを取り巻く社会の急速な変化に伴い、子どもが多様性について正しく理解し、お互いを認め合うことができるような指導や支援体制の充実を図る必要があります。

そこで人権・同和教育では、人権の大切さや人権問題についての理解と認識を深め、豊かな人権感覚を養い、課題解決のために積極的に行動しようとする意欲や態度を向上させ、その意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成します。

現状と課題

- 学校（園）においては、子どもたち一人ひとりを大切にした教育を進める中で、家庭や地域、校種間の連携を図りながら、各教科や道徳科、特別活動、総合的な学習（探究）の時間等で、発達段階に応じて、人権の意義や大切さを教えています。それらの学習を通じて、子どもたちが自分や他者の人権を守ろうとする意識や意欲である人権意識を身に付け、人権尊重社会を実現するための実践力や行動力に結びつけていかなければなりません。
- 人権感覚の育成に欠かせない「協力的・参加的・体験的学習」は、学校教育や社会教育の場で積極的に取り組まれるようになってきました。その指導方法については、体験したことを単なる「体験」に終わらず、「話し合い」「反省」「一般化」「適用」という段階を踏むことで、子どもの自己変容につなげていくことが大切です。また、人権・同和教育を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤づくりも大切であり、人権・同和教育に対する理解促進が求められています。
- 教職員研修については、人権・同和教育推進の要である人権・同和教育主任を対象とした研修や初任者・中堅教諭等資質向上研修等の研修会において、人権・同和教育の指導の在り方等についての研修を実施しています。今後、若年教員が増加する中で、人権・同和教育の指導力の継承・向上を図る必要があります。
- 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症に関しては、感染者・濃厚接触者・医療従事者やその家族等が、いわれのない誹謗中傷や差別的な対応を受けるなど、新たな人権課題が発生しています。新型コロナウイルス感染症は誰もが当事者になる可能性があることから、子どもたちが人権課題を自分事として考える契機にしていきます。

主な施策

(1) 人権や多様性を尊重する意欲や態度の育成

- 学校教育・社会教育において人権を尊重する意欲や態度を育成するため、ボランティア活動や参加体験型学習を導入するなど、多様な教育実践の推進に努めます。
- 個々の児童生徒の課題解決に向けた支援の充実を図るため、分かる授業の実践や個に応じた指導の工夫などを行います。また、問題行動の背景にある要因を多面的に分析し、その共有化を図ることにより、児童生徒の支援に努めます。

- 教職員の人権・同和教育に対する理解と認識を一層深めるとともに、人権意識を高めるため、教職員の経験年数や現状把握に基づいた資質および指導力の向上をめざす研修の充実を図ります。

- ◆ 研修・事業の工夫と評価の実施
- ◆ 若年教職員に対する研修の充実
- ◆ 課題のある子どもへの支援の在り方などの研修会の充実
- ◆ 多様性社会に適応する豊かな心を育成する取組みの推進



▲多様性を尊重する心の育成
(車いすバスケット体験)

(2) 人権についての理解と認識の深化

- 人権の意義や、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、ヘイトスピーチ、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等、LGBT等など、さまざまな人権課題の理解に役立つ講演会やフィールドワーク等を積極的に学習・啓発活動に取り入れます。

また、コロナハラスメント等の新たな人権課題にも取り組みます。

- ◆ さまざまな人権課題に対応した指導、啓発の工夫、改善
- ◆ 心のバリアフリーに関する教育の推進



▲LGBT等に関する教職員研修会

(3) 人権意識の育成

- 学校（園）生活のあらゆる場を通して、自己をかけがえのない存在として認識できるよう、指導の充実を図るとともに、人権が尊重され、安心して学ぶことのできる学校（園）の環境づくりに努め、互いに認め合い、高め合うことのできる仲間づくりを推進します。
- 人権・同和教育を効果的に推進するため、家庭、地域との連携を強化し、心豊かでたくましい子どもをともに育てる環境をつくります。
- ◆ 自己肯定感の育成と仲間づくりの推進
- ◆ 家庭、地域、関係機関および学校（園）間の連携の強化

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
12	人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	50.8%	100%



用 語 解 説

●参加体験型学習

学習者が主体的に取り組み、互いの気づきや考え方を表現し、共有しながら、さまざまな人権課題の解決に向けて、人権意識の高揚を図ろうとするもの。

●フィールドワーク

現場または現地における調査・研究。

●コロナハラスメント

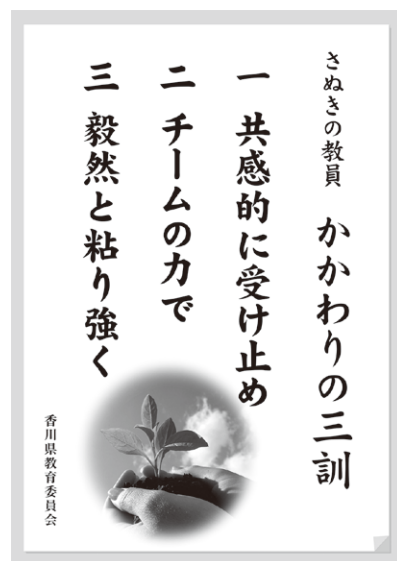
新型コロナウイルス感染症に対する恐怖心や誤解、偏見により、知らず知らずまたは故意に、誰かを排除したり、差別したりすること。

学校においては、児童生徒との日常的なかかわりの中で、教員が児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じて規範意識や自己肯定感・自己有用感を育む指導を行うとともに、問題行動に対しては、教職員が一体となって、未然防止、早期対応という観点に立った取組みを行う必要があります。

児童生徒の問題行動については、家庭や地域、その他関係機関などの理解と協力を得て地域ぐるみで取り組める体制づくりを進めます。

現状と課題

- 暴力行為の発生件数は、減少傾向にあるものの、「感情のコントロールがうまくできず、ささいなことで暴力に至ってしまうケース」や、「同じ児童生徒が複数回暴力行為に及んだりするケース」が、特に小学校において多くみられ、引き続き危機意識を持った対応が不可欠です。児童生徒一人ひとりの特性を共感的に理解し、組織的対応等について共通理解を図るとともに、児童生徒の規範意識や道徳性・社会性が高まるよう教育活動の充実に努める必要があります。さらに、性犯罪・性暴力の当事者にさせないための教育も進めていく必要が高まっています。
- 生徒指導の基盤となる児童生徒との信頼関係を築くために、教職員の効果的なかわり方をまとめたさぬきの教員 かかわりの三訓「一、共感的に受け止め 二、チームの力で 三、毅然と粘り強く」を作成し、▲さぬきの教員 かかわりの三訓すべての小・中学校において実践が図られています。また、いじめの防止対策も含め、集団の中で孤立する子どもが出ないように、児童生徒が主体的に行う仲間づくりを支援する「いじめゼロ運動」等にも取り組んでいます。
- いじめについては、スマートフォン等の普及に伴い、いわゆる「ネット上のいじめ」などが増えており、こういった状況も含め、いじめが、どの子どもにも、どの学校でも起こり得ることや学校が認知できていないものもあり得ることを十分に認識し、香川県いじめ防止基本方針にしたがって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応などに社会全体で取り組む必要があります。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポートチームなどチーム学校の専門スタッフの一層の活用を図り、学校の教育相談体制を充実する必要があります。また、児童生徒間のトラブル等発生時には、当事者双方や保護者に対する支援やケアに努めることが求められています。
- 学校においては、その学校固有の生徒指導に関する課題について全教職員が共通理解を図るとともに、その課題に対して組織的、機能的に対応できる指導体制を構築することが重要です。
- 問題行動に適切に対応するためには、学校だけではなく、関係者が連携して取り組むことが重要であり、家庭との連携を図るとともに、地域や関係機関が一体となって、問題解決を図る必要があります。



▲さぬきの教員 かかわりの三訓

主 な 施 策

(1) 児童生徒理解の深化

- 児童生徒は一人ひとり違った能力・適性、興味・関心等を持ち、家庭環境や成長過程もさまざまです。問題行動の現象面だけを切り取らず、これらの背景を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて多面的・共感的・総合的に理解し、的確な把握に努めることにより、生徒指導の基盤となる児童生徒理解の深化を図り、教員と児童生徒との信頼関係を築くよう努めます。
- ◆ 児童生徒の生徒指導上の問題行動等の把握
- ◆ 学校間、校種間の効果的な連携の推進
- ◆ 心理や福祉等の専門家による教育相談活動
- ◆ スクールロイヤー（教育現場に精通した法律の専門家）による法務相談活動

(2) 人間関係づくり、自己指導能力の育成

- 児童生徒が自己の生き方に向き合い、自己実現を達成するために、社会や集団の変化に対応しながら主体的に自己の判断、責任において自らの行動を決定していく能力の育成に努めます。
- ◆ 学級や学年、学校等の枠を超えた児童生徒の交流の推進
- ◆ 児童生徒の自発的、自治的活動の推進
- ◆ 県警との連携事業「非行防止教室」「13歳の自律教室」を通じた規範意識の醸成



▲県警と連携し規範意識の醸成を図る
「13歳の自律教室」

(3) 生徒指導体制の充実

- 問題行動等に対する危機意識を持ち、全教職員による校内指導体制が確立するよう努めます。
- インターネットやスマートフォン等の普及による交遊関係の広域化や、生徒の心理面に関する専門的な判断の必要性など、学校だけでは対応できない問題に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポートチーム等を活用しながら、積極的に警察や児童相談所等の関係機関と連携し、生徒指導体制の充実を図ります。
- 教員の教育相談の研修の充実や校内組織の見直しを行うとともに、スクールカウンセラーなど外部の専門家の効果的な活用を推進し、問題行動の未然防止や早期発見、早期対応に向け、教育相談体制の充実を図ります。
- ◆ 学校だけでは対応が難しい問題行動への対応支援
- ◆ 教育相談体制づくりの支援
- ◆ 電話相談や面接相談などの実施



▲教育相談を受けるスクールソーシャルワーカー

(4) 関係機関等との連携

- 関係機関との連携は、児童生徒を犯罪被害から守るとともに、早期発見、早期対応による非行防止や、立ち直り支援、再非行防止等に期待できることから、緊密な連携をさらに進めていきます。
- ◆ いじめの防止等に関係する機関および団体との連携の推進
- ◆ 学校と警察の連携による児童生徒の立ち直り支援

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
13	「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 86.9% 中学校2年生 82.5%	現状を上回る水準

取組みの内容 2

不登校児童生徒への支援

不登校や高校中退については、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行います。特に不登校については、登校したくなる魅力的な学校づくりなど未然防止の取組みを進めるとともに、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものであるため、登校していない状態を問題行動と受け取られないよう配慮し、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざします。

現状と課題

- 不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にある中、県内においては令和元年度に6年ぶりに減少に転じたものの、中学校で31人に1人（国は25人に1人）、小学校で179人に1人（国は120人に1人）の割合で、依然として合計1,100人を超える高水準で推移しており、引き続き、一人ひとりに応じたきめ細かな対応が重要です。過去5年間の推移を見ると、中学校で横ばい、小学校では6年前と比べて倍増している状況です。
- 小・中学校においては、病気以外で1日休めば電話連絡、2日休めば家庭訪問、3日休めばチーム対応を徹底し、新たな不登校を生まない環境づくりや早期発見、早期対応の取組みを進めるなど、子どもたちの多様なニーズに応じた学校内外での支援の充実に努めています。
- 令和元年10月25日付文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」において、不登校状態を問題行動と捉えず、児童生徒の最善の利益を最優先に支援すること、多様で適切な教育機会の確保が重要であることが示されました。
- 不登校であることによる学習の遅れなどが、学校復帰や進路選択の妨げになる場合があるため、訪問等による対面指導が適切に行われること等を前提としたうえで、自宅におけるICT等を活用した学習活動の工夫が求められています。
- 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があります。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することに留意することが重要です。
- 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因の把握に努め、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要です。
- 不登校については、小学校から中学校に進むと不登校児童生徒数が急増する状況が依然として続いています。この状況に対応するため、接続する小・中学校間において不登校傾向のある児童生徒の情報共有等の一層の充実や、同一中学校区内の小・中学校に配置したスクールカウンセラーの活用、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる家庭環境への働きかけ等を通して、不登校の早期発見、早期対応を図る必要があります。
- 高校中退者は減少傾向にありますが、今後ともスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や家庭訪問指導を充実し、中退防止に向けた取組みを継続して実施する必要があります。

主 な 施 策

(1) 不登校、高校中退対策の充実

- 高校中退に対応するため、高校進学時の望ましい学校選択につながる情報提供、中学校と連携した進路指導やガイダンス機能の充実を図るとともに、入学後の学校生活への適応指導などに努めます。

また、高校中退の原因の一つとして不登校などの学校不適応が考えられることから、スクールカウンセラー等と連携して、きめ細かな教育相談体制の充実を図ります。

- 不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、適切な支援や働きかけを行うことが必要であり、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカー等によるアセスメントを踏まえ、多面的・客観的・総合的に理解し、不登校の要因や背景の把握に努めることにより、児童生徒理解の深化を図り、児童生徒との信頼関係を築くよう努めます。

- ◆ 児童生徒の心情理解や不登校の要因・背景の把握
- ◆ 心理や福祉等の専門家によるアセスメント
- ◆ 教育相談体制づくりの支援
- ◆ 「チーム学校」連絡協議会等におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の研修
- ◆ 不登校対策コーディネーターによる適応指導教室やフリースクール等との不登校支援ネットワークづくりの推進



▲不登校対策コーディネーターの巡回訪問

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
14	「学校に行くのは楽しいと思う。」に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 80.3% 中学校2年生 76.5%	小学校5年生 83.0% 中学校2年生 82.3%



用 語 解 説

●不登校児童生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。統計調査では、年度間に連続または断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、不登校を理由とする者を調査している。（文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

取組みの内容3

インターネットの適正利用とネット・ゲーム依存予防対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、児童生徒においても、インターネットはコミュニケーションや情報検索の日常的な手段として定着しており、これからの情報化社会を生きていくうえでも、インターネット上の多種多様で膨大な情報の中から有害な情報を除きながら、ルールやマナーなどを守り、主体的に、正しく利用する力が求められています。

このため、児童生徒のインターネットの適正利用に関する知識の習得や情報モラルの育成とともに、ネット・ゲーム依存の予防対策を推進します。

現 状 と 課 題

- 県の令和2年度スマートフォン等の利用に関する調査では、ほぼすべての児童生徒が自分のスマートフォン等や家族のスマートフォン等を利用するとともに、その利用開始年齢の低年齢化が進んでいます。
- スマートフォン等の利用に関する家庭でのルールを作っている割合は、県の令和2年度スマートフォン等の利用に関する調査では小学校4～6年生で約93%、中学生約80%、高校生約50%であり、いずれも前回の平成29年度調査と比べて増加していますが、学校段階が上がるにつれて低くなっており、より一層の推進が必要です。
- ネット上のいじめや、ネット上のトラブルに巻き込まれる問題も発生しており、被害者にも加害者にもならないための未然防止と早期対応のための取組みが求められています。

このため、平成24年12月からは「有害情報等から児童生徒を守るための対策連絡会」を設置し、関係機関と連携を図りながら有害情報対策を推進しています。

- 令和元年5月に、世界保健機関において、「ゲーム症〈障害〉」が国際疾病分類の第11回改訂（ICD-11）の「物質使用症〈障害〉群または嗜癖行動症〈障害〉」のカテゴリーに収載されたように、インターネットやコンピュータゲームの過剰な利用によるネット・ゲーム依存が問題となっています。令和2年4月には「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」が施行され、学校等においても予防対策の推進が求められています。
- ネット・ゲーム依存傾向に関して注意が必要な児童生徒は、県の令和2年度スマートフォン等の利用に関する調査では小学校4～6年生で約4%、中学生約6%、高校生約5%であり、いずれも前回の平成29年度調査と比べて増加しており、ネット・ゲーム依存予防対策の推進と、依存傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応が必要です。

主 な 施 策

(1) 情報モラルの育成と有害情報対策等の推進

- 著作権の尊重や個人情報の保護など、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育てるとともに、インターネット上の違法・有害情報等に適切に対応できるようにするため、情報モラルの指導やメディアリテラシー教育の充実に努めるほか、インターネット上の有害情報から児童生徒を守るための対策を、総合的かつ横断的に推進します。
 - ◆ 情報モラルに関する教員の指導力向上のための研修の実施
 - ◆ 情報モラルの指導やメディアリテラシー教育の充実

- ◆ インターネットの利用に関する安全教室の実施
- ◆ トラブルの早期発見、早期対応
- ◆ 教育センターにおける「子どものネットトラブル相談」の実施
- ◆ 保護者への啓発の充実

(2) ネット・ゲーム依存予防対策の推進

- 適切なネット・ゲーム依存予防対策を講じるため、児童生徒や保護者等を対象として、スマートフォン等の利用状況やネット・ゲーム依存の傾向などに関する調査を定期的の実施し、実態把握に努めます。
- 各学校では、ネット・ゲームの適正な利用についての各家庭におけるルールづくりの必要性に関する理解が深まるよう、子どもへの指導および保護者への啓発を行います。
- ネット・ゲーム依存予防をはじめ、スマートフォン等の適正利用を推進するため、保護者に向けた学習機会の提供や啓発資料の配布などを通して、保護者自身が子どものインターネット利用や、子どもとのかわり方について考えることを働きかけます。
 - ◆ スマートフォン等の利用に関する調査の実施
 - ◆ ネット・ゲーム依存に関する研修への教職員の派遣
 - ◆ ネット・ゲーム依存予防対策学習シートの活用による家庭でのルールづくりの推進
 - ◆ 「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」の活用などによる予防対策の実施や、依存傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応
 - ◆ 保護者がインターネット利用について考える学習会へのさぬきっ子安全安心ネット指導員の派遣
 - ◆ 保護者向けの動画教材、啓発冊子の作成と活用の促進
 - ◆ 医療機関をはじめ関係機関との連携の推進



▲ネット・ゲーム依存予防対策学習シートの活用

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
15	「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 72.5% 中学校2年生 60.6%	小学校5年生 75% 中学校2年生 66%



用 語 解 説

●メディアリテラシー

さまざまなメディアの特性を理解し、それを目的に応じて活用するとともに、メディアから発信される情報内容について、批判的に吟味し、理解し、評価し、主体的能動的に選択できる能力。

●さぬきっ子安全安心ネット指導員

幼稚園や小・中学校で開催される、児童生徒のインターネット利用に関する保護者向け学習会で指導するボランティア。県教育委員会が養成・委嘱しており、ネットトラブルに関する基本的知識や保護者が果たすべき役割など、家庭でのインターネットの適正利用について指導・助言している。

取組みの内容1

体力づくりの推進

体力は人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力の充実に大きくかかわっており、「生きる力」を支える重要な要素です。しかし、近年、社会や生活環境の変化により、子どもの体力・運動能力の低下や、運動する子とそうでない子の二極化傾向がみられることなどが課題となっています。

このため、子どもたちの運動への関心や自ら運動する意欲、運動の技能や知識などを培い、健康でたくましく生きるための基礎となる体力を育むとともに、生涯にわたって積極的に運動に親しむ資質や能力を育成します。

現 状 と 課 題

- 本県の児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計得点の直近5年間（平成27年度から令和元年度）の推移を見ると、男女とも低下傾向がみられ、特に小学生については、男女ともすべての学年で低下傾向にあり、小学校はもとより、幼児期からの「はしる・とぶ・なげる・およぐ」などの多様な運動経験や運動習慣づくりが大切です。
- 小・中学校においては、運動習慣に関して二極化傾向がみられることから、小学校の低学年から、休み時間や放課後の活動だけでなく、学校の教育活動全体を通じて、体力づくりを推進するとともに、学校や家庭、地域が一体となった取組みを推進していく必要があります。こうした中、学校における体力づくりの環境を整備するため、一部の学校では、運動場の芝生化にも取り組んでいます。
- 中学校、高校では、運動部での活動が体力や運動能力の向上に大きな影響力を持っています。学習指導要領においては、部活動が中学校・高校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、学校教育の一環として位置づけられており、教育課程との関連を図りながら適切に取り組む必要があります。
- 中学校、高校の運動部活動や小学校高学年の体育の授業、中学校の武道授業においては、内容が高度化、専門化してきており、施設整備や指導者の確保など、より安全かつ適切に対応することが求められています。
- 小・中学校、高校の体育授業の必修領域である「体づくり運動」は、子どもが体を動かす楽しさや心地よさを味わい運動を好きになるきっかけを与えるものであり、心と体の関係に気付いたり、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識したりすることができるように、内容の充実を図ることが大切です。
- 運動が苦手な児童生徒や運動に意欲的でない児童生徒への指導を充実したり、運動を「すること」だけでなく、「みること」「支えること」「知ること」など運動やスポーツへの多様なかかわり方を考えさせたりすることを通して、児童生徒の運動やスポーツへの関心や意欲の向上を図る必要があります。

主 な 施 策

(1) 体力づくり活動の推進

- 「香川県子供の体力向上プロジェクトチーム」により体力・運動能力調査の結果等を分析し、体力向上に向けた児童生徒の意欲を高める質的・量的な取組みが示唆され、その両面を保障するために作成した「さぬきっ子チャレンジカード」の活用を推進します。
- 「運動の日常化・生活化」を図るため、各学校が、体力・運動能力調査の結果を踏まえた体力向上にかかる計画（体力向上プラン）を作成し、学校、家庭、地域が連携した児童生徒の体力向上や運動習慣の二極化の改善に向けた取組みを推進します。

- 子どもが運動遊びに親しみ、体を動かす楽しさを知ることを通して、幼児期からの運動習慣が確立されるよう、幼稚園教員や保育所職員等を対象にした体力向上指導者研修の一層の充実を図るとともに、学校の体育の授業では、内容の充実や指導方法の改善等により、実践力の向上を図ります。

- ◆ 「体力向上プラン」に基づく計画的・継続的な取組みと、「さぬきっ子チャレンジカード」活用の推進
- ◆ 各学校での体力に関する課題の把握と体力向上に向けた取組みの推進
- ◆ 教員を対象とした体力向上に関する実技講習会等の充実



▲陸上運動（走高跳）授業風景

(2) 運動部活動の充実

- 中学校、高校の運動部活動指導者の指導力向上を図る研修の充実に努めるとともに、専門的知見や指導資格を有するスポーツ人材を外部指導者として派遣し、適切な運動部活動を推進します。
- 複数の学校による合同部活動の推進や総合型地域スポーツクラブなどとの連携を図ることにより、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築を進めます。さらに学校における働き方改革も考慮した部活動改革の推進をめざし、運動部活動の充実に努めます。
- ◆ 専門的知見や指導資格を有するスポーツ人材を活用した外部指導者の派遣
- ◆ 中学校、高校の運動部活動指導者を対象とした研修の実施
- ◆ 複数の学校による合同部活動の実施
- ◆ 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等との連携
- ◆ 「部活動ガイドライン」の遵守と、スポーツ科学の知見を踏まえた効率的・効果的な部活動の実施

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
16	全国体力・運動能力調査の体力合計得点の全国順位の平均	27位 (R元年度)	20位以内



用 語 解 説

●香川県子供の体力向上プロジェクトチーム

体力調査結果や各校の体力向上に向けた取組み等を科学的に分析し、香川県の学校や児童生徒の実情に合った効果的な体力向上に向けた取組みを提言することを目的に設置した、統計学や運動学を専門とする大学教員等の10名で構成されたプロジェクトチーム。平成29年8月に発足し、平成31年3月まで取り組んだ。

●さぬきっ子チャレンジカード

香川県子供の体力向上プロジェクトチームの分析結果を踏まえ、「動機づけを高める質的な取組み」と「運動の量的な取組み」の両面を保障するため、各校で取り組まれている「検定表」と、自分で目標を設定し、毎日取り組むことを促す「チャレンジカレンダー」をセットにしたもの。鉄棒・縄跳び・マラソンの3種目で構成。

●総合型地域スポーツクラブ

地域住民が地域のスポーツ施設を活動拠点として、主体的に設置運営に参画し、子どもから高齢者まで多世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに親しむ機会を提供する総合的なスポーツクラブ。

取組みの内容 2 健康教育の推進

子どもを取り巻く社会環境や生活環境の急激な変化は、子どもの心身の健康にも大きな影響を与えており、生活習慣の乱れ、心の健康問題、アレルギー疾患、感染症などさまざまな健康課題が生じています。

このため、運動、食事、休養および睡眠を柱とする望ましい生活習慣の確立を図るとともに、自らの健康課題を認識し、状況に応じた確かな判断のもと正しい行動を選択できる力を身に付けることにより、健やかな心と体を兼ね備えた児童生徒を育成します。

現 状 と 課 題

- 子どもたちが自らの生活を振り返り、家庭だけでなく地域も巻き込んだ「早寝 早起き 朝ごはん」の取組みをさらに推進していくことが必要です。
- 肥満傾向児童生徒の出現率が、すべての校種で全国平均を上回っていることから、小学校4年生および中学校1年生を対象とした小児生活習慣病予防検診の結果などを活用し、発達の段階に応じて運動や食習慣を含む健康相談や保健指導を積極的に行う必要があります。
- アレルギー疾患や心臓疾患、腎臓疾患のように、医療機関等との連携や特別な配慮を必要とする子どもが多くなっていることから、学校においては、児童生徒の健康情報を適切に把握し、医療機関など地域の関係機関と相互に連携を深めながら、学校生活管理指導表を活用し、個々の保健管理に生かしていくことが求められています。
- インフルエンザ、麻疹や新型コロナウイルス感染症などの感染症に対しては、手洗い、咳エチケットの励行による予防教育の徹底や、児童生徒の健康状態や発生状況等の情報収集を行い、その流行状況に応じた指導や出席停止、臨時休業等の適切な措置を取るなど、迅速な対応が求められます。
- 危険ドラッグ等の薬物乱用問題が喫緊の課題となっている中、薬物乱用防止教室の実施などを通して、すべての学校において薬物乱用防止の指導の充実を図る必要があります。
- 子どもたちの現代的健康課題は深刻かつ多様化しているため、養護教諭の行う健康相談の重要性がますます高まってきています。
- 子どもたちを性犯罪・性暴力の当事者にしないために、生命の尊さを学び、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けるための教育や啓発の強化を図るとともに、学校教育全体を通じて性に関する指導や相談体制の充実が求められています。

主 な 施 策

(1) 健康課題に対応した教育の推進

- 児童生徒の新たな健康課題に教職員が適切に対応できるよう、教職員と専門知識を持つ医師、歯科医師や薬剤師など地域の専門家とのネットワークづくりを進めます。
- 本県の健康課題を正確に把握するため、各学校の肥満傾向児出現率等の全数調査を実施するとともに、情報提供等を通じて各学校での取組みを支援します。



▲中学校におけるがん教育授業

- インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症等だけでなく、新興感染症へも対応できるよう、欠席状況や子どもたちの健康観察などの保健管理を行うとともに、手洗いや咳エチケットなど感染症対策の基本を身に付ける予防教育を推進します。

- ◆ 小児生活習慣病、心の健康問題や性に関する指導および連携体制整備のための教職員研修の充実
- ◆ 学校等欠席・感染症情報システムの活用と感染症予防についての保健教育の充実
- ◆ 薬物乱用防止のための専門家を活用した支援体制の整備

(2) 学校全体で行う健康教育の推進

- 教職員が共通の認識のもと、児童生徒の心身の健康状態を把握して、教育活動全体を通じた健康教育を推進していけるよう、教職員に対して健康教育の推進に関する研修を実施します。

- ◆ すべての教職員による健康観察の充実
- ◆ 保健主事を中心とした学校保健に関する組織活動の推進



▲関係機関との連携による心肺蘇生講習会

(3) 基本的な生活習慣を身に付けるための取組みの推進

- 心身の健康状態に大きな影響を与える生活習慣の改善や生活習慣病の予防等に向けて、生活リズムや食生活、運動、休養、睡眠等に関する指導の充実を図ります。

- ◆ 食生活や運動、休養、睡眠等を含めた生活習慣の確立をめざす工夫した取組みを研修会等で発信



▲異学年交流による歯みがき指導

(4) ネット・ゲーム依存予防対策の推進【再掲】

- 適切なネット・ゲーム依存予防対策を講じるため、児童生徒や保護者等を対象として、スマートフォン等の利用状況やネット・ゲーム依存の傾向などに関する調査を定期的実施し、実態把握に努めます。
- 各学校では、ネット・ゲームの適正な利用についての各家庭におけるルールづくりの必要性に関する理解が深まるよう、子どもへの指導および保護者への啓発を行います。
- ネット・ゲーム依存予防をはじめ、スマートフォン等の適正利用を推進するため、保護者に向けた学習機会の提供や啓発資料の配布などを通して、保護者自身が子どものインターネット利用や、子どもとのかわり方について考えることを働きかけます。

- ◆ スマートフォン等の利用に関する調査の実施
- ◆ ネット・ゲーム依存に関する研修への教職員の派遣
- ◆ ネット・ゲーム依存予防対策学習シートの活用による家庭でのルールづくりの推進
- ◆ 「学校現場におけるネット・ゲーム依存予防対策マニュアル」の活用などによる予防対策の実施や、依存傾向にある児童生徒の早期発見、早期対応
- ◆ 保護者がインターネット利用について考える学習会へのさぬきっ子安全安心ネット指導員の派遣
- ◆ 保護者向けの動画教材、啓発冊子の作成と活用の促進
- ◆ 医療機関をはじめ関係機関との連携の推進

(5) 健康相談体制等の充実

- 養護教諭による健康相談の充実や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携した校内における相談体制の整備に取り組むとともに、地域の専門医等の活用など医療機関等と連携した健康相談体制等の充実に努めます。

- ◆ 養護教諭と栄養教諭等が連携し、学校医の指導を受けながら行う健康相談の推進
- ◆ 性的虐待を含めた児童虐待等を早期に発見、対応できるよう関係機関等と連携した相談体制の充実

(6) 学校保健活動の推進

- 学校保健活動の推進を図るため、その中核となる学校保健委員会の活性化を図るとともに、地域学校保健委員会の開催など、地域の関係機関との連携に努めます。
- ◆ 学校保健委員会の活性化と地域学校保健委員会の開催の推進

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
17	肥満傾向児童生徒の出現率の平均 (各校種の出現率5年間平均)	小学校 7.76% 中学校 9.27% 高 校 10.11% (H28～R2年度の平均)	現状からの減少



用 語 解 説

●保健主事

学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進など、学校保健に関する事項の管理に当たる教員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。

●地域学校保健委員会

地域にある幼稚園や小学校、中学校、高校、あるいは特別支援学校の学校保健委員会が連携して、地域全体の子どもたちの共通の健康問題の解決や健康づくりの推進に関する連絡協議会として設置されるもの。広い視野で情報交換することにより、地域の子どもの健康課題の解決や学校における健康づくりの活性化や実践力の向上に組織的に取り組んでいる。

重点項目3

体の育成

基本的方向①

未来を支える健やかな体づくりの推進

取組みの内容3

食育の推進

子どもたちが、栄養や食事のとり方などについて、正しい基礎知識に基づいて自ら判断し、食生活をコントロールしていく、食の自己管理能力を身に付けることが必要となっています。

その中で、学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、教育活動全体において活用します。また、地場産物の活用、郷土食や行事食の提供を通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深め、多様な食文化を尊重しようとする態度を育成します。

現状と課題

- 食に関する価値観やライフスタイル等の多様化に伴い、偏った栄養摂取や不規則な食事などの子どもたちの食生活の乱れや肥満・やせ傾向などがみられます。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食育を一層推進することが重要になっています。
- 学校における食育を推進していくため、「食に関する指導の全体計画」を作成し、全教職員が食に関する指導の重要性について理解し、指導力の向上を図るとともに、「食に関する指導の目標」を達成するために、組織的な取組みを進め、確実に実践することが必要です。
また、望ましい食習慣の定着のため、児童生徒の発達の段階に応じた食に関する指導が行われるよう配慮するなど、学校教育活動全体を通じた総合的な食育を推進するとともに、児童生徒が日常生活で実践できるようにするためには、家庭や地域と連携・協働した取組みをより一層充実する必要があります。
- 学校給食に地場産物を活用することにより、生産等にかかわる多くの人々のさまざまな活動に支えられていることを理解し、食への感謝の気持ちを育むとともに、地域の自然や伝統的な食文化、食に関する産業、自然の恵みに対する児童生徒の理解が図られるよう取り組んでいます。
- 児童生徒の食習慣については、朝食を毎日食べる子どもの方が、全国学力・学習状況調査の平均正答率や新体力テストの体力合計点が高い傾向にあるという結果が出ており、家庭や地域を巻き込んだ「早寝早起き 朝ごはん」などの取組みをさらに推進していくことが必要です。
- 幼稚園、小・中学校、高校のすべての教育活動において、学習指導要領等の総則や関係教科等に食育の推進が明記されていることから、各校（園）での教科等における食に関する指導を充実するとともに、それぞれが関連を図り、組織的かつ計画的な指導を行う必要があります。
- 学校においては、肥満・やせ傾向、食物アレルギーなどの健康課題を有する児童生徒に対する指導体制を整備するとともに、全教職員の共通理解のもと、家庭や地域の関係機関等と連携・協働して、個別の事情に応じた継続的で一貫性のある対応や相談指導の充実を図ることが重要です。

主な施策

(1) 学校教育全体を通じて行う食に関する指導

- 各学校が作成した「食に関する指導の全体計画」に沿って、給食の時間、特別活動、各教科等の学校教育活動全体において、効果的な指導に取り組めます。

- 地場産物や郷土食の導入などにより、学校給食を生きた教材として活用することに加え、各教科等においても「食育の視点」を位置づけ、意図的に指導を行います。
- 食育の推進に関する研修を実施し、全教職員が食の指導の重要性について理解し、指導力の向上を図るとともに、栄養教諭や学校栄養職員と教職員が連携・協働した食に関する指導を推進します。
 - ◆ 学校教育活動全体の中での組織的かつ計画的な食に関する指導の推進
 - ◆ 学校給食における地場産物の活用や郷土食の提供を通じて、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深める指導の充実
 - ◆ すべての学校種を対象とした研修会の実施

(2) 外部の専門家の活用と家庭や地域との連携

- 栄養士会など外部の食の専門家を活用することにより指導内容の充実を図るとともに、家庭や地域との連携・協働に関する先進的な取り組みの成果について、広く県内への普及に努めます。
- 学校で学んだことを家庭の食事で実践できるよう、積極的に啓発等の働きかけに努めます。
 - ◆ 栄養士会など外部の食の専門家を活用した食に関する教室等の開催
 - ◆ 給食展等による広報啓発活動と家庭や地域との連携・協働の推進



▲幼児期における食育実践研究事業

(3) 個別の相談指導の推進

- 偏食のある児童生徒、肥満・やせ傾向にある児童生徒、食物アレルギーを有する児童生徒、スポーツをしている児童生徒、食行動に問題を抱える児童生徒に対する指導等の具体的な取組事例を集約するとともに共有と活用に努めます。
- 校内の相談指導体制を整備し、全教職員の理解のもと保護者と連携した指導を行います。
 - ◆ 食に関する健康課題を有する児童生徒への個別の相談指導の充実
 - ◆ 危機管理体制の構築に向けた研修会等の実施

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
18	栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導を行っている割合	小学校 96.0% 中学校 79.1%	小学校 100% 中学校 100%

※教科等における食に関する指導：各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動において、それぞれの特質に応じて行う食に関する指導

用 語 解 説

●食に関する指導の全体計画

学校全体で食育を組織的、計画的に推進するために、各学校において作成する食に関する指導にかかる全体的な計画。

●栄養教諭

児童生徒に対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行う。栄養教諭を中核として、学校内における教職員間および家庭や地域との連携・調整で要としての役割を果たすことが求められている。

重点項目4

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

基本的方向①

郷土を支える教育の推進

取組みの内容1

郷土に誇りを持つ教育の推進

急速な技術革新と社会のグローバル化の進展により、将来を見通すことが難しい時代を迎えています。このような時代に、子どもたちが夢や志を持って生きていくためには、その心身を支える基盤が必要です。

子どもたちは郷土香川の中で成長していきます。その郷土について学ぶことは、郷土に対する愛着や誇りを育むことにつながり、それは子どもたち自身の自信や意欲を生むとともに、人生を歩んでいくうえで重要な視座の確立につながります。

また、現在、地域と世界は密接につながっています。郷土を深く学び地域の課題について考えることは、グローバルな課題解決への大きな端緒となります。

このため、「郷土に誇りを持つ教育」の意義はますます重要になってきています。

現状と課題

- 郷土香川を特徴づけているものは、豊かな自然や歴史、伝統文化、産業、地域で生きる人々の営みなどです。子どもたちが郷土を誇りに思う意識を醸成するためには、貴重な文化遺産や素晴らしい先人に学ぶとともに、豊かな自然と都市の利便性を併せ持つ香川ならではの暮らしやすさや、優れた技術をもち、世界で活躍する地元企業などからも学ぶことが大切です。
- 地域において、特色ある民俗芸能や行事、史跡などの文化遺産を活用した体験学習が実施されていますが、さらに、子どもたちがふるさとの文化遺産に親しむ機会のより一層の充実を図ることが求められます。

主な施策

(1) ふるさに誇りを持つ教育の推進

- 小・中学校での社会科の時間や総合的な学習の時間において活用するふるさと教材の開発を行い、地域を学びの対象とした探究学習の充実を図ります。
- 高校では、総合的な探究の時間等における課題解決型学習を通して、郷土の人的・物的資源を生かした教育活動の推進を図ります。
 - ◆ 教科等横断的な探究学習を通したふるさと教育の推進
 - ◆ 郷土の歩みを知り、郷土の未来を展望するふるさと教材の開発



▲地域を学びの対象とした体験学習の充実

(2) 地域の文化遺産に親しむ機会の提供

- 「香川県文化財保存活用大綱」に基づき、市町文化財保護部局や地域と連携しつつ、小・中学校、高校における郷土学習の機会を提供し、これを推進します。
- 中学生、高校生等による地域の歴史・文化の探究や掘り起こしの活動を支援・推進します。



▲地元の良さを高校生が紹介

(3) 県立文化施設などを活用したふるさと学習の推進

- 県埋蔵文化財センターや県立ミュージアム、漆芸研究所などの県立文化施設が実施する参加型体験学習などを通して、郷土の歴史・文化にふれる活動を推進します。

(4) 体験活動の機会の充実【再掲】

- 県有の施設等を活用した体験学習のより一層の充実を図るとともに、幼稚園、小・中学校、高校を通して系統立てた体験活動の実施に取り組みます。
 - ◆ 幼稚園、小・中学校、高校を通じた系統的な体験活動の実施
 - ◆ 集団宿泊学習の充実
 - ◆ 地域と連携した体験学習の充実

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
19	「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか。」との質問に、「ある」または「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 66.4% 中学校2年生 44.3%	小学校5年生 68.7% 中学校2年生 53.2%



用 語 解 説

●ふるさと教材

現在、小・中学校におけるふるさと教育は、香川県の自然や歴史、文化、人物などを盛り込んだ補助教材「ふるさと香川」（平成17年度発行）を活用して行っている。



▲地域を学びの対象とした探究学習教材「ふるさと香川」

重点項目4

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

基本的方向①

郷土を支える教育の推進

取組みの内容2

社会に参画する力の育成

子どもたちは地域の中で多くの人たちに見守られ支えられながら成長していきます。そして将来は郷土香川を支える役割を担っていくことになります。

地域社会の成り立ちや地域社会へのさまざまな参画の在り方を学ぶことを通して、社会の一員であるという自覚を醸成し、社会の課題を多角的に考え公正に判断する力や、地域課題の解決に主体的にかかわろうとする意欲や態度を育成することが重要です。

このため、社会をよりよくするために自分がすべきことを主体的に考え、政治や選挙に対する理解や参加意識を高めるなど主権者教育の一層の充実をはじめ、消費者教育や金融教育、租税教育などの推進に努めます。

現状と課題

- 平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられて以降、各学校段階に応じて主権者教育の充実に努めてきました。特に高校では、公民科の授業を中心に、副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用したり、県や市町の選挙管理委員会と連携して模擬選挙を含む出前授業を実施したりすることにより、政治や選挙の意義や仕組みについて理解させ、地域に積極的に参画し有権者としての適切な行動につなげる教育に取り組んできました。
- 主権者教育においては、児童生徒が、それぞれの発達段階に応じて、地域の諸課題に関心を持ち主体的に追究する中で、主権者として必要な資質・能力を育成することが重要であり、現在その取組みも進めています。令和4年度から実施される高校の新学習指導要領では、現実社会の諸課題について追究したり解決したりする学習を通して、自立した主体として社会の形成に参画するための資質・能力を育成する共通必修科目「公共」が新設されました。
今後は、社会科や公民科だけでなく、教育課程全体としての取組みを工夫したり、関係機関や地域との連携を推進したりすることにより、一層具体的かつ実践的な学習活動を充実させる必要があります。
- 令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴い、地域社会の一員として自主的かつ合理的に考えて行動する力の育成がますます重要となっており、各学校段階を通じて、系統的・体系的な消費者教育、金融教育および租税教育などを一層充実することが求められています。

主な施策

(1) 主権者教育の充実

- 小・中学校では、社会科や道徳科、特別活動等を中心に、法やきまりを遵守したり、他者と協力して社会を形成したりする学びを推進します。
- 高校の公民科の授業では、政治や選挙の仕組みについての必要な知識を習得させるだけにとどまらず、現実の政治や社会、身近な地域に関する課題を具体的に取り上げ、考察したり議論したりする学習活動を充実させることにより、多面的・多角的に考察し、公正に判断する力の育成に努めます。



▲県選挙管理委員会等との連携による模擬投票

- 県や市町の選挙管理委員会との連携・協働を一層推進することにより、児童生徒が選挙の意義や仕組み、具体的な投票方法について実感を持って理解し、政治への参加意識を高めることができる体験的な学習活動を推進します。
- 特別活動において児童生徒による自治的・主体的な活動を充実させたり、総合的な学習（探究）の時間などにおいて地域課題を題材とした課題解決学習を実施したりすることにより、現実社会の課題を見いだし、協働して追究し解決する力やよりよい社会の形成に主体的に参画する意欲や態度の育成に努めます。
 - ◆ 現実社会の具体的な課題を題材としたディベートや模擬選挙などの実践的な学習活動の充実
 - ◆ 県や市町の選挙管理委員会と連携した出前授業の積極的な実施
 - ◆ 学級・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、学校行事などにおける自治的活動の充実
 - ◆ 行政機関や大学、企業、地域住民などとの連携・協働による地域課題を題材とした課題解決学習の充実

(2) 消費者教育等の充実

- 各学校段階に応じた消費者教育の実施について充実を図るとともに、学習指導要領に基づき、小・中学校では社会科や家庭科（家庭分野）を中心に、販売や物流の仕組み、消費生活の在り方等を学ぶ機会を重視します。また、高校では、公民科や家庭科を中心に各教科等において、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、持続可能な消費生活・環境などについての内容を取り扱い、参加型授業や模擬体験などの手法を用いて、実践的な力を育成するよう努めます。
- 消費生活センターや消費生活相談員、関係機関等の実務経験者等を外部講師として活用し、児童生徒が主体的に考察し、消費者被害の未然防止につながる学習活動に取り組むよう努めます。
- 地域の金融機関や税務署等から外部講師を招へいして、金融や経済の仕組み、税と生活の関係等について講演や出前授業を行うなど、金融教育や租税教育の充実に努めます。
 - ◆ 現代社会における課題を中心とした実践的・体験的な学習活動の充実
 - ◆ 消費生活センターなどや関係機関と連携した出前授業の積極的な実施

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
20	外部の関係機関から講師を招へいして主権者教育や消費者教育、金融教育等の取り組みを行っている県立高校の割合	62.1%	100%



用 語 解 説

● 「私たちが拓く日本の未来」

総務省と文部科学省が連携して作成した政治や選挙等に関する副教材。全国の高校等の生徒に、平成27年度から継続的に配付され、その活用を通じた主権者教育の充実が推進されてきた。

重点項目4

郷土を愛し、郷土を支える人材の育成

基本的方向①

郷土を支える教育の推進

取組みの内容3

キャリア教育の推進

子どもたちが、将来、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方や働き方を実現できるよう、社会的・職業的に必要な能力・態度を育成することは学校教育の重要な役割です。

このため、発達段階に応じた体系的なキャリア教育を推進し、子どもたちが自らの生き方や将来を設計し、主体的に進路を選択する力や意欲的な態度を育成します。また、地域に根差した職業教育や就職支援の充実に努めるとともに、職場定着へのサポートに努めます。

現状と課題

- 小学校では、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで、社会の仕組みや働くことの意義、集団の一員として役割を果たすことの大切さなどの指導を行っています。
- 中学校では、望ましい勤労観や職業観を養うとともに、自己を理解し将来の生き方を考えるために、職場体験活動などに取り組んでおり、達成感や満足感を得ることで学ぶことや働くことの尊さを実感し、学ぶ意欲の向上につなげています。
- 集団の中で自己を生かし役立つ喜びを体得する体験が乏しく、自己肯定感や将来への夢や希望を十分に持てない児童生徒が依然として多くいます。集団の一員としてよりよい生活づくりや自発的、自治的な活動などを通して、協力することの大切さや責任を果たした喜びを体得する仕組みが必要です。
- 高校では、生徒一人ひとりが望ましい職業観や勤労観を身に付け、主体的な進路選択ができるようインターンシップを実施するとともに、実社会で活躍する社会人を講師に招いた実践的な授業を実施するなど、キャリア教育の充実が重要です。
- 高校では、ミスマッチ就職や早期離職を防止するため、企業現場の見学会や就職面談会を実施するとともに、就職前のスキルアップを図る講習会で、コミュニケーション能力等職業人としての基本的能力を高める指導を行っています。また、卒業後の新規学卒者（卒業して1年以内）の職場定着を図るため、新規学卒者の就職先を訪問し、状況把握を行うとともに悩みの相談を受ける等の指導を行うことが必要です。
- 高校では、就職希望者のみならず、進学希望者においても、キャリア教育を行っていくことが必要です。大きく変化していく大学入試では、自らの力で考えをまとめたり、相手が理解できるよう根拠に基づいて論述したりする思考力、判断力、表現力が求められており、キャリア教育で育成する「基礎的・汎用的能力」が大切になってきます。

主な施策

(1) キャリア教育の充実

- 子どもたちが、「生きる力」を身に付け、社会人・職業人として自立していくことができるよう、小・中学校、高校を通じ、発達段階に応じたキャリア教育を体系的に実施します。また、教員研修を充実し、児童生徒に対するきめ細かなキャリア・カウンセリングの充実に努めます。

◆「さぬきっ子キャリア・パスポート」の活用・蓄積

◆ 係活動や委員会活動、児童生徒会活動、学校行事などを通じて、自分の役割を果たし、人の役に立つ体験の充実

▲さぬきっ子キャリア・パスポート

- ◆ キャリア教育を効果的、効率的に行うための体制づくりの支援
- ◆ 小学校から高校までの体系的、系統的なキャリア教育の実践
- ◆ 高校におけるインターンシップ、実社会で活躍する社会人を講師とした授業などの実施

(2) 進路指導の充実

- 児童生徒が自己の適性や希望に合った進路を選択できるよう、主体的な進路選択と将来設計にかかわる指導を実施するとともに、進路相談、進路説明会、進路講演会などを充実し、希望する進路の実現に努めます。
 - ◆ 進路相談、進路説明会、進路指導講演会などの実施
 - ◆ 中学生を対象とした高校一日体験入学などの実施

(3) 就職指導の充実

- 生徒の適性について自ら考えさせたり、希望する職業に関して調べさせるとともに、進路に応じた資格を取得させたり、生徒自らの在り方や生き方を考えさせたりするなど、自分にふさわしい進路を見つけ出せるよう、就職指導に努めます。
- 望ましい勤労観・職業観や主体的に進路を選択できる能力・態度が身に付くよう、企業などで就業体験を行うインターンシップや職場見学、就職した先輩を招いての講演会など、関係機関と連携して就職指導に取り組みます。
 - ◆ ジョブ・サポート・ティーチャーの配置、職場見学会、就職面談会などの就職支援の実施

(4) 高校における職業教育の充実

- 高校の職業学科において、専門教科の実習などの時間に、優れた知識・技術・経験を持つプロによる指導を受けることにより、企業などで即戦力となる技術を身に付けることができるよう努めます。
 - ◆ 産業界のデジタル化が進展して行く中、確かな技術を身に付けるための施設、設備の充実
 - ◆ 「かがわ産業教育フェア」の開催などによる情報発信
 - ◆ インターンシップ、プロを講師とした授業の実施



▲コンピュータ制御された工作装置を使った実習

(5) 地域との連携の推進

- 地域産業や地元企業の魅力に対する理解を深めるため、職場体験活動、インターンシップや社会人講師による講話などを通じて、地域とのつながりを持つことで、社会や仕事・職業に対する関心を高め、社会に生きる一員としての意識を高めます。
 - ◆ 地域にかかわる喜びや、ものづくりの楽しさを実感できる体験の充実
 - ◆ 職場体験やインターンシップの充実
 - ◆ 地域の起業家等との意見交換会等の開催



▲かがわ産業教育フェア

(6) 新規学卒者のための支援の充実

- 新規学卒者について、在校当時の担任教員やジョブ・サポート・ティーチャーなどが就職先を訪問し、状況把握を行うとともに悩みの相談を受けるなど、職場定着に向けたサポートに取り組みます。
 - ◆ 早期離職を防止するための教員による職場定着指導の実施

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
21	「総合的な探究の時間」や「課題研究」の授業などで、地元の自治体や大学、企業等と連携した取組みを行っている県立高校の割合	79.3%	100%



用 語 解 説

●インターンシップ

生徒が在学中に、企業などにおいて自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと。

●基礎的・汎用的能力

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる4つの能力のこと。(人間形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力)

●キャリア・カウンセリング

児童生徒一人ひとりの生き方や進路、教科、科目などの選択に関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めさせたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意思と責任で進路を選択できるようにするための、個別またはグループ別に行う指導援助のこと。

●さぬきっ子キャリア・パスポート

小学校から高校までを通し、児童生徒一人ひとりが、自分と周りの人々、地域の人々、社会との関わりの中で、どのように感じ、成長したのか等を記録し、綴ることにより、「学びの過程」や「自分の成長」をキャリア教育の視点で振り返るもの。

●ジョブ・サポート・ティーチャー

進路指導主事・担任教員等と連携して、就職を希望する生徒に対する就職相談、企業求人の開拓などを行う教員のこと。

●かがわ産業教育フェア

県教育委員会、県産業教育振興会の主催により、専門高校等で学ぶ生徒が日ごろの学習成果を発表することで、専門教育に対する一般社会の関心を高めるとともに、生徒の学習意欲や職業観が高揚することを目的として開催。

取組みの内容1

グローバル人材の育成

グローバル化や情報化の進展により、地域が世界に直接的につながる時代を迎えています。県内における外国人や学校で学ぶ外国人児童生徒も増加傾向にあります。

まさに世界とのつながりなくして地域の産業や経済、生活は成り立たなくなっています。換言すれば、地域の課題は世界の課題と密接に関連しているとも言えます。

このため、地域を深く学ぶことを基礎として、語学力やコミュニケーション能力、情報活用能力の養成とともに国際理解の一層の向上を図り、グローバルな感覚と素養を持った地域人材を育成します。

現 状 と 課 題

- 本県の外国人児童生徒数は年々増加傾向にあり、令和元年5月1日現在、約400名の外国人児童生徒が小・中学校に在籍しています。
- 小学校においては、身近な友達や地域の人々と積極的にかかわることで、地域の伝統行事や文化等を尊重する態度を育てる取組みを推進しています。
- 中学校においては、小学校の学びを基盤に、しだいに視野を広げ、我が国の文化や伝統、さらには他国を尊重する態度を育てていきます。
- 高校では、国際関係のコースや特色ある教育活動を行う専門学科等において、海外の高校生等と交流活動を行っています。
- 高校では、留学フェアや留学相談会等を実施するなど、留学機運の醸成と留学サポートに取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、留学機運は低下しています。
- 社会の情報化が急速に進展し、スマートフォン等の情報機器が広く個人にも普及し、だれもが情報の受け手だけでなく送り手としての役割も担うようになり、私たちの日常生活にも大きな変化を与えています。そうした中で、大量の情報の中から必要な情報を取捨選択したり、表現やコミュニケーションの手段として、コンピュータや情報通信ネットワークなどを効果的に活用したりする能力が求められています。【再掲】

主 な 施 策

(1) 国際理解教育の推進

- 小・中学校では、社会科や英語科などの各教科、特別活動や総合的な学習の時間を通じて、外国の生活や文化などを学んだり、体験したりする国際理解教育に取り組めます。
- 地域在住の外国人や外国語に堪能な人材を活用した学校独自の取組みを支援するとともに、外国人児童生徒等に対する指導の充実を図ります。また、個人留学する生徒の増加をめざします。
 - ◆ 国際交流部局と連携した国際交流員や地域在住の外国人の派遣支援
 - ◆ 日本語指導が必要な外国人児童生徒のための講師の派遣



▲海外の高校生とのオンライン交流



▲外国人児童生徒の学びを充実するための研修

- ◆ 対面とオンラインを併用した、高校と海外の学校との交流の促進
- ◆ 留学フェアの開催など、留学サポート体制の構築

(2) 情報活用能力の育成【再掲】

- 世の中のさまざまな事象に関して、情報および情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりできるよう、児童生徒の発達段階を考慮するとともに、各教科等の特質を生かしながら、必要な資質・能力の育成に努めます。
- ◆ 教員のＩＣＴ活用指導力の向上に関する研修の実施
- ◆ ＩＣＴを効果的に活用した学習活動の普及・啓発



▲高校生と県内居住外国人留学生との交流

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
22	生徒が英語を用いた言語活動を、授業の半分以上において行っている公立高校の教員の割合	69.3% (R元年度)	80%

取組みの内容2

課題解決能力の育成

将来を予測することが難しい時代、郷土香川においても少子高齢化や人口減少、それに伴う地域活力の低下が懸念されています。このような中、地域の課題に主体的、協働的に取り組み、解決策を生み、新たな価値を創出する人材が強く求められています。

また、地元自治体や大学、企業等と連携・協力し、持続可能な開発目標（SDGs）も踏まえながら、地域課題の解決を考えることは、世界の課題解決への挑戦にもつながります。

このため、学校における総合的な学習（探究）の時間などの教科等横断的な学習や、県主催の課題解決型ワークショップの充実を図り、課題の発見や分析、評価、解決など課題解決に関わる資質・能力の育成に取り組めます。

現状と課題

- 予測困難な未来社会を生き抜くために必要となる資質・能力の育成のために、生徒自らが課題を設定し、解決に向けて情報を収集・整理・分析したり、周囲の人と意見交換・協働したりしながら進めていく課題解決型学習や各教科での学習を実社会での課題解決に生かすことをめざした教科等横断的な教育であるSTEAM教育の重要性が高まっています。
- 小・中学校では「総合的な学習の時間」、高校では「総合的な探究の時間」や「理数探究」、「課題研究」などにおいて、課題解決型学習による授業が行われており、より一層の推進が求められています。
- 地域の歴史や文化、産業、コミュニティの未来像など、児童生徒にとって身近な話題や題材から自らの探究テーマを見つけ出し、地域の協力を得ながら探究を進めていくために、今後、地域社会と学校の連携をより一層図っていくことが求められています。

主な施策

(1) 課題解決型学習の推進

- 小・中学校での社会科の時間や総合的な学習の時間において活用するふるさと教材の開発を行い、地域を学びの対象とした探究学習の充実を図ります。
 - 高校では、「総合的な探究の時間」や「課題研究」などにおいて、地域の行政機関、企業、大学などと連携し、地域をテーマとした探究活動の充実を図るため、リーディングスクール（研究指定校）における実践研究や教育委員会によるワークショップ等を行うとともに、地域探究発表会等により県内の学校への普及に努めます。
- ◆ 教科等横断的な探究学習を通したふるさと教育の推進
 - ◆ 郷土の歩みを知り、郷土の未来を展望するふるさと教材の開発
 - ◆ リーディングスクールによる実践研究・成果発表会の実施
 - ◆ 地域と連携した体験学習の充実
 - ◆ 香川県高等学校地域探究発表会の実施
 - ◆ 教科等横断的な課題解決型学習の推進



▲三豊市と連携した探究活動



▲校内探究発表会



▲企業から講師を招いた課題研究の授業

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
23	課題解決型学習の推進に向けての校内研修を実施している県立高校の割合	34.5%	100%

学校内や登下校時における不審者による被害や不慮の事故などから子どもを守るため、安全で安心できる環境づくりを進めるとともに、家庭や地域、警察などの関係機関と連携した安全対策に取り組みます。

また、交通事故や不審者による被害を防止するための安全意識や、地震や津波等の自然災害などに対する防災意識を高めるなど、子どもが自ら安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動できる資質や能力を発達の段階に応じて育成するとともに、安全で安心できる社会づくりに貢献できる資質や能力を育成します。

また、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、学校における感染症対策の徹底を図ります。

現状と課題

- 学校における教育が安全な環境で行われるよう、すべての学校において学校安全計画の策定が義務づけられるなど、学校全体での計画的な取組みが求められています。
また、小・中学校、高校の学習指導要領においても、総則や関係科目の項目に学校安全に関する内容が記載されており、学校安全の3領域（生活安全、交通安全、災害安全）の内容に学校教育全体で取り組む必要があります。
- 児童生徒の安全の確保を図るため、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成するとともに、地震や津波等の自然災害および不審者を想定した避難訓練の実施や、地域の危険箇所などをまとめた通学路の安全マップを作成するなど、安全教育・対策を進める必要があります。
- 子どもたちが関係する交通事故の大部分は自転車乗用中の事故です。今後も子どもたちが被害者にも加害者にもならないよう、学校において危険予測・回避の能力を高める交通安全教育や、警察などの関係機関と連携した事故防止と交通マナーの向上のための交通安全教育の推進を図る必要があります。
- 東日本大震災の発生以後、地震・津波を想定した避難訓練が実施されるなど、学校においても防災に関する意識が高まっており、30年以内に70～80%の確率で発生が予想されている南海トラフ地震への対策や、局地的な大雨や落雷などを含めた自然災害に対する備えなどの防災意識を高めるとともに、子どもたちが自助、共助の意識を持って取り組む防災教育の推進などを図る必要があります。
- 交通事故、身の回りの生活の危険、自然災害等に備え、家庭や地域および警察や防災部局等の関係機関との連携を一層推進し、緊急事態発生時などにおいて、迅速かつ的確に対応できる体制整備を図る必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、令和2年8月には「学校における感染症予防対策ガイドライン」を改訂しており、今後も、子どもたちの健やかな学びを最大限保障するため、感染症予防対策の徹底を図る必要があります。

主な施策

(1) 学校内外における安全対策の推進

- 子どもの安全を確保するため、学校安全計画において必要的記載事項とされている学校の施設設備の安全点検など、学校の安全管理を徹底するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、不審者を想定した避難訓練や、不審者に遭遇したときの対応を学ぶ防犯教室を実施するなど、学校教育全体で安全対策に取り組みます。

- 子どもに対する安全指導を充実させ、子どもたちの被害防止を図るため、研修会などの機会を活用し教員の指導力向上に努めるとともに、新たな危機管理事案が発生した場合は、関係機関と連携しながら、迅速かつ適切な対応を図ります。
- 地域のボランティア団体などによる見守り活動が円滑に行われるよう、ボランティアの方を対象とした講習会を開催し、地域における子どもの見守り体制整備の推進を図ります。
 - ◆ 不審者を想定した避難訓練の実施
 - ◆ 学校保健安全法や学習指導要領の内容の周知、啓発による安全教育および安全管理の推進
 - ◆ 地域のボランティア、警察などの関係機関と連携した地域ぐるみの安全体制の整備・充実
 - ◆ 学校における感染症予防対策の充実



▲専門家や地域と連携した防災マップ作り

(2) 交通安全教育の充実

- 交通安全担当者等を対象とした研修会を開催し、指導者の資質向上に努めるとともに、交通安全教材等の活用や、家庭、地域、警察などの関係機関と連携した交通安全教育の充実を図ります。
- 通学路の安全点検については、警察、道路管理者と連携を図り、計画的・継続的に実施します。
- すべての高校生を対象とする自転車運転免許制度の導入を通して、交通ルールの順守や交通マナーの向上に向けた交通安全教育の徹底を図ります。
 - ◆ 交通安全DVD教材等を活用した交通安全教育の充実
 - ◆ 警察等と連携した交通安全教室や街頭指導、交通安全強化週間等の取組みの推進
 - ◆ 高校生を対象とする交通ルール、マナーに関する学習やテストの実施と、自転車運転免許の交付



▲交通安全教室講習会

(3) 防災教育の充実

- 災害発生時において、子どもたち一人ひとりが発達の段階に応じて、状況を的確に判断し、学校や社会の一員として適切に行動できるようになることをめざして、学校安全や防災に関する外部の専門家等と連携した実効性のある避難訓練を行う等、学校の安全対策の充実を図ります。
- 防災教育講習会や防災の手引き等を活用した研修会などを通して、教員の指導力向上および危機管理意識の向上に努めるとともに、関係機関等との連絡・協力体制の構築・整備を図ります。
 - ◆ 外部の専門家と連携した実効性のある避難訓練の実施
 - ◆ 防災の手引等を活用した防災教育の推進
 - ◆ 関係機関等と連携した実効性のある避難訓練の実施



▲実効性のある避難訓練の様子

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
24	学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	41.6% (H30年度)	60%



用 語 解 説

●危険等発生時対処要領

学校内外で危険等が発生した際に、教職員が円滑かつ的確な対応をすることができるためのマニュアルのことで、「危機管理マニュアル」と同義。

重点項目5

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

基本的方向①

安全で安心できる学校づくり

取組みの内容2

学校施設等の整備、充実

学校施設は、幼児児童生徒の学習や生活の場として、重要な意義を持つとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たすことから、安全で快適な教育環境づくりに積極的に取り組む必要があります。

このため、県立学校における施設や設備の整備・充実に努め、安全で快適な教育環境づくりに積極的に取り組みます。

現状と課題

- 公立学校については、建築後40年を経過した建物が小中学校で約4割、県立学校で約3割を超え、今後もその割合の急速な増加が見込まれていることから、老朽化した学校施設の長寿命化対策の推進が急務となっています。
- 公立小中学校の構造体の耐震化および屋内運動場等の吊り天井の落下防止対策は完了しましたが、外壁等の非構造部材の耐震対策やブロック塀の安全対策などによる防災機能強化が求められています。
- 県立高校の再編による東讃地域の新しい統合校において、その教育内容を実現するため、効果的に授業や実習ができる施設や設備の整備を検討する必要があります。
- 小豆地域における特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校の令和5年4月の開設に向けて、整備を進めています。

主な施策

(1) 県立高校の施設、設備の整備

- 安全・快適な学校施設を提供するため、老朽化した校舎等の計画的な改築や改修に加え、ブロック塀の安全対策改修、トイレ設備や施設機器などの改修整備を推進するとともに、東讃地域の統合校において、その教育内容の充実を図るための施設や設備の整備を進め、魅力あふれる高校づくりに努めます。

◆ 高校施設・設備整備事業の推進

◆ 香川県立学校施設長寿命化計画に基づいた施設設備の改修



▲トイレの洋式化

(2) 特別支援学校の施設、設備の整備

- 老朽化した校舎等の改築や施設、設備、ブロック塀等の工作物の改修および教室不足を早期に解消するための施設整備を計画的に進めるほか、幼児児童生徒の障害の重度・重複化や教育の内容、方法の変化に対応した施設、設備の整備など、教育環境の整備、充実に努めます。

- 小豆地域の特別支援学校については、特別支援教育における多様な学びの場の一つとして、主体的な行動を促す学習や小豆島の豊かな自然環境を生かした活動ができる学習環境を整えとともに、隣接する小学校等との「交流及び共同学習」を積極的に行います。さらに、教育相談への対応や研修などを行うことで、小豆地域の特別支援教育の



▲新しい校舎での給食風景

- 拠点としての役割も担います。
- ◆ 香川県立学校施設長寿命化計画に基づいた施設設備の改修
 - ◆ 知的障害を対象とする特別支援学校の教室不足の解消等
 - ◆ 小豆地域に特別支援学校を設置

(3) 公立学校の施設の整備の推進

- 各市町で策定した学校施設の長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、老朽化した学校施設の計画的な整備が進むよう働きかけます。
- 非構造部材の耐震対策やブロック塀の安全対策の実施に加え、災害時に避難場所として利用されることも考慮し、施設のバリアフリー化やトイレの洋式化を含む防災機能強化を促進します。

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
25	県立学校におけるトイレの洋式化の割合	県立中学・高校 60.6% 特別支援学校 81.4%	県立中学・高校 65% 特別支援学校 85%

重点項目5

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

基本的方向①

安全で安心できる学校づくり

取組みの内容3

学びのセーフティネットの構築

学校教育においては、年齢または国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じて教育を受ける機会が確保されていることが必要であることから、経済的に困難な家庭の幼児児童生徒等が適切に教育を受けることができるよう支援を行います。加えて、高校、大学において、奨学金の貸付を行い、教育費負担の軽減や地域の将来を支える有為な人材の育成を図ります。

また、外国人児童生徒は近年増加傾向にあり、日本語指導が必要な外国人児童生徒が円滑に学校生活および学習活動を行うことができるよう、支援体制の整備に努めます。

さらに、義務教育未修了者や不登校などさまざまな事情から十分に教育を受けられないまま卒業した者、外国籍の者などに対し、夜間等の時間において授業を行うなどの教育機会の確保等に関する取組みを促進します。

加えて、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても、必要な教育活動を継続するための取組を進め、子どもたちの学びを保障するとともに、学校や関係機関が連携しながら、児童生徒の相談対応や心のケアに取り組めます。

現状と課題

- 市町は、経済的な理由により就学することが困難な小・中学校の児童生徒への就学援助や、幼稚園への就園を奨励するために保育料等に対する補助を行っており、県では、市町が事業を円滑に実施できるよう支援に努めています。
- 高校や大学における教育にかかる経済的負担の軽減を図ることにより、教育の機会均等などに寄与するとともに、経済的な理由で修学が困難な者に対し奨学金の貸付をはじめとする修学支援を行い、有為な人材の育成を図る必要があります。
- 学校に在籍する外国人の子どもが年々増加しており、日本語が不十分であるために学習につまずいたり、学校生活になじめなかったりする児童生徒に対する支援を一層充実していく必要があります。
- 不登校児童生徒への支援については、学校において児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、早期対応に努めるとともに、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げられるよう、学校や家庭に加え、教育支援センターやフリースクール等、関係機関が連携を図りながら、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援をしていくことが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として行われた学校の臨時休業の経験を踏まえ、児童生徒等がやむを得ず登校できない非常時においても、学校と児童生徒等の関係を継続し、心のケアにもより一層取り組むとともに、学びの保障を着実に実施することが求められています。
- 子どもたちはさまざまな悩みを抱えているとともに、近年は、災害や感染症の拡大、事件・事故等が子どもたちの心身に大きな影響を与えており、不安や不眠などのストレス症状が現れることがあります。また、学習面や友人関係などだけでなく、性に関する問題や児童虐待、ヤングケアラーといった表面化しにくい問題に直面していることもあります。このため、学校においては、心のケアを危機管理の一環として位置付け、身近にいる信頼できる大人にSOSを出す「SOSの出し方に関する教育」を推進するとともに、教職員や関係機関が連携した学校の教育相談体制を充実する必要があります。

主 な 施 策

(1) 幼児、児童、生徒の就学支援の充実

- 市町では、経済的な理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行、学校給食、医療費など、教育を受けるうえで必要な援助を行っており、県では活用できる国の補助金のほか、全国や県内の就学援助の実施状況等、就学援助の充実に必要な情報提供などを行います。
- 就学支援制度の周知および活用を図るため、市町におけるきめ細かな広報およびスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した取組みを促進します。
- 特別支援学校に就学する障害のある幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を支給します。
 - ◆ 特別支援教育就学奨励費の支給

(2) 修学支援の充実

- 公立・私立高校の生徒に対し、保護者等の収入状況に照らして必要があると認められる場合に、授業料に充てるための就学支援金や奨学のための給付金を支給するなど、保護者の教育費負担の軽減に努めます。
- 経済的な理由で修学が困難な生徒等に対して、奨学金を貸与し、優秀な人材育成や安心して子どもを育てられる環境づくりに努めます。
 - ◆ 高等学校等就学支援金の支給
 - ◆ 奨学のための給付金の支給
 - ◆ 高校生、大学生に対する奨学金の貸与

(3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

- 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小・中学校に対して、教育活動支援員（日本語指導）を派遣します。また、日本語や日本の生活様式を学ぶ初期指導教室を整備する市町を支援するとともに、日本語指導を行っている教員や非常勤講師の研修を実施します。
- 児童福祉や児童心理の専門的知識・技術を有する不登校対策コーディネーターが各市町の適応指導教室やフリースクールなどの関係機関を巡回訪問し、そこで学ぶ児童生徒の実態把握を行うとともに、関係機関と学校等をつなぎ、それぞれの立場から子どもたちのためにできることや共有すべき情報、考え方を話し合うなど連携を推進します。
- 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を保障するため、夜間中学設置に向けた市町教育委員会の取組みを支援してまいります。
- 長期にわたり入院する児童生徒や、移動が困難で特別な支援を必要とする児童生徒が闘病生活の中でも希望を持って学校教育活動を継続していけるよう、ICTを活用したオンライン学習の環境整備と支援体制を構築していきます。



▲日本語初期指導教室での学習

(4) 非常時における学びの保障の充実

- 感染症や災害の発生による臨時休業等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても自宅で教育活動を継続できるようにするため、児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図るとともに、遠隔授業や、児童生徒が家庭に端末を持ち帰っての学習などを可能とするための積極的なICT環境の整備とその活用を推進します。

主 な 施 策

(1) 幼児、児童、生徒の就学支援の充実

- 市町では、経済的な理由により就学困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費や修学旅行、学校給食、医療費など、教育を受けるうえで必要な援助を行っており、県では活用できる国の補助金のほか、全国や県内の就学援助の実施状況等、就学援助の充実に必要な情報提供などを行います。
- 就学支援制度の周知および活用を図るため、市町におけるきめ細かな広報およびスクールソーシャルワーカーや関係機関と連携した取組みを促進します。
- 特別支援学校に就学する障害のある幼児児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費を支給します。
 - ◆ 特別支援教育就学奨励費の支給

(2) 修学支援の充実

- 公立・私立高校の生徒に対し、保護者等の収入状況に照らして必要があると認められる場合に、授業料に充てるための就学支援金や奨学のための給付金を支給するなど、保護者の教育費負担の軽減に努めます。
- 経済的な理由で修学が困難な生徒等に対して、奨学金を貸与し、優秀な人材育成や安心して子どもを育てられる環境づくりに努めます。
 - ◆ 高等学校等就学支援金の支給
 - ◆ 奨学のための給付金の支給
 - ◆ 高校生、大学生に対する奨学金の貸与

(3) 多様なニーズに対応した教育機会の提供

- 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する小・中学校に対して、教育活動支援員（日本語指導）を派遣します。また、日本語や日本の生活様式を学ぶ初期指導教室を整備する市町を支援するとともに、日本語指導を行っている教員や非常勤講師の研修を実施します。
- 児童福祉や児童心理の専門的知識・技術を有する不登校対策コーディネーターが各市町の適応指導教室やフリースクールなどの関係機関を巡回訪問し、そこで学ぶ児童生徒の実態把握を行うとともに、関係機関と学校等をつなぎ、それぞれの立場から子どもたちのためにできることや共有すべき情報、考え方を話し合うなど連携を推進します。
- 義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者や、十分に義務教育を受けられなかった外国籍の者等の教育を受ける機会を保障するため、夜間中学設置に向けた市町教育委員会の取組みを支援してまいります。
- 長期にわたり入院する児童生徒や、移動が困難で特別な支援を必要とする児童生徒が闘病生活の中でも希望を持って学校教育活動を継続していけるよう、ICTを活用したオンライン学習の環境整備と支援体制を構築していきます。



▲日本語初期指導教室での学習

(4) 非常時における学びの保障の充実

- 感染症や災害の発生による臨時休業等により児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合であっても自宅で教育活動を継続できるようにするため、児童生徒の学習習慣の確立など学びに向かう力の育成を図るとともに、遠隔授業や、児童生徒が家庭に端末を持ち帰っての学習などを可能とするための積極的なICT環境の整備とその活用を推進します。

(5) 教職員や関係機関が連携した心のケアの推進

- 「SOSの出し方に関する教育」や、教育相談窓口の周知、啓発を推進するとともに、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフが連携して児童生徒の対応にあたります。
- 自殺企図などの緊急事態や、児童虐待等の専門的な対応を要する事態に適切に対応するため、関係機関との連携を図ります。
- ◆ 「SOSの出し方に関する教育」を推進する教材の提供と教職員研修の充実
- ◆ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等チーム学校の専門スタッフを支えるバックアップ体制の整備と個々の資質向上を目指す研修の充実
- ◆ 教育センターにおける教育相談の充実
- ◆ 自殺予防をはじめ、さまざまな相談窓口の周知
- ◆ 緊急対応・専門対応を適切に行うための関係機関との連携



▲スクールソーシャルワーカーの月例研修会

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
26	経済的な理由で修学が困難な生徒等に対する奨学金の貸与	—	着実な実施



▲教育相談カード

取組みの内容1

優れた教職員の確保と資質・能力の向上

教員には、教育に対する使命感や情熱はもとより、高い人格、識見や倫理観、教育者としての専門的な知識・技能に加え、個性を生かす教育の実現や社会の変化への対応など、学校教育が直面するさまざまな課題に適切に対応できる資質・能力が求められています。

そこで、教員の大量退職に伴い、優れた資質・能力を有する人材を確保するとともに、経験年数や職責に応じた研修や専門性の向上を図る研修の充実など、継続的に資質・能力の向上を図ります。

現 状 と 課 題

- 現在の教職員の年齢構成をみると、大量採用期の50歳代の層が多く、いわゆる中堅層の世代が少ないことから、大量採用期の世代が退職期を迎えていく中で、優れた教職員の確保が課題となっています。今後の教職員採用を通じて、年齢構成を長期的に平準化する方向で計画的な採用を進めるとともに、優れた指導力と使命感と情熱にあふれる教職員を確保し、教育の質の向上を図っていく必要があります。

このため、教員採用選考試験において、積極的な広報活動により幅広い年齢層に働きかけたり出願条件等の見直しを図ったりすることにより受験者の増加を図る必要があります。

- 小・中学校では、特に今後10年間で教員の3割が熟練層から若年層に入れ替わることから、若手教員の研修の充実を図るとともに、優れた指導力を有する教員OBを活用した若手教員の育成や次代を担う管理職の養成を図る必要があります。
- 教員研修については、教職経験に応じた基本研修や職務能力に応じた職務研修のほか、専門研修、長期派遣研修、社会体験研修等を実施しており、一層、体系的、継続的に教員の資質・能力の向上を図る必要があります。
- 教員による児童生徒へのわいせつ行為が全国的に問題となっており、令和3年6月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布されています。教員による児童生徒性暴力等の根絶のためにも、教職員には高い規範意識や倫理観を醸成する必要があります。
- 学校運営の中核的・指導的役割を担う教員については、確かな指導理論や優れた実践力・応用力などを身に付けることができるよう、大学との連携の強化を図っていく必要があります。
- 事務職員は、その学校運営事務に関する専門性を生かしつつ、より広い視点に立って学校運営に積極的に参画することが期待されています。そのため、事務職員の資質・能力や意欲の向上を図っていく必要があります。

主 な 施 策

(1) 教育センターにおける教員研修等の充実

- 教育センターでは、教員のICT活用指導力を含めた実践的指導力や職務遂行能力の向上を図るため、基本研修、職務研修などの充実とともに、優れた指導技術を有する熟練教員等の活用を図ります。



▲初任者研修

- 教員の自己研修や校内研修を支援するため、教育センターにおけるオンライン研修サイトの充実や選択型研修等の見直しを継続的に行うとともに、研修サポート等のカリキュラムセンター機能や教員を対象とした教育相談の充実に努めます。

- ◆ 各種研修の精選と充実
- ◆ カリキュラムセンター機能の充実
- ◆ 教員を対象とした教育相談体制の充実

(2) 各学校における教職員の資質向上体制の整備

- 学校現場において、主に若年教員に対し教育指導の改善および充実のために必要な指導・助言を行うとともに、ICT機器を活用した授業実践が推進されるよう研修の機会の充実に努めます。

- ◆ 指導教諭の配置
- ◆ 優れた能力を有する経験豊かな教員OBの活用
- ◆ ICT機器を活用するための校内研修の充実
- ◆ 総合授業力リーダーによる優れたモデル授業の映像配信と、研修への活用の促進
- ◆ 事務職員の自己啓発に対する支援



▲授業公開の様子

(3) 優秀な教職員の確保

- 中長期的な視野から、退職者数、児童生徒の数の推移等に基づいて、計画的な採用に努めるとともに、本県が求める教師像に照らして、教職への意欲と熱意を持った優秀な教職員を確保します。
- 小中連携の強化等のため、複数の免許状を所有する教職員の増加をめざします。
- 教員採用選考試験においては、積極的に広報活動を行うことなどにより、一人でも多くの受験者の確保に取り組みます。
- ◆ 積極的な広報活動



▲教員募集ポスター

(4) 教職員の意欲と能力の発揮をめざした人事システムの構築

- 教員が日々の教育活動に情熱を持って取り組めるよう、職務遂行状況を的確に把握し評価するとともに、教育実践活動を評価した表彰等を実施します。また、学校教育に対する県民の信頼や期待に応えられるよう、指導が不適切な教員に対し、教育センター等において個々の教員の実態に応じた指導改善研修を実施して、資質・能力の向上を図ります。
- 事務職員の資質・能力や意欲の向上を図るため、事務職員人材育成方針に基づき計画的な人材育成に努めます。
- ◆ 人事評価制度の充実
- ◆ 教員の意欲を喚起する教育実践優秀教員表彰の実施とその成果の普及
- ◆ 指導が不適切な教員等への対応

(5) 大学との連携の推進

- 教員養成の充実、教員の資質・能力の向上および教育上の諸問題に対応するため、教育センターの研修や調査・研究事業等における大学教員による指導・助言、大学院等での現職教育の研修など、多方面で連携協力体制の充実に努めます。

特に、優れた人材を教員として確保するための教員養成、採用、研修の在り方について改善および充実に努めます。

- ◆ 大学との連携協議会の開催
- ◆ 大学との人事交流や現職教員の研修の実施
- ◆ 教育実習および公立学校インターンシップの実施
- ◆ 教員免許状取得の研修、教員免許状更新講習の実施

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
27	「授業の内容がよく分かる / だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合 【再掲】	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%



用 語 解 説

●カリキュラムセンター機能

各学校の教育活動を支援するため、教育課程の編成や学習指導方法の改善についての助言や研究相談、教育資料や学習指導案、教材・教具等の情報提供を行う。

●公立学校インターンシップ

教員に採用内定した新卒の大学生が、教員の職務についての理解を深めるため、教職に就く前に体験研修をするものであり、例年2月～3月上旬の間で、1週間程度実施している。

重点項目5

安全・安心で、魅力あふれる学校づくり

基本的方向②

教職員の資質・能力の向上

取組みの内容2

学校における働き方改革の推進

学校を取り巻く環境の複雑化や多様化に伴い、学校に求められる役割が拡大し、教員が担うべき業務は質・量ともに増加しており、その長時間勤務の常態化が課題となっています。

このため、教員がゆとりを持って教育活動の充実や指導力の向上に努めたり、人間性・創造性を豊かにしたりできるよう、学校における働き方改革を推進するとともに、教職員の心身両面の健康管理対策の充実に努めます。

現状と課題

- 教職員がそれぞれの業務に全力投球でき、子どもたちに対して質の高い教育活動を行うことができる環境を作っていくために、学校における働き方改革について、あらゆる手立てを尽くして取組みを進めていくことが重要であり、香川県教育委員会では、平成30年3月に策定した「教職員の働き方改革プラン」（計画期間：平成30年度～令和2年度）に基づいて学校における働き方改革を進めてきました。
- 教職員の時間外勤務時間は減少傾向となっていますが、県立高校等では未だ半数以上の教諭等が、月当たりの時間外勤務時間が45時間を超えている状況です。また、新学習指導要領への対応や教育におけるICT活用の推進に伴う新たな業務も発生していることから、引き続き、教職員の長時間勤務の解消に向けて取り組みます。
- 常態化する教職員の長時間勤務は、健康障害の防止やワーク・ライフ・バランスの充実等の観点からも早急な改善が必要です。令和元年12月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）が改正され、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」および「1年単位の変形労働時間制の導入」が行われることになりました。
- 「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」については、本県では、令和元年度末に、公立全校種の教員について時間外在校等時間の上限に関する規則等の整備を行い、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員をゼロにすることをめざし、業務の適正化や効率化、学校運営の改革と教職員の意識改革、保護者、地域への理解促進に取り組んでいるところです。
- 「1年単位の変形労働時間制」は、繁忙期の正規の勤務時間を延長し、その分を長期休業期間中に休日としてまとめ取りする制度であり、業務量の削減、客観的な勤務時間管理の徹底、外部人材の活用など他の施策と相まって、学校における働き方改革を進めるための一つの選択肢となり得るものです。本県では、本制度を活用したい学校や教員が活用できるよう、条例等を改正し、令和3年4月1日から施行されています。
- 教員がこれまで経験したことのない部活動の顧問になったり、休日に大会や対外試合等での生徒の引率を行ったりするなど、部活動の指導が教員の負担になっている現状があることから、指導体制の充実と教職員の負担軽減を図ることが求められています。
- 業務の多忙化や複雑化、仕事上のストレスの増加等、教職員を取り巻く職場環境の変化の中で、本県の教員の在職者に占める病気休職者の比率（在職者比率）は、全国平均より低いものの、病気休職者のうち、半数以上が精神疾患によるものです。

このため、学校において教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境を整備するとともに、教職員自らの健康管理意識を向上させることが大切です。また、予防から職場復帰、再発防止までの総合的なメンタルヘルス対策を推進することが必要です。

主 な 施 策

(1) 教職員の働き方改革の推進

- 県立学校の時間外勤務の状況を把握するとともに、県立学校における取組みの進捗状況の確認や機動的な見直しを行い、学校における取組みのフォローアップを図ります。
- 市町教育委員会に対しては、県立学校での取組み等を適宜周知し、積極的な取組みを促進するとともに、業務改善の進捗状況や教職員の勤務状況の把握に努めます。
 - ◆ 教職員の在校等時間把握等による意識啓発
 - ◆ 小・中学校における35人学級の実施、小学校高学年における専科指導の拡充
 - ◆ 各学校の優れた取組み事例の共有
 - ◆ 研修内容の見直しや精選、オンライン研修の拡充
 - ◆ 夏季休業期間中の年休等の取得促進
 - ◆ 1年単位の変形労働時間制の活用
 - ◆ 部活動ガイドラインの遵守と、短時間で効果的な部活動の推進
 - ◆ 保護者・地域への理解促進



▲タイムカードによる勤務時間の客観的な把握

(2) 学校を支える専門スタッフの充実

- 教員や学校事務職員とともに、校長のリーダーシップのもと、チームとして適切に役割分担できる体制づくりのために、専門スタッフの充実を図ります。
 - ◆ 部活動指導員やスクールサポートスタッフの配置推進
 - ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置推進
 - ◆ スクールサポートチームの派遣や活用支援の充実
 - ◆ 退職・離職教員の効果的な活用を図るため、講師候補者のデータベースの充実



▲スクールサポートスタッフによる支援

(3) 教職員のメンタルヘルス等健康管理の推進

- 労働安全衛生法や学校保健安全法に基づく労働安全衛生管理体制の整備、充実を図り、快適な職場環境づくりと疾病の早期発見、早期対応に努めます。
- 過重労働による心身の健康障害を防止するため、業務の見直しや効率化により、時間外勤務の縮減を図るとともに、長時間の時間外勤務を行った教職員に対して、医師による面接指導等を行います。
- メンタルヘルス対策として、一次予防（メンタルヘルスの保持増進と不調の未然防止）、二次予防（不調の早期発見、早期対応）、三次予防（円滑な職場復帰と再発防止）の各段階に合わせた効果的な対策に取り組めます。
 - ◆ 定期健康診断等の実施と事後指導
 - ◆ 過重労働者への医師の面接指導の実施



▲新規採用者への面談

- ◆ 定期的なストレスチェックの実施と高ストレス者への医師の面接指導等の実施
- ◆ メンタルヘルス相談体制の充実と管理監督者や職階別のメンタルヘルス研修の実施
- ◆ 病気休職者の円滑な職場復帰と再発防止支援

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
28	県立学校教職員の年次休暇の年間取得日数	9.1日	15日以上

取組みの内容 1

地域と協働する学校づくりの推進

子どもを取り巻く環境が変化する中、将来を担う子どもたちに、これからの時代に必要な力や、地域への愛着や誇りを育成するため、学校、家庭、地域が連携・協働して子どもたちの成長にかかわることが重要であることから、学校は、教育活動や学校運営についての情報を積極的に提供し、保護者や地域住民の意見や要望を的確に捉えるとともに、自ら評価を行い、これを学校運営に反映させるなど、「地域とともにある学校づくり」を進めます。

また、小・中学校の統合や小中一貫教育などの新しい学校づくりについては、設置者である市町が、それぞれの地域の実情を十分に検討したうえで、地域住民の理解と協力のもと進めていくことが求められます。

現 状 と 課 題

- 小学校では、教育活動全体を通じて、友達や地域とかかわりながら、自分の役割を果たす大切さを経験する活動を行っています。また、中学校では、やり遂げた達成感や人に喜んでもらえる満足感を通して、学ぶことや働くことの尊さを実感するとともに、自己を理解し将来の生き方を考えるために、職場体験活動などに取り組んでいます。
- 学校では、地域の人材を社会人講師として活用するほか、地域の行事に児童生徒が参加したり、学校独自の特色ある取組みを実施したりするなど、地域や学校の伝統や特色を生かした魅力ある学校づくりを進めています。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入や地域学校協働活動の推進などにより、「地域とともにある学校づくり」や「社会全体で子どもを育てる仕組みづくり」を進めています。
- 本県では、「学校評価ガイドライン（改訂）」や「県立学校の評価のガイドライン」に基づき、学校評価を実施し、評価結果を公表しています。また、教育活動やその他の学校運営の状況について、保護者や地域住民に対して情報提供しています。
- 学校評価については、評価によって明らかになった課題に基づいた教育活動や学校運営などの見直しが続行的に行われていますが、評価にかかる事務の効率化や、評価結果を活用した教育活動その他の学校運営の改善まで反映させることなどに課題があります。

主 な 施 策

(1) 連携・協働の推進

- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の一層の充実を図るとともに、地域学校協働活動推進員等を活用するなど、学校と地域住民や保護者等がビジョンや目標を共有して学校運営に参画する仕組みづくりを推進します。
- 各分野において優れた知識や技術を有する社会人を講師として招いたり、学校の教育活動への幅広い地域住民の参加や地元企業の協力を求めたりするなど、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- ◆ 積極的な学校開放による学校行事や授業への保護者や地域住民、地元企業の参画の推進



▲地域の盆栽園の方による講座

- ◆ 地域の優れた知識や技術を有する人材の社会人講師としての活用
- ◆ 登下校の見守り活動や学校周辺環境の整備など幅広い地域住民による学校支援活動の推進



▲地域の方々と協働する学校の取組み
(環境整備)

(2) 学校評価システムを生かした学校運営の改善

- 各学校では、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映し、その協力を得るとともに、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校の活動状況を評価し、その結果を公表するなど、評価結果を生かした学校運営の改善を行い、教育水準を向上させるよう努めます。
- 各学校で実施した学校の活動状況の評価結果を、学校運営協議会等を通じて保護者や地域住民と共有し、学校運営の課題や改善等について協議することを通して、学校と地域の協働による取組みの中で教育水準を向上させるよう努めます。
 - ◆ 学校評価の実施のための教職員の研修の実施
 - ◆ 県立学校の学校関係者評価の充実



▲学校運営協議会

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
29	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%



用 語 解 説

●カリキュラム・マネジメント

学校教育にかかわるさまざまな取組みを、児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立て、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、教育課程に基づき組織的かつ計画的に実施・評価し、教育活動の質の向上につなげていくこと。

取組みの内容2

学校の特色化・魅力化の推進

児童生徒の興味・関心や地域の特色などを活かした教育活動により、児童生徒の学習意欲を喚起し、必要な資質・能力を確実に身に付けさせ、またその可能性と能力を最大限に伸ばせるよう、学校の特色化・魅力化を推進します。

現状と課題

- 県立高校の魅力化に向けた「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」（令和3年度から10年間の基本計画）では、高校生を取り巻く現状と課題を分析したうえで、予測困難な未来を生きていくために、すべての県立高校において共通して育成すべき資質・能力として「郷土への理解・郷土愛」「イノベーション創出力」「グローバル（多様性）社会への対応」を挙げており、これらの資質・能力を生徒に身につけさせることが必要です。
- 県立高校の再編については、「魅力あふれる県立高校推進ビジョン」に基づき、少子化が進行する中であっても、一定の規模を維持しながら、生徒の多様なニーズに応じた学びを、全県的な視点に立ち総合的に保障することが重要です。あわせて、県立高校で学ぶ主役は高校生であり、生徒の学びに必要な高校とはどのようなものかということを中心にしながら、地域活性化の視点も踏まえたうえで、今後の県立高校の在り方を考える必要があります。
- 学科やコースの配置については、現在の各高校の伝統や特色を踏まえながら、社会から求められる資質・能力や地域からのニーズ等も考慮し、必要な学科、定員および設置場所等を総合的に判断して配置する必要があります。
- いずれの学校においても、学校の伝統や地域の資源を生かして特色ある教育活動を行っています。高校においては、専門学科、総合学科については実践的な学びの導入が進んでおり、また、普通科においてもさまざまな特色ある取組みがなされていますが、その教育内容が分かりにくいという声があります。そのため、専門学科、総合学科、普通科いずれの学科においても、学校の魅力づくり、特色づくりと並行して、その魅力や取組み、また、入口から出口までの教育活動を中学生やその保護者、中学校教員等をはじめ、広く県民の皆様に分かりやすく伝えていく工夫が必要です。

主な施策

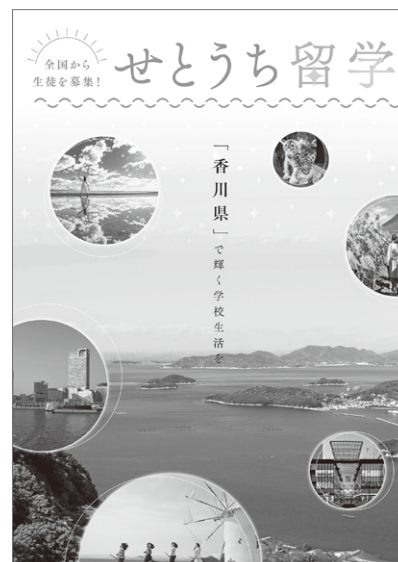
(1) 魅力ある学校づくりの推進

- 児童生徒の興味・関心や地域の特色などを生かし、多様で特色ある教育活動を展開することにより、児童生徒が意欲を持って活動できる学校づくりを推進します。
- 特色ある教育活動を進める小・中学校をモデル校として指定し、その実践の普及・啓発を図ります。
- 市町教育委員会や学校の取組みを支援するため、小・中学校の統合や小中一貫教育などの新しい学校づくりの取組みについて情報収集を行い、必要に応じて情報提供等を行います。
- 高校においては、地域や企業等と連携した学校行事や卒業生による出前授業等を行うことで、それぞれの学校が地域の中で独自の魅力を持ち、存在感のある高校であり続けることができるように努めます。
- 「郷土への理解や郷土愛」「イノベーション創出力」「グローバル（多様性）社会への対応」に関して、学校主体の取組みと県教育委員会の取組みを有機的に関連付けることにより、県立高校の魅力向上につなげます。

- ◆ モデル校の実践の普及・啓発を図る「香川教育づくり発表会」の開催
- ◆ 市町教育委員会等の取組みへの支援
- ◆ 特色ある高校づくりの推進に向けた教員配置の配慮
- ◆ 特色ある高校づくりの推進
- ◆ リーディングスクールにおける教育プログラムの研究開発とその普及
- ◆ イノベーションワークショップやシンポジウム、発表会の開催

(2) 全国からの生徒募集

- 地域の活性化に加え、他県の生徒と本県の生徒が共に学ぶことにより、多くの刺激を受けることで、学ぶ意欲の向上を図ったり、グローバル（多様性）社会において、多様な他者と協働、共生しながら新しい価値を生み出す力（イノベーション力）を育成したりすることを目指して、全国からの生徒募集を推進します。



▲全国からの生徒募集パンフレット

(3) 県立高校の再編

- 石田高校、志度高校、津田高校を発展的に統合し、現在3校に設置されている普通科、農業科、工業科、商業科および家庭科における専門的な学びを充実させるとともに、さまざまな学科に多様な価値観を持つ生徒が集まることを積極的に生かした学科横断型教育や、多様な仲間と協働した地域課題探究学習などを通じて、地域に愛着を持ち、確かな専門性を持ちながら、課題解決や新しい価値の創造に主体的に向かうことのできる生徒を育成する教育環境を提供できるよう、新しい魅力ある学校づくりを推進します。

(4) 学校の情報発信の充実

- 教育活動やその他の学校運営の状況について、保護者や地域住民に対して分かりやすく情報提供していきます。
- 高校においては、県立高校の魅力を県内外に効果的に発信するため、各校の魅力や価値、期待される社会的役割などを再定義し、入口から出口までの教育活動を、一貫した体系的なものへと再構成したスクールポリシーを作成するとともに、スクールポリシーをもとにした戦略的なPR活動を推進していきます。
 - ◆ 情報提供の充実
 - ◆ スクールポリシー（「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」）の作成
 - ◆ 戦略的なPR活動の推進

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
30	探究発表会（相当以上の発表会）に参加した県立高校数	14校	19校

取組みの内容1

家庭の教育力の向上

家庭教育は、心身の健康を育み、基本的な生活習慣、倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付けるうえで重要な役割を担っており、まさに教育の原点であり、教育の出発点です。

そのため、保護者が、子どもの発達段階に応じたかかわりができるよう、さまざまな機会を通じて家庭教育の啓発や学習機会の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者が多いことから、学校や家庭、関係機関との連携を深め、保護者が安心して家庭教育ができるよう支援します。

現 状 と 課 題

- 近年の都市化や核家族化、少子化、地域におけるつながりの希薄化など、家庭や家族を取り巻く環境の変化の中で、地域から孤立しがちな家庭や、子どもとの接し方やしつけ方が分からないなど、子育てに不安や悩みを抱える保護者が増えています。また、子どもの教育に熱心な保護者がいる一方で、子どもを放任する保護者が増えるなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。
- 教育基本法では、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有することなど、家庭教育に関する規定が設けられており、保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの発達段階に応じた適切なかかわりができるよう、親としての力を高める取組みが求められています。
- 最近では、「よく体を動かし、よく食べ、よく眠る」といった子どもにとって必要不可欠な基本的生活習慣が乱れており、学習意欲や体力、気力の低下の要因の一つとして指摘されています。さらに、社会性や道徳性、自己肯定感・自己有用感などが十分に育っていないなどの課題も指摘されています。
- これまで、家庭教育の重要性やスマートフォン等の適正利用について、保護者のための学習会を開催するなど、その支援に努めてきましたが、引き続き、さまざまな機会を通じた学習機会の提供と、より早い段階からの啓発活動が必要です。
- また、家庭教育や子育てに悩みや不安を持つ保護者に対し、学校や家庭、関係機関との連携を深め、電話相談などの相談体制を充実させることで、保護者が安心して家庭教育ができるよう支援する必要があります。
- 子どもが健やかに成長していくために、地域の多様な主体が協力しながら親子の育ちを支援し、地域の実情に合わせた家庭教育支援の取組みを活性化させることが求められています。

主 な 施 策

(1) 親育ちのための学習機会の充実

- 「早寝 早起き 朝ごはん」などの望ましい生活習慣を身に付けるうえで、家庭教育が重要であることについて「家庭教育啓発月間」を中心に積極的な広報啓発活動に努めます。また、学校と家庭が連携して、子どもの社会性や道徳性などを育むための効果的な働きかけができるよう支援します。
- 幼稚園や小学校等で保護者が集まる機会を捉えて、家庭教育啓発資料を活用しながら家庭教育の重要性について啓発を行うほか、保



▲早ね早おき朝ごはんあいさつキャンペーン

護者同士が学びあい、ネットワークを形成するためのワークショップの充実を図るとともに、これを推進する家庭教育推進専門員の資質向上に努めます。

- 幅広い年齢の子どもの保護者を対象に、ネット・ゲーム依存にかかわる基本的な知識についての理解を図り、家庭でのスマートフォン等の利用について考える機会を提供します。

- ◆ 「家庭教育啓発月間」を中心とした啓発活動の実施
- ◆ 基本的生活習慣の定着や、スマートフォン等の適正利用を身に付けさせるための啓発教材の充実
- ◆ 家庭教育推進専門員によるワークショップの充実
- ◆ さぬきっ子安全安心ネット指導員の養成と保護者学習会への派遣
- ◆ 幼稚園や小学校等と連携した学習機会の提供や啓発訪問の実施



▲家庭教育推進専門員によるワークショップ

(2) 地域全体で家庭教育を支える仕組みづくり

- 地域の実情に合わせ学校、家庭、地域が連携・協働して子どもの育ちを支えるために、福祉関係機関との連携体制の構築を図ります。
- できるだけ多くの保護者に家庭教育の啓発を行うことが重要であることから、地元の企業と連携し、企業を通して従業員の方に家庭教育や生活習慣づくりの大切さを啓発します。
- ◆ 家庭教育支援チームの促進
- ◆ 「香川県家庭教育サポート企業」等と連携した保護者への啓発活動

(3) 相談体制の充実

- 保護者が集まる行事等に参加できず、悩みを共有できる相手がいない、困ったときに頼る相手がいないなど、さまざまな状況にある子育て中の保護者を支援するため、教育センターにおける電話相談や面接相談など、きめ細やかな相談体制の充実を図るとともに、各種相談機関との連携に努めます。
- ◆ 電話相談や面接相談などの実施

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
31	保護者学習会への「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数（年度）	25回	75回



用 語 解 説

●家庭教育啓発月間

子どもたちが夏休み期間に入り、家族や地域住民とふれあう機会が多くなる7月、8月を「家庭教育啓発月間」とし、市町等と連携し、家庭教育に関する広報活動・学習情報の提供等を実施している。

●家庭教育推進専門員

県教育委員会が養成・委嘱しているボランティアで、幼稚園や小学校等からの依頼に応じて開催される「親同士の学びを取り入れたワークショップ」を進行する人。

●家庭教育支援チーム

地域の実情に応じて、子育て経験者をはじめとする地域の多様な人材で構成され、学校や保健福祉機関等とも連携しつつ保護者への学びの場や居場所づくり、情報提供といった支援を行う組織のこと。

取組みの内容2

地域の教育力の向上

地域は、学校や家庭とともに、子どもたちを育てていくうえで大きな役割を担っています。子どもたちは、地域でのさまざまな活動を通じ、幅広い世代の人々とかわることで、自主性、創造性、社会性などを身に付けていきます。

そのため、地域住民が、家庭や学校と連携・協働して、子どもに多様な体験活動や交流活動等の機会を提供できるよう、その活動の支援や地域人材の育成に努めます。

これらの取組みを通して、子どもの成長を地域全体で支える機運を醸成し、地域で子どもを育てる体制づくりを支援します。

現 状 と 課 題

- 近年の都市化や、社会環境の変化に伴い、子どもたちが、日常生活の中で社会のルールや人間関係の在り方を学ぶ機会が少なくなるとともに、地域の教育力の低下が指摘されています。
- 子どもを地域全体で育てていくために、大人が地域で生き生きとして活動する姿をみせたり、地域での行事や体験活動で子どもたちに積極的にかかわったりすることを通して、地域の絆や信頼関係を深めていくことが求められています。
- 子どもの成長にとっては、多様な体験活動を積み重ねることが大切であることから、地域の住民や団体、企業などが連携して、地域での子どもたちの活動の機会を確保する必要があるほか、父親の地域活動への積極的な参加も望まれています。
- 地域と学校が相互に連携・協働して子どもたちの学びや成長を支える地域づくりや、地域住民の協力を得て子どもが放課後や休日に安全で安心して活動できる居場所づくりが求められています。
- PTAや子ども会などの青少年団体は、地域で子どもを育てる活動を進める重要な役割を担っている団体です。自主的、自発的な活動を促し、社会の変化に対応する新しい取組みをさらに展開するため、各種団体の活性化や相互の連携を進める必要があります。
- 地域にあるさまざまな社会教育施設を十分に活用して、子どもが活動できる機会を確保する必要があります。

主 な 施 策

(1) 子どもの体験・交流活動の充実

- 子どもたちは、地域で暮らす人々とのかわりを通じて、学校では学べないものを学び、身に付けていくことから、地域住民やPTA、NPO、大学など、さまざまな団体の参画を得て、子どもを対象とする体験活動や保護者を巻き込んだ活動、地域住民との交流活動の充実を図ります。
- 父親が子育てや地域活動に積極的にかかわり、子どもとの体験活動を実施する取組みをさらに促進するため、おやじの会の地域活動の推進や設立を支援します。
 - ◆ 地域住民等による体験交流活動の推進
 - ◆ おやじの会の地域活動の推進や設立支援



▲地域住民の参画による「地域で共有!」

(2) 学校を核とした地域づくりと地域と連携した子どもの居場所づくり

- 子どもの健やかな成長と地域活性化のために、「学校を核とした地域づくり」と「地域とともにある学校づくり」が、それぞれの地域の実情に応じて進められるよう支援します。
- 子どもたちを地域の中で心豊かで健やかに育むために、地域の方々の協力を得て、子どもが放課後等に安全で安心して活動できる居場所づくりを推進し、多様な体験活動を実施します。
 - ◆ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進
 - ◆ 放課後子供教室など、放課後等における学びの場づくり



▲地域の方々による学校支援（プログラミング学習）

(3) 地域全体で子どもを育てる機運の醸成

- 子どもたちが多様な体験活動や交流活動を経験し、豊かに成長できるよう、地域住民や団体などが連携・協力して地域の教育力を生かしながら、地域全体で子どもを育む機運の醸成を図ります。
- そのため、地域における優れた実践活動などについて積極的に情報を収集し、広報啓発に努めます。
 - ◆ ホームページや広報誌などさまざまな広報媒体を活用した広報啓発の実施

(4) 地域コーディネーター等の育成と関係団体の活性化

- 子どもの健全な育成や家庭・地域における課題を解決するための研修会を開催し、学校、家庭、地域をつなぐコーディネーターの役割を果たす人材の育成を図ります。
- P T A、子ども会などの自主的な活動をさらに活性化できるよう、指導者研修や研究集会の充実のための支援に努めます。
 - ◆ 地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）等の育成
 - ◆ 少年団体や青年団体等における指導者育成や研修会の実施

(5) 公民館や県有施設等を活用した体験活動の充実

- 公民館（コミュニティセンターを含む）などで実施する子どもたちを育むための取組みを支援するとともに、五色台少年自然センターや屋島少年自然の家、県埋蔵文化財センター、県立ミュージアムなどを活用して子どもの体験活動の充実を図ります。
 - ◆ 公民館活動を分かりやすく説明した子ども向け啓発リーフレットの配付
 - ◆ 公民館や県有施設等を利用した子どもの体験活動の充実

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
32	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合 【再掲】	小学校 78.6% 中学校 63.2% (R元年度)	小学校 83% 中学校 68%



●おやじの会

父親が家庭教育や地域活動に積極的にかかわることで、自分自身の生き方を広げ、地域も活性化しようとする活動に取り組む自主グループで、主に小学校単位で、父親の持つ特技や技能を生かした活動や地域ぐるみの活動を行っている。

●地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざし、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行うさまざまな活動。

●地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）

地域学校協働活動に関する事項について、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う人材であり、地域や学校の実情に応じた地域学校協働活動の企画・立案、学校や地域住民、企業・団体等の関係者との連絡・調整などを行う。

重点項目6

家庭や地域での学びの環境づくり

基本的方向②

いつでも学べる環境づくり

取組みの内容1

子どもが読書に親しめる環境づくり

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものです。

そのため、家庭、地域、学校等がそれぞれ担うべき役割を認識するとともに、相互に連携・協力して、子どもの発達段階に応じたさまざまな分野の本との出会いや読書の機会の充実を図ります。また、子どもの読書活動を支える人材の育成や普及啓発活動を推進します。

現状と課題

- これまで、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりや、家庭、地域、学校等が相互に連携した子どもの読書活動の推進に取り組むとともに、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的機運を醸成するため、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発に努めてきました。
- 乳幼児期からの取組みとして幼稚園、認定こども園、保育所における「親子読み聞かせ教室」や県立図書館における「こども読書まつり」等のイベントを実施してきたほか、小・中学生対象の推薦図書として「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」を選定し、発達段階に応じた図書との出会いを創出してきました。
- しかしながら、中学生、高校生と学校段階が上がるにつれて、本を読まない子どもの割合が高くなる状況は依然として続いていることから、さらに、家庭、地域、学校等が相互に連携・協力し、社会全体で子どもの読書活動の推進を図っていく必要があります。
- 特に、学校は、子どもの読書習慣を形成していくうえで大きな役割を担っており、発達段階に応じて学校図書館を計画的に利活用し、児童生徒の自主的・自発的な学習活動と読書活動を充実していく必要があります。
- さらに、情報機器の発達に伴い、電子書籍の出版点数も増加しており、電子書籍の利活用について検討する必要があるほか、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の制定を受け、障害等の有無にかかわらず、だれもが読書を楽しめるような環境づくりが求められています。

主な施策

(1) 家庭における読書活動の推進

- 読書を日常生活の中に位置づけるためには、保護者が乳幼児期から読み聞かせをしたり、一緒に本を読んだりすることが重要です。このため、幼稚園、認定こども園、保育所で保護者を対象に読み聞かせの必要性やノウハウ等を啓発する講座「親子読み聞かせ教室」を実施します。
- すべての子どもと保護者に対して絵本の読み聞かせ等の必要性を啓発するために、乳幼児健診の機会を活用して、「ブックスタート」の促進に努めます。
- 電子書籍の利活用については、今後の普及状況等もみながら、検討します。
 - ◆ 親子読み聞かせ教室の開催等による保護者への啓発
 - ◆ 児童館における家庭教育講座等を通じた読書活動の促進



▲認定こども園でのボランティアによる読み聞かせ

(2) 地域における読書活動の推進

- 地域のボランティア団体による読み聞かせやおはなし会など、子どもの読書活動を推進する活動が広がり充実していくよう支援します。
- 地域で子どもの読書にかかる活動を行っているボランティア団体に対し、ボランティア団体自らが企画・提案する子どもの読書を推進する事業に助成を行います。
- 県立図書館では、地域のボランティア団体と連携した読み聞かせやおはなし会などの活動の一層の推進を図るとともに、児童資料コーナーや中・高校生を対象とした資料の充実に努めます。また、読書バリアフリー法を踏まえた読書環境の充実を図ります。
 - ◆ ボランティア団体の活動に対する支援・助成
 - ◆ ボランティア等と連携した公立図書館での読み聞かせの普及・充実

(3) 学校における読書活動の推進 【再掲】

- 子どもたちが学校生活の中で読書に親しむことができるよう、幼稚園、認定こども園、保育所では、絵本や物語の読み聞かせを行うとともに、小・中・高校生が交流活動において幼児に読み聞かせを行うなど、幼児が絵本等にふれる機会の確保に努めます。
- 各教科、総合的な学習の時間等を通じて、新聞や科学雑誌などを含め、多様な種類の読み物に親しめるように促します。
- 小・中学校では、一斉読書や読み聞かせの実施、推薦図書「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」の改定とその活用などによる読書指導の充実と、授業に役立つ資料や情報の提供による学習支援を図り、読書の楽しさとの出会いの工夫や、読書を多様で日常的なものにする工夫を行います。
- 高校では、各学校の実態に応じて、推薦図書目録の作成、特定の時期や学年単位での一斉読書活動などを推進するとともに、研究指定校による読書活動のための実践研究を行います。
- 特に、中学校や高校では、図書委員を中心とした生徒の自主的な取り組みや、生徒が主体的に読書活動に取り組めるような活動を促進します。
- 一人ひとりのニーズに応じて、文字拡大や音声読み上げ、自動ページ送り等ICTの機能を活用し、だれもが読書活動を楽しめるように取り組んでいきます。
- 小学校から高校まで、学校図書館にかかわる人材の資質・能力の向上を図るための研修等を実施するとともに、小・中学校では、蔵書整備、新聞整備、学校司書の配置や効果的な活用を通じて、学校図書館の充実を図ります。
 - ◆ 一斉読書活動の推進
 - ◆ 研究指定校における実践研究の推進
 - ◆ 推薦図書「香川の子どもたちに読んでほしい100冊」の改定とその活用
 - ◆ 特別支援学校における電子書籍の活用の推進

(4) 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進

- 図書館や学校等におけるボランティア団体の読み聞かせ活動を支援するとともに、保護者に対し読み聞かせの指導を行うボランティアの養成やその資質向上を図るほか、保護者による学校図書館の支援活動を促します。
- 県立図書館においては、子どもの多様な読書の要望に応えるため、小・中学校等に図書セットの貸出しを行うほか、市町立図書館司書の資質向上を図るための研修会を実施します。
 - ◆ 読み聞かせボランティアの育成や活動支援の推進
 - ◆ 図書館間の連携・協力の推進
 - ◆ 学校支援文庫「木守文庫」や児童資料団体貸出の実施

(5) 啓発・広報の推進

- 子どもの読書活動の意義や重要性について理解と関心を深めてもらえるように「子ども読書の日」（4月23日）と「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）を広くPRし、公立図書館を中心に読み聞かせ、おはなし会、絵本の展示会など、県内全域で子どもやその保護者が読書活動を楽しめるイベントを実施します。
- 家庭での読書習慣が定着するよう「23が60読書運動」として、家族でいっしょに毎月23日を含む1週間に合計60分以上を目標に読書活動に取り組むよう呼びかけるとともに、「こどもの読書週間」をこの運動の強調週間に位置づけ、普及に努めます。
- 国や県の表彰制度により、子どもの読書活動の推進に関して優れた取り組みを行っている学校、図書館、民間団体や個人を表彰し、県民に紹介することにより、子どもの読書活動についての関心と理解を深めていきます。
- ホームページなどの広報媒体を活用して、さまざまな読書活動推進の実践事例の紹介・奨励や啓発に努めるとともに、言葉の力や表現力によって、生徒がお互いに本の魅力を紹介し評価する取り組みを行います。
 - ◆ 読書運動やイベントの開催
 - ◆ ビブリオバトル等の優れた取り組みの奨励
 - ◆ 動画等を活用した読み聞かせ啓発



▲ビブリオバトルによる読書活動推進

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
33	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	61.2%	76%



用 語 解 説

●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

障害の有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として令和元年6月に制定された法律。

●ブックスタート

乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと保護者に対し親子で一緒に絵本を楽しむことの大切さを伝えながら、絵本を手渡す運動。

●学校支援文庫「木守文庫」

小学校・中学校および特別支援学校を対象に、学習内容に沿ったテーマごとにまとめた図書（1セット20冊又は40冊）を貸し出すことにより、学習活動や読書活動等を支援する。

●児童資料団体貸出

幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、特別支援学校および子どもの読書活動推進を目的とするボランティア団体などを対象に、児童資料を貸し出すことにより、読書活動を支援する。

●ビブリオバトル

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行う。すべての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動。

取組みの内容2

生涯学べる環境づくり

人生100年時代を見据えて、これまでの文化活動やスポーツ活動等に加え、社会人の学び直しのための教育など、一人ひとりのライフスタイルに応じた学びの機会が必要です。

そのため、だれもが、いつでも、どこでも自主的、自発的に学習することができる機会の提供に努めるとともに、学んだ成果を個人の生活や地域での活動の中に生かすことのできる環境づくりに努めます。

現 状 と 課 題

- 人生100年時代を見据え、県民の多様なニーズへの対応や学習情報の提供など、それぞれのライフステージに応じた利用しやすい学習支援環境の整備がこれまで以上に求められています。
- 公民館や図書館などの施設では、各種団体や学校との連携を図りながら地域住民のニーズに応じた活動が展開されています。県立図書館では、本県の中核図書館として図書資料の充実を図るとともに、講座の開催や市町立図書館への支援に一層努めています。
- 県民のニーズに対応した学習機会の提供は、現在、県、市町、大学、民間企業などで幅広く行われており、今後、これらの実施主体が連携・協力し、これまで以上に、多種多様な学習機会の提供に努める必要があります。
- 生涯学習情報提供システム「かがわ学びプラザ するするドットネット」は、学びたい分野に関する情報を探すだけでなく、自ら活動情報を登録・周知できる参加型のシステムとして運用しています。今後、さらに、県民が学習情報を的確に得られるよう、市町とも連携しながら、生涯学習情報システムの充実を図るとともに、システムを通して生涯学習の重要性を啓発していく必要があります。
- 社会環境の変化に伴い、地域における人間関係の希薄化が指摘される中で、住民自らが社会の責任ある担い手としての意識を持ち、学びの成果を地域課題の解決に向けた実践活動に結びつけられるよう、その取組みを支援していく必要があります。

主 な 施 策

(1) 学習機会の提供

- 各市町、大学、民間企業などとの連携・協力のもと、ICTを効果的に活用した幅広い学習機会の提供に努めます。また、大学の講座を県民に開放するとともに、大学等の受験資格を得るための認定試験を実施します。
 - ◆ 地域住民のニーズに対応した大学の講義を一般に開放するキャンパス講座の実施
 - ◆ 高等学校卒業程度認定試験の実施
 - ◆ 放送大学や公開講座等の利用促進

(2) 情報提供や普及啓発の充実

- 県民一人ひとりが迅速かつ的確に生涯学習情報を得られるよう県、市町、公民館などのさまざまな学習情報の一元的な提供に努めるとともに、生涯学習に取り組む個人やグループが自ら活動情報を登録・周知できる参加型のシステムの一層の充実を図るほか、システムを通じて生涯学習の重要性の普及啓発に努めます。

- ◆ 情報検索サイト「生涯学習情報提供システム『かがわ学びプラザ するするドットネット』」の運用

(3) 指導者の養成

- 地域において生涯学習の振興を図るため、専門的な知識を持つ有識者を配置し、指導者の育成や研修に努めるとともに、市町の生涯学習等の施策に関する相談や地域課題解決のための方策について助言を行います。
- ◆ 地域の課題を解決するための指導者研修会の開催
- ◆ 専門知識を有する外部人材による生涯学習等の施策に関する助言等



▲かがわ学びプラザ するするドットネット

(4) 生涯学習施設の利用促進

- 県内の公民館等の充実を図るため、地域のニーズや課題解決に対応した先進的な取組みの事例を紹介し、多様で魅力的な公民館活動を促進するとともに、施設の利用促進を図ります。
- ◆ 県内公民館等の先進的取組みの紹介冊子の配付
- ◆ 公民館活動を分かりやすく説明した子ども向け啓発リーフレットの配付

(5) 県立図書館の充実

- 県民の生涯学習活動を支える基盤として、県民がいつでも気軽に利用できる身近な図書館をめざして、利用者サービスの向上に努めるとともに、市町立図書館や関係機関、団体と連携協力して、地域や住民の課題解決を支援する機能や読書バリアフリー法を踏まえた読書環境の充実を図ります。また、読書習慣の定着が課題となっている中・高校生等の読書活動の推進に努めます。
- ◆ 県民の生涯学習活動や課題解決支援に必要な多様な資料の充実と提供
- ◆ ホームページの充実を図り、インターネットを利用した積極的な情報提供
- ◆ 児童資料団体貸出や学校支援文庫の利用促進、「Young Generation コーナー」の充実
- ◆ 子どもから大人までさまざまな世代を対象とした企画展示や行事の開催
- ◆ 障害者や高齢者等への利便性向上のための利用しやすい資料やサービスの充実



▲子育てに関する図書や雑誌を集めた「子育て支援コーナー」

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
34	県立図書館の利用者数	463,054人 (H29～R元年度の平均)	480,000人

用 語 解 説

●生涯学習情報提供システム「かがわ学びプラザ するするドットネット」

インターネットを利用して多様な学習情報を発信するサイト。(https://www.surusuru.net/)

●Young Generation コーナー

県立図書館では、中・高校生の読書活動を推進するため、コーナーを設け、中・高校生の興味関心のある図書を揃えるなどして、利用しやすい環境を整備している。

取組みの内容 1

生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくり

スポーツには、競技志向、健康志向、遊び志向など、多様な楽しみ方があり、生涯にわたり健康で活力のある豊かな生活を送るためにも、ライフステージに応じたスポーツ活動に取り組むことが重要です。

このため、県民だれもが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、日常的にスポーツに親しみ、またスポーツを「する」「みる」「ささえる」活動が実践できるよう、生涯スポーツの環境整備に取り組めます。

現 状 と 課 題

- 地域住民が生涯を通じてスポーツに参加するための基盤となる総合型地域スポーツクラブが設置されていない地域や、活動が停滞しているクラブもあることから、引き続き、クラブを設立・運営できる人材や、地域住民の多様なニーズに応じた魅力あるプログラムを提供できるスポーツ指導者の育成、資質向上を図る必要があります。
- より多くの人にスポーツに親しんでもらうため、親子や家族がそろって参加できるスポーツ教室やスポーツイベントの開催等を通じて、スポーツをほとんどしない人やスポーツが苦手な人に対するスポーツ参加のきっかけづくりが必要です。
- スポーツを楽しんだり、トップレベルの試合を観戦したりできるよう、県立スポーツ施設の整備・充実を図るとともに、今後も地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツ情報を提供していく必要があります。

主 な 施 策

(1) 総合型地域スポーツクラブの育成支援

- 市町、スポーツ団体等と連携協力しながら、地域住民の生涯を通じたスポーツ参加の基盤となる総合型地域スポーツクラブの普及啓発や、クラブ育成のための指導・助言、人材育成などを行います。
- 令和4年度からクラブの登録・認証制度が導入されることを踏まえ、県スポーツ協会や県クラブ連絡協議会と連携して制度の整備を進めるとともに、効率的・効果的に運営ができるよう質的充実に向けた支援体制を構築し、クラブの活性化を図ります。
- ◆ 広域スポーツセンター運営事業の実施

(2) スポーツに親しむ機会の提供

- スポーツ・レクリエーション関係団体と連携し、スポーツを気軽に楽しめる機会を提供します。
- 県立スポーツ施設において、指定管理者と連携し、より多くの人に楽しんでもらえるスポーツ教室やスポーツイベントなどを開催します。
- スポーツ大会や教室、イベントなど、多くの人がそれぞれの体力や年齢、興味、技術レベル等に応じて、活動に参加できる機会がさらに増えるよう、各スポーツ団体やスポーツ少年団などの育成・活動の支援に努めます。



▲県民スポーツ・レクリエーション祭

- 地域住民が興味や関心を持ち、スポーツ活動に積極的に結びつくような情報が提供できるよう、スポーツ情報誌やホームページの充実に努めます。
- ◆ 県民スポーツ・レクリエーション祭の開催
- ◆ ホームページ等による積極的なスポーツ情報の提供

(3) 地域でスポーツを支える人材の養成、活用

- 多様化する地域住民のスポーツニーズに対応できるよう指導者の養成と資質向上を図るとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ団体等の組織を適切に運営できる人材を養成します。
- 市町、関係スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、養成された指導者やクラブマネージャー等の人材の活用が図られるよう取り組みます。
- ◆ 生涯スポーツ指導者養成講座、クラブマネージャー養成講習会等の開催

(4) トップレベルの競技をみる機会の充実

- みる人に夢と感動を与えるような国内外のトップレベルのスポーツ大会が、県内でより多く開催され、優れたアスリートたちの技を間近に観戦できるよう、関係団体と連携して取り組みます。
- ◆ 香川丸亀国際ハーフマラソン大会の開催

(5) 新県立体育館の整備等県立スポーツ施設の充実

- 競技スポーツ施設、生涯スポーツ施設、交流推進施設としての機能を併せ持つ新県立体育館の整備を進めます。また、県立スポーツ施設については、各種競技大会の開催や競技団体のニーズに対応できるよう、必要な施設や設備の整備・充実を図るとともに、指定管理者制度を活用して施設の効用を最大限に発揮させ、各種サービスの充実や機能の強化を図ります。
- ◆ 新県立体育館整備事業の推進
- ◆ 県立スポーツ施設の整備・充実



▲新県立体育館の外観イメージ

(6) 障害者スポーツの振興

- 障害者が身近な地域でスポーツに取り組むことができるよう関係機関と連携を図り、障害者スポーツの振興に努めます。

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
35	成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.9% (R元年度)	65%



用 語 解 説

●県民スポーツ・レクリエーション祭

子どもから高齢者まで、だれもがそれぞれの体力や年齢、目的に合わせて、気軽にスポーツやレクリエーション活動に親しむことのできる機会を提供することをめざして、毎年開催している生涯スポーツの祭典。

取組みの内容 1

トップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境づくり

スポーツの国際大会等での郷土選手の活躍は、県民に勇気や感動を与え、次代を担う子どもたちに夢や希望を抱かせるものである。将来のトップアスリートをめざして、子どもたちが自らの能力を最大限に伸ばそうと努力することは、たいへん意義があります。

そこで、全国大会や国際大会において活躍できるトップアスリートをめざし、競技力を高めることができる環境整備に取り組みます。

現 状 と 課 題

- 本県出身選手は、オリンピック大会に、リオデジャネイロ大会、東京大会と2大会連続で出場しています。また、アジア競技大会においては過去3大会ともに6～9名の選手が出場しています。今後も日本代表選手を輩出できるよう、トップアスリート育成のための対策が必要です。
- 国民体育大会の総合順位については、平成5年の東四国国体優勝以降も上位を維持し、令和となった現在まで、おおむね20位台以上を確保しています。中には常に全国上位レベルの競技力を維持し、お家芸とよばれている競技もあります。今後も20位台維持に向け、継続して競技力向上の取組みを進める必要があります。
- 県では、中学校、高校の指定選手や選抜チームの強化、運動部活動の支援など、ジュニア選手の育成・強化に努めており、年代別の日本代表選手や全日本選手権で優勝する選手も育ってきています。平成21年度からはスーパー讃岐っ子育成事業をスタートさせ、優れた素質を持つ小学生を発掘し、将来のトップアスリートの育成をめざしています。
 今後は、発掘したタレントを中・高校生の年代において、継続して育成・強化し、日本代表へとつなぐ一貫指導体制を充実させるとともに、競技レベルや発達段階に応じた専門的指導が行える指導者を継続的に確保することが重要です。
- 選手たちがフェアプレイの精神のもと、最高のパフォーマンスを発揮できるようにするためには、トレーニングや試合における医・科学的サポート、ドーピング防止のための取組みが重要です。

主 な 施 策

(1) ジュニア期からのタレント発掘、育成

- 将来、国際舞台で活躍できる選手を育成するため、豊かなスポーツの素質を持つタレントを発掘・育成するとともに、中央スポーツ団体とも連携・協働し、日本を代表する選手へと育成・強化することができる環境の整備に努めます。
- ジュニア選手の育成・強化を進めるため、競技の特性や発達段階に応じた適切で専門的な指導が計画的・継続的に実施できるよう、各競技団体と連携して、一貫指導体制の充実を図ります。
- 関係団体と連携した運動部活動の強化事業や、部活動に地域のスポーツ指導者や県内のプロスポーツ選手等を派遣することなどにより、中学校、高校の運動部活動の充実・活性化を図ります。



▲マイスポーツ発見プログラム(ウェイトリフティング競技他様々な競技を体験)

- 子どもたちに、基礎的な運動の方法を正しく学ぶ機会やさまざまなスポーツ種目を体験できる機会を提供することにより、スポーツを始めるきっかけづくりに取り組みます。

- ◆ ジュニア期からの発掘・育成事業の推進
- ◆ 中学校、高校の運動部活動の充実・活性化
- ◆ さまざまなスポーツ種目を体験できる機会の提供



▲かがわドリームスポーツ教室（元日本代表監督によるバレーボール教室）

（2） トップアスリート育成のための支援

- オリンピックや世界選手権などの国際大会で活躍できる選手を輩出するため、本県出身の日本代表候補選手の活動を支援するとともに、県内で高度なトレーニングや海外選手団の合宿が行えるよう、練習環境の整備に努めます。
- 県代表選手やチームが国民体育大会をはじめとする全国大会で活躍できるよう、各競技団体が行う国体候補選手等の県外遠征、強化合宿、強化練習会や、専任コーチの配置などの強化事業を支援します。
- 将来性豊かな中学生・高校生選手を指定して個別に育成・強化を図るほか、オリンピック選手等のトップアスリートを活用したスポーツ教室や講演会などを開催し、ジュニア選手や指導者の育成を図ります。

- ◆ 本県出身の日本代表候補選手の活動支援
- ◆ 国体強化事業による県代表選手・チームの強化
- ◆ 丸亀競技場など県内の練習環境の整備



▲国民体育大会で活躍する郷土の選手

（3） 指導者の養成および資質の向上

- 指導者研修会の開催や優秀なコーチの招へい等により、より高いレベルでの指導ができる競技スポーツ指導者の養成と資質向上を図ります。
- 優秀な指導者を確保し、その指導力を十分に発揮できるよう適正配置に努めます。
- ◆ 競技スポーツ指導者の養成と資質向上のための支援

（4） スポーツ医・科学に基づいた競技力向上のための支援

- 競技者が安心してトレーニングや試合に打ち込めるよう、県スポーツ協会と連携してスポーツドクターやアスレティックトレーナーを配置するなど、スポーツ医・科学的な支援体制の充実に努めます。
- スポーツ関係団体と連携・協働して、ドーピング防止活動の推進に取り組みます。
- ◆ 関係団体との連携によるスポーツ医・科学的支援体制の充実

数 値 目 標

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
36	オリンピック大会に出場した本県関係の選手数	2人 (過去5大会の平均)	3人 (R6年度)
37	国民体育大会男女総合成績	31位 (H27～R元年度の平均)	20位台



●スーパー讃岐っ子育成事業

将来、日本代表として国際舞台で活躍できる本県出身のトップアスリートを育てるため、豊かなスポーツの素質を持つ小学生を選考し、育成プログラムの実施により基礎的能力を伸ばしながら、さまざまな競技種目を体験させ、専門的な育成段階へとつないでいく事業。毎年、小学校4年生を約25名程度、5年生を約10名程度、スーパー讃岐っ子として認定し、小学校卒業までの2年半で約50回のプログラムを実施している。

●アスレティックトレーナー

公益財団法人日本スポーツ協会（J S P O）の公認スポーツ指導者制度に基づき、J S P O公認スポーツドクターおよび公認コーチとの緊密な協力のもとに、競技者の健康管理、外傷・障害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション、体力トレーニングおよびコンディショニング等を行う。



資 料

1 数値目標一覧	130
2 計画策定の経過	132
3 香川県教育施策推進協議会	134
(1) 設置要綱	134
(2) 委員名簿	135

1 数値目標一覧

番号	指 標	現 状	令和7年度の目標
1 学力の育成			
1	「授業の内容がよく分かる／だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%
2	①-1 全国学力・学習状況調査における正答率40%未満の児童生徒の割合の全国平均との差	小学校6年生 -1.8pt 中学校3年生 0.0pt (R元年度)	小学校6年生 -2.4pt 中学校3年生 -0.6pt
3	①-2 「読書は好きですか」との質問に、「好き」または「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 79.7% 中学校2年生 74.0%	小学校5年生 82% 中学校2年生 75%
4	①-3 授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合	小学校 68.8% 中学校 59.2% 高校 85.4% 特別支援学校 70.5% (R元年度)	小学校 100% 中学校 100% 高校 100% 特別支援学校 100%
5	①-4 「英語の授業では、生徒同士で英語で問答したり意見を述べ合ったりする活動が行われていたと思いますか」との質問に「当てはまる」または「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒の割合	中学校 75.8% (R元年度)	中学校 80%
6	①-5 幼小の円滑な接続に向け、接続期のカリキュラムを検討する研修会に参加した幼稚園の割合	20.5%	80%
7	①-6 通常の学級に在籍する、障害のある児童生徒などのうち、特別な支援を必要とする児童生徒※の中で、「個別の指導計画」が作成されている割合 ※通級による指導対象者を除く	小学校 37.3% 中学校 11.0%	小学校 60% 中学校 50%
8	①-7 異校種の児童生徒を対象とした交流事業を行っている県立高校の割合	24.1%	50%
2 心の育成			
9	①-1 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 77.2% 中学校2年生 76.1%	現状を上回る水準
10	①-2 「自分には、よいところがあると思いますか。」との質問に、「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.2% 中学校2年生 66.4%	小学校5年生 72% 中学校2年生 67%
11	①-3 「本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり借りたりするために、学校図書館・学校図書室や地域の図書館にどれくらい行きますか」との質問に、月に1～3回以上と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 71.9% 中学校2年生 33.1%	小学校5年生 76% 中学校2年生 38%
12	①-4 人権・同和教育教職員ハンドブックを活用して校内研修を行った学校の割合	50.8%	100%
13	②-1 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」との質問に、「思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 86.9% 中学校2年生 82.5%	現状を上回る水準
14	②-2 「学校に行くのは楽しいと思う。」に「思う」または「どちらかと言えば思う」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 80.3% 中学校2年生 76.5%	小学校5年生 83.0% 中学校2年生 82.3%
15	②-3 「携帯電話やスマートフォン、ゲーム機などを使う場合、家の人と決めた使用ルールを守っていますか」との質問に、「守っている」または「どちらかといえば守っている」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 72.5% 中学校2年生 60.6%	小学校5年生 75% 中学校2年生 66%
3 体の育成			
16	①-1 全国体力・運動能力調査の体力合計得点の全国順位の平均	27位 (R元年度)	20位以内
17	①-2 肥満傾向児童生徒の出現率の平均 (各校種の出現率5年間平均)	小学校 7.76% 中学校 9.27% 高校 10.11% (H28～R2年度の平均)	現状からの減少

番号		指 標	現 状	令和7年度の目標
18	①-3	栄養教諭・学校栄養職員による教科等における食に関する指導を行っている割合	小 学 校 96.0% 中 学 校 79.1%	小 学 校 100% 中 学 校 100%
4 郷土を愛し、郷土を支える人材の育成				
19	①-1	「今住んでいる地域（香川県）の歴史や自然、産業について関心がありますか。」との質問に、「ある」または「どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学校5年生 66.4% 中学校2年生 44.3%	小学校5年生 68.7% 中学校2年生 53.2%
20	①-2	外部の関係機関から講師を招へいして主権者教育や消費者教育、金融教育等の取組みを行っている県立高校の割合	62.1%	100%
21	①-3	「総合的な探究の時間」や「課題研究」の授業などで、地元の自治体や大学、企業等と連携した取組みを行っている県立高校の割合	79.3%	100%
22	②-1	生徒が英語を用いた言語活動を、授業の半分以上において行っている公立高校の教員の割合	69.3% (R元年度)	80%
23	②-2	課題解決型学習の推進に向けての校内研修を実施している県立高校の割合	34.5%	100%
5 安全・安心で、魅力あふれる学校づくり				
24	①-1	学校安全に関する外部の専門家や学校教育の専門家との連携を図るなど、学校安全計画や避難訓練等を外部有識者がチェック・助言する体制が整備されている学校の割合	41.6% (H30年度)	60%
25	①-2	県立学校におけるトイレの洋式化の割合	県立中学・高校 60.6% 特別支援学校 81.4%	県立中学・高校 65% 特別支援学校 85%
26	①-3	経済的な理由で修学が困難な生徒等に対する奨学金の貸与	—	着実な実施
27	②-1	「授業の内容がよく分かる / だいたい分かる」と回答した児童生徒の割合 【再掲】	小学校5年生 73.1% 中学校2年生 59.5%	小学校5年生 77% 中学校2年生 65%
28	②-2	県立学校教職員の年次休暇の年間取得日数	9.1日	15日以上
29	③-1	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合	小 学 校 78.6% 中 学 校 63.2% (R元年度)	小 学 校 83% 中 学 校 68%
30	③-2	探究発表会（相当以上の発表会）に参加した県立高校数	14校	19校
6 家庭や地域での学びの環境づくり				
31	①-1	保護者学習会への「さぬきっ子安全安心ネット指導員」の派遣数（年度）	25回	75回
32	①-2	「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行いましたか」との質問に「よく行った」または「どちらかといえば、行った」と回答した学校の割合 【再掲】	小 学 校 78.6% 中 学 校 63.2% (R元年度)	小 学 校 83% 中 学 校 68%
33	②-1	親子読み聞かせ教室に参加した保護者の割合	61.2%	76%
34	②-2	県立図書館の利用者数	463,054人 (H29～R元年度の平均)	480,000人
7 スポーツの振興				
35	①-1	成人の週1回以上のスポーツ実施率	54.9% (R元年度)	65%
36	②-1	オリンピック大会に出場した本県関係の選手数	2人 (過去5大会の平均)	3人 (R6年度)
37		国民体育大会男女総合成績	31位 (H27～R元年度の平均)	20位台

2 計画策定の経過

令和2年 5月12日～ 6月 2日	令和2年度県政世論調査により、子どもの教育、生涯学習・スポーツに関する県民の意見、要望等を把握
令和2年 7月28日	地域教育行政懇談会及び市町教育行政意見交換会開催（丸亀市、坂出市、綾川町、宇多津町地区） （次期計画について協議）
令和2年 7月30日	地域教育行政懇談会及び市町教育行政意見交換会開催（善通寺市、観音寺市、三豊市、琴平町、多度津町、まんのう町地区） （次期計画について協議）
令和2年 8月28日	地域教育行政懇談会及び市町教育行政意見交換会開催（高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町地区） （次期計画について協議）
令和2年10月20日	香川県教育施策推進協議会第1回会議開催 （次期計画について協議）
令和2年10月29日～ 11月13日	教育関係団体（17団体）から、子どもや学校、家庭、地域社会の現状や課題、本県教育のめざすべき方向、これからの教育行政について意見聴取
令和3年 1月14日	香川県教育施策推進協議会第2回会議開催 （計画骨子案について協議）
令和3年 2月17日	令和3年2月香川県議会定例会に計画骨子案を報告
令和3年 3月 8日～ 3月25日	教職員から意見聴取
令和3年 5月24日～ 6月 1日	香川県教育施策推進協議会第3回会議開催（書面開催） （計画素案について協議）
令和3年 6月21日	令和3年6月香川県議会定例会に計画素案を報告
令和3年 7月 2日～ 8月 2日	計画素案についてパブリック・コメントを実施
令和3年 7月21日	地域教育行政懇談会及び市町教育行政意見交換会開催（丸亀市、坂出市、綾川町、宇多津町地区） （今後の教育施策と計画素案について協議）
令和3年 7月28日	地域教育行政懇談会及び市町教育行政意見交換会開催（善通寺市、観音寺市、三豊市、琴平町、多度津町、まんのう町地区） （今後の教育施策と計画素案について協議）

令和3年 7月30日	地域教育行政懇談会及び市町教育行政意見交換会開催（高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町地区） （今後の教育施策と計画素案について協議）
令和3年 8月17日～ 8月24日	香川県教育施策推進協議会第4回会議開催（書面開催） （計画案について協議）
令和3年 8月30日	令和3年香川県教育委員会8月定例会において計画案を議決
令和3年 9月15日	令和3年9月香川県議会定例会に計画議案を提案
令和3年10月 8日	令和3年9月香川県議会定例会において計画議案を可決

3 香川県教育施策推進協議会

(1) 設置要綱

(設置)

第1条 県の教育行政全般に関し必要な事項を審議し、もって本県教育の推進に資するため、香川県教育施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 香川県教育基本計画の策定に関する事項
- (2) 香川県教育基本計画の推進方策の検討に関する事項
- (3) その他前各号に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員24名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町教育委員会教育長
- (3) 各種教育関係団体等の役員等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が不在の時は、教育長が招集する。

2 協議会は、会長が議長となる。

3 協議会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、香川県教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(2) 委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考
会 長	野 崎 武 司	香川大学教育学部長	
副会長	岩 崎 敬 子	香川県商工会議所女性会連合会 前会長	
委 員	相 川 恵 祐	日本放送協会 高松放送局長	R3.7.2～
	青 井 静	香川県社会教育委員・家庭教育推進専門員 香川県子ども読書活動推進会議委員	
	池 田 信 浩	日本放送協会 前高松放送局長	～R3.7.1
	和 泉 和 美	香川県P T A連絡協議会 前母親代表委員長	～R3.7.1
	猪 熊 優 子	香川県立聾学校 学校評議員 (元香川県立高松養護学校校長)	
	漆 原 光 徳	四国学院大学教授 (四国学院大学副学長)	
	大 林 典 子	スクールカウンセラー・臨床心理士	
	尾 形 優 子	メロディ・インターナショナル株式会社 代表取締役C E O	
	尾 崎 勝	伸興電線株式会社 代表取締役社長	
	川 田 浩 子	香川県P T A連絡協議会 母親代表委員長	R3.7.2～
	田 中 敬 子	観音寺市立豊浜小学校 学校運営協議会委員	
	千切谷耕一郎	香川県高等学校P T A連合会会長	
	坂 東 民 哉	前香川県町教育長会会長 (小豆島町教育委員会教育長)	～R3.4.30
	藤 本 泰 雄	香川縣市町教育委員会連絡協議会教育長部会長 (高松市教育委員会教育長)	
	古 田 忠 弘	株式会社四国新聞社編集局地方部長	
	松 井 輝 善	香川県町教育長会会長 (綾川町教育委員会教育長)	R3.5.10～
	吉 田 重 隆	元香川県立農業経営高校校長 (藤尾八幡神社宮司)	
	吉 田 秀 典	香川大学創造工学部教授 (香川大学副学長)	

(会長、副会長以外は五十音順)

令和3年10月
香川県教育委員会

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号

TEL : 087-832-3736

FAX : 087-806-0233

URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/>

